

令和4年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

第1 公文書公開制度の運用状況

- 1 公文書公開制度の運用状況（平成30年度～令和4年度）
 - (1) 公文書公開請求件数等の推移
 - (2) 不服申立ての状況
- 2 令和4年度公文書公開制度の運用状況
 - (1) 公文書公開請求及びその処理の状況
- 3 出資法人の情報公開
 - (1) 出資法人の情報公開規程の整備状況
 - (2) 出資法人の情報公開の運用状況

第2 個人情報保護制度の運用状況

- 1 個人情報保護制度の運用状況（平成30年度～令和4年度）
 - (1) 請求件数等の推移
 - (2) 不服申立ての状況
- 2 令和4年度個人情報保護制度の運用状況
 - (1) 請求件数及びその処理の状況
- 3 個人情報取扱事務の開始届等の状況
- 4 出資法人の個人情報保護
 - (1) 出資法人の個人情報保護規程の整備状況
 - (2) 出資法人の個人情報開示の運用状況

第3 審査会・審議会の開催状況

- 1 審査会の開催状況
- 2 審議会の開催状況

資料編

- 1 公文書公開請求の内容一覧表
- 2 個人情報開示請求等の内容一覧表
- 3 審査会の答申の骨子と概要（答申情第132号～第155号）
- 4 審査会の答申の骨子と概要（答申個第116号～第127号）

第1 公文書公開制度の運用状況

1 公文書公開制度の運用状況(平成30年度～令和4年度)

(1) 公文書公開請求件数等の推移

(単位：件)

年度	請求	処 理 の 状 況							取下げ
		対象公文書	公開	一部公開	非公開	請求拒否	不存在	却下	
平成30年度	852	13,309	9,886	3,407	16	11	107	1	60
令和元年度	854	12,031	7,153	4,818	60	8	123	0	89
令和2年度	1,088	10,852	7,998	2,814	40	15	211	1	103
令和3年度	1,104	12,794	7,441	5,341	12	15	145	3	90
令和4年度	953	9,448	7,341	2,084	23	11	101	5	87
合計	4,851	58,434	39,819	18,464	151	60	687	10	429

(2) 不服申立ての状況

(処理の状況は令和5年6月30日現在)

(単位：件)

年度	不服申立て	処 理 の 状 況					取下げ	未処理
		認容	一部認容	棄却	却下	計		
平成30年度	32	3	—	7	1	11	21	—
令和元年度	22	1	5	10	—	16	6	—
令和2年度	29	6	3	12	—	21	3	2
令和3年度	21	5	—	2	—	7	2	—
令和4年度	33	3	4	5	3	15	1	17
合計	137	18	12	36	4	70	33	19

※令和4年度に公文書公開請求が行われ、その決定に対して不服申立てがあった件数は、令和5年6月30日現在合計30件です。

2 令和4年度公文書公開制度の運用状況

(1) 公文書公開請求及びその処理の状況

(単位：件)

実施機関	請求	処 理 の 状 況							取下げ
		対象公文書	公開	一部公開	非公開	請求拒否	不存在	却下	
市長	796	8,453	6,673	1,757	23	11	82	5	50
交通局長	19	190	123	67	0	0	2	0	6
上下水道局長	64	289	277	12	0	0	0	0	17
消防長	16	39	30	9	0	0	0	0	7
教育委員会	44	379	213	166	0	0	10	0	6
その他	14	98	25	73	0	0	7	0	1
合計	953	9,448	7,341	2,084	23	11	101	5	87

3 出資法人の情報公開

(1) 出資法人の情報公開規程の整備状況

(単位：法人)

出資法人の種別	令和5年4月1日現在で 条例の情報公開に関する責務規定 の適用を受ける出資法人数	令和5年4月1日現在で 規程のある出資法人数
100%出資法人	7	7
100%未満 50%以上 出資法人	5	5
50%未満 25%以上 出資法人	5	5
合計	17	17

(2) 出資法人の情報公開の運用状況

請求件数	公文書数	公開	一部公開	非公開	請求拒否	不存在	取下げ
10	16	14	2	0	0	6	0

※令和5年4月1日時点の出資法人（17団体）を対象とした件数です。
 ※不服申立てがなされたものではありません。

第2 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の運用状況(平成30年度～令和4年度)

(1) 請求件数等の推移

ア 個人情報開示請求

(単位：件)

年 度	請 求	処 理 の 状 況							取 下 げ
		対象個人情報	開 示	一部開示	非開示	請求 拒否	不存在	却下	
平成30年度	211	526	395	111	20	1	11	0	3
令和元年度	313	921	525	392	4	2	17	0	13
令和2年度	266	1,195	950	219	26	0	45	3	2
令和3年度	242	604	397	206	1	0	11	2	7
令和4年度	184	520	402	117	1	0	16	3	6
合 計	1,216	3,766	2,669	1,045	52	3	100	8	31

イ 個人情報訂正請求

(単位：件)

年 度	請 求	処 理 の 状 況				取 下 げ
		対象個人情報	訂 正	非 訂 正	却 下	
平成30年度	1	1	0	1	0	0
令和元年度	1	2	1	1	0	0
令和2年度	4	5	3	2	0	0
令和4年度	1	1	0	1	0	0
合 計	7	9	4	5	0	0

※請求のあった年度のみ記載しています。

ウ 個人情報利用停止請求

(単位：件)

年 度	請 求	処 理 の 状 況				取 下 げ
		対象個人情報	利 用 停 止	非利用停止	却 下	
平成 30 年度	14	8	0	8	6	0
令和元年度	3	3	0	3	0	0
令和 2 年度	2	2	0	2	0	0
合 計	19	13	0	13	6	0

※請求のあった年度のみ記載しています。

(2) 不服申立ての状況

(処理の状況は令和 5 年 6 月 30 日現在)

(単位：件)

年 度	不 服 申 立 て	処 理 の 状 況					取 下 げ	未 処 理
		認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	計		
平成 30 年度	5	—	1	1	2	4	1	—
令和元年度	23	1	3	18	1	23	—	—
令和 2 年度	47	3	1	33	—	37	1	2
令和 3 年度	15	1	—	1	—	2	—	2
令和 4 年度	30	1	—	—	8	9	1	20
合 計	120	6	5	53	11	75	3	24

※令和 4 年度に個人情報開示請求が行われ、その決定に対して不服申立てがあった件数は、令和 5 年 6 月 30 日現在合計 28 件です。

2 令和4年度個人情報保護制度の運用状況

(1) 請求件数及びその処理の状況

ア 個人情報開示請求

(単位：件)

実施機関	請求	処 理 の 状 況						取下げ	
		対象個人情報	開 示	一部開示	非 開 示	請求拒否	不存在		却下
市 長	93	316	248	67	1	0	13	3	6
交通局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道局長	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	9	43	7	36	0	0	0	0	0
教育委員会	82	161	147	14	0	0	3	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	184	520	402	117	1	0	16	3	6

イ 個人情報訂正請求

(単位：件)

実施機関	請求	処 理 の 状 況				取下げ
		対象個人情報	訂 正	非 訂 正	却 下	
合 計	1	1	0	1	0	0

ウ 個人情報利用停止請求

(単位：件)

実施機関	請求	処 理 の 状 況				取下げ
		対象個人情報	利 用 停 止	非 利 用 停 止	却 下	
合 計	0	0	0	0	0	0

3 個人情報取扱事務の開始届等の状況

(処理の状況は令和5年4月1日現在)

(単位：件)

実施機関	開始届	変更届	廃止届	取扱事務数
市長	37	12	49	1,797
(共通)	0	0	0	15
(環境政策局)	3	0	6	131
(行財政局)	3	2	0	116
(総合企画局)	4	0	14	91
(文化市民局)	4	0	4	152
(産業観光局)	5	3	6	157
(保健福祉局)	2	3	0	315
(子ども若者はぐくみ局)	4	3	1	177
(都市計画局)	2	1	0	208
(建設局)	2	0	9	136
(会計室)	0	0	0	5
(区役所共通)	0	0	0	157
(特定の区役所)	8	0	9	137
交通局長	1	0	0	55
上下水道局長	1	2	8	102
消防長	1	0	1	190
教育委員会	2	2	6	168
選挙管理委員会	0	0	0	39
人事委員会	0	0	0	10
監査委員	0	0	0	11
農業委員会	0	0	0	20
固定資産評価審査委員会	0	0	0	6
市会	0	0	0	53
地方独立行政法人 京都市立病院機構	1	1	0	70
公立大学法人 京都市立芸術大学	0	3	0	23
地方独立行政法人 京都市産業技術研究所	2	0	1	27
合計	45	20	65	2,571

4 出資法人の個人情報保護

(1)出資法人の個人情報保護規程の整備状況

(単位：法人)

出資法人の種別	令和4年4月1日現在で 条例の個人情報保護に関する責務 規定の適用を受ける出資法人数	令和4年4月1日現在で 規程のある出資法人数
100%出資法人	7	7
100%未満 50%以上 出資法人	5	5
50%未満 25%以上 出資法人	5	5
合 計	17	17

(2)出資法人の個人情報開示の運用状況

請求件数	対象個人情報	開示	一部開示	非開示	請求拒否	不存在	取下げ
2	2	0	2	0	0	0	0

※令和5年4月1日時点の出資法人（17団体）を対象とした件数です。

第3 審査会・審議会の開催状況

1 審査会の開催状況

	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
第1部会	10回	10回	9回	9回	9回
第2部会	10回	8回	8回	9回	9回

2 審議会の開催状況

30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4回	4回	5回	4回	4回

公文書公開制度の運用状況の概要

1 公文書公開請求の内容の推移（令和3年度、令和4年度）

単位：件

請求の内容	令和3年度	令和4年度	増減
1 税務関係情報	2	1	-1
2 財務・契約事務関係情報 (うち金入り設計書)	318 (137)	360 (101)	+42 (-36)
3 市民生活関係情報	122	49	-73
4 産業・経済関係情報	25	9	-16
5 公害・環境関係情報	16	8	-8
6 保健福祉関係情報	97	45	-52
7 まちづくり関係情報	401	350	-51
8 防災関係情報	22	6	-16
9 交通・運輸関係情報	13	10	-3
10 文化関係情報	2	11	+9
11 教育関係情報	16	19	+3
12 その他行政一般関係情報	70	85	+12
合計	1,104	953	-151

(括弧内は内数)

2 令和4年度の公文書公開請求の概要

(1) 非公開等の状況（主なもの）

ア 全部非公開となった案件

- 公募型プロポーザルに関する企画提案書（受付番号 170）
- 固定資産税土地課税台帳、同家屋税台帳（受付番号 500）
- 保護者等からの苦情対応記録（受付番号 611）

イ 請求拒否となった案件

- 特定の企業に係る現場確認状況、指導状況等と解消見込みに関する文書（受付番号 107）
- 特定個人が行った要請書に基づき調査に係る一切の文書（受付番号 295）
- 特定個人が行った内部通報に関し調査した文書（受付番号 658）

ウ 却下となった案件

- 個別支援計画書等のうち「ワークシステム・サポートプログラム」等の記載があるもの（受付番号 604, 638, 815, 816）

(3) 不服申立てがなされた案件（主なもの）

- 特定個人が行った要請書に基づき調査に係る一切の文書（受付番号 295）
- 個別支援計画書等のうち「ワークシステム・サポートプログラム」等の記載があるもの（受付番号 604, 638, 815, 816）

1 公文書公開請求の内容一覧表

(令和4年度)

- (注) 1 「請求年月日」欄の「(郵)」は、公文書公開請求が郵送により行われたものです。
- 2 「備考」欄の丸数字は、非公開又は一部公開の理由として、情報公開条例第7条の何号に該当するとしたのかを示したものです。
- 3 「備考」欄の「(延)」は、情報公開条例第11条第1項の期間を同条第2項の規定により延長したものです。また、「(特延)」は、条例第12条の規定により特例として延長したものです。
- 4 網掛け (■) は、不服申立てがなされたものです。
- 5 伏字 (**) は、プライバシー等に配慮すべき事項として処理したものです。

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処 分	件数	所 管	備 考
1		4.4.1	金入り設計書	公開	4	上下水	
2		4.4.1	品目別産地別取扱高(貝類)(平成29年1月～令和4年1月)	公開	1	産観	
			・7ヵ産地別取扱高(令和4年2月、3月分) ・7ヵ取扱高(令和4年1月21日～2月14日)	不存在			
3		4.4.4	○地籍図 ○境界明示の手引	公開	2	行財	
4		4.4.4	建築計画概要書	公開	135	都計	① ②④
			同上	一部公開	14		
			同上	一部公開	1		
5		4.4.4	金入り設計書	公開	5	上下水	
6		4.4.4	関係業者等対応届(平成28年度～令和3年度のうち全額相手負担分のみ)	公開	873	行財	(延)
7		4.4.4	市有財産境界明示図	公開	1	建設	
8		4.4.4	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
9	郵	4.4.4	放課後等デイサービスの公募選定結果について(令和4年4月から9月開所分) 醍醐支所の選定に係る過程や点数等			子若	取下げ
10	郵	4.4.4	土地買収一件 西九条屠場拡張	一部公開	1	行財	①②④(延)
			工場竣成並清算報告書綴 授産場、屠場、伝染病院、火葬場、文化事業諸費	一部公開	1	都計	①②④
			屠場に関する重要書類	一部公開	1	産観	①④
11		4.4.5	○市有財産境界明示図 ○道路境界明示図 ○土地境界明示図	公開	3	建設	
12		4.4.5	市有財産境界明示図	一部公開	2	産観	①④
13		4.4.5	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
14		4.4.7	金入り設計書	公開	2	建設	
15		4.4.7	平安講社 時代祭関係費収入支出予算書	公開	2	産観	
16-1	郵	4.4.7	金入り設計書	公開	4	都計	
			同上	公開	13		
16-2	郵	4.4.7	同上	公開	27	建設	
16-3	郵	4.4.7	同上	公開	1	環境	
17	郵	4.4.7	同上	公開	15	交通	
18	郵	4.4.7	同上	公開	145	上下水	(延)
19		4.4.8	宅地造成工事図面及び水理計算書	一部公開	1	建設	①②④
20		4.4.8	金入り設計書	公開	7	上下水	
21	郵	4.4.8	同上	公開		上下水	
22	郵	4.4.8	同上	公開	1	上下水	
23		4.4.8	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図 ○土地境界明示図	公開	6	建設	
24		4.4.8	・**及び**団地の工事完了審査・現地調査をしていないとすることが適切であるとする根拠 ・合同の現地調査をした結果がわかる文書を作成していないとすることが適切であるとする根拠 ・当該2団地の構造計算書の構造計算適合性の確認をしていないとすることが適切であるとする根拠	不存在		都計	
25	郵	4.4.11	○救助工作車Ⅱ型ぎ装4図面①～③ ○化学消防ポンプ自動車Ⅱ型外観5面図 ○同上(ホース組立図)	一部公開	5	消防	②
26	郵	4.4.11	全国有志医師の会から送付された資料	一部公開	2	保福	①②
27		4.4.11	国有土地境界確定図	公開	2	建設	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
28		4.4.11	議題172号京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例制定について	公開	1	文市	
29		4.4.11	出火原因認定書	一部公開	1	消防	①⑥
30		4.4.11	平成27年度～平成31年度(令和元年度)の地域優良賃貸住宅家賃減額補助金交付変更決定通知書の旧特定優良賃貸住宅分 別紙1、地域優良賃貸住宅家賃減額補助金実績報告集計表	公開	1	都計	
31		4.4.12	○第72・73回美観風致専門小委員会の議事録について ○第70回京都市美観風致審議会の議事録及び答申について	一部公開	3	都計	⑤⑥
32		4.4.12	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
33		4.4.12	平成26年度下半期～平成31年度(令和元年度)の地域優良賃貸住宅家賃減額交付変更決定通知書の別紙1 市フラット関連補助金実績報告集計表	公開	1	都計	
34		4.4.13	金入り設計書	公開	6	上下水	
35		4.4.13	金入り設計書	公開	5	上下水	
36		4.4.13	地所件数取調書	一部公開	5	行財	①④
37		4.4.14	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
38-1	郵	4.4.14	○支出命令書 ○支出証明書 ○領収書 ○資金前渡出納簿	公開	4	総企	
			庁内メール(京都府知事市長表敬に関するもの)	一部公開	4		
			・京都市長が京都府知事に手交した花束を購入するに至った経緯、購入目的、購入により得られる効果、購入の意思決定過程、本件花束の手交先に知事を選定した理由が分かる一切の文書及び電磁的記録 ・本件花束を知事に手交した理由、目的及び本市における意思決定過程が分かる一切の文書及び電磁的記録	不存在			
38-2	郵	4.4.14	庁内メール(京都府知事市長表敬に関するもの)	一部公開	1	行財	①⑥
39		4.4.15	京都市西京極総合運動公園北川区域、京都市体育館、京都市民スポーツ会館、京都市京北運動公園の年次報告書(令和元年度分、令和2年度分)及び前回公募時の事業計画書(提案書)			文市	取下げ
40		4.4.15	建築計画概要書	公開	179	都計	① ②④ ①②④
			同上	一部公開	11		
			同上	一部公開	3		
			同上	一部公開	1		
41		4.4.15	新型コロナワクチン接種後の副反応疑い報告書(電磁的記録)	公開	1	保福	
42		4.4.15	○疾病などの認定に係る審査結果 ○健康被害調査委員会議事録	一部公開	7	保福	①⑤⑥
43-1		4.4.15	業務完了報告書	公開	3	建設	②④⑥ ⑥
			○同上 ○委託契約書	一部公開	11		
			撤去重点区域地図	非公開	1		
43-2		4.4.15	委託契約書	一部公開	1	行財	②④
44		4.4.15	金入り設計書	公開	2	上下水	
45		4.4.15	金入り設計書	公開	1	上下水	
46		4.4.15	国有土地境界確定図	公開	1	建設	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考	
47	郵	4.4.15	令和4年度「マインパーク」申請窓口の開設等に係る企画・運營業務に関する受託事業者「プロパザル」における受託候補者が提出した企画提案書	一部公開	1	文市	②	
48-1		4.4.19	金入り設計書	公開	4	建設		
48-2		4.4.19	同上	公開	1	教育		
49-1		4.4.19	同上	公開	1	都計		
49-2		4.1.19	同上	公開	2	建設		
50		4.4.19	同上	公開	2	上下水		
51	郵	4.4.19	令和4年度産業観光局予算概要書	公開	1	産観		
			有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書	不存在				
			電気柵、メッシュ柵の購入に使用する予算の内訳が分かる書類 狩猟商品購入に使用する予算の内訳が分かる書類					
52	郵	4.4.19	旅館業許可施設一覧(令和4年2月末時点) (請求内容のうち、理容所、美容所、クリーニング店)	一部公開	1	保福	①②(延) 取下げ	
53		4.4.19	○京都市長選に関する選挙運動費用収支報告書 ○京都市長選に関する公費負担に係る請求書及び振込依頼書	一部公開	2	選管	①②④	
54		4.4.19	地所件数取調書	一部公開	11	行財	①④	
55		4.4.20	○京都・キエ姉妹都市提携50周年記念イベント「新たな50周年へ向けて、日本からウラナイへ祈りを込めて」 ○上記の後援名義の使用許可について	一部公開	2	総企	①	
56		4.4.20	ルームアター京都に設置する喫煙設備の取扱いに係る覚書の更新について	公開	1	文市	②④	
			○寄付受納について(京都コンサートホール喫煙設備) ○同上(ルームアター京都喫煙設備)	一部公開	2			
57		4.4.20	市長日程資料	一部公開	1	環境	①②	
58		4.4.20	○公文書の公開に関する照会書(令和4年3月23日付)	一部公開	2	行財	②⑤⑥	
			○公文書の公開に関する意見書(令和4年4月6日付)					
59		4.4.20	京都市公設喫煙場所の供用開始について(JR西大路駅北側喫煙場所)	公開	1	文市	①②④⑥	
			○寄付受納事前協議確認票[JR西大路駅北側喫煙場所] ○JR西大路駅北側(新改札口前ロータリーエリア)での喫煙場所の新設に係る地元説明について ○喫煙場所の設置、管理運営等に関する覚書の締結について(JR西大路駅北側喫煙場所) ○寄付受納について(JR西大路駅北側喫煙場所) ○公設喫煙場所設置に伴う道路占有許可申請書の提出について(JR西大路駅北側喫煙場所) ○喫煙設備の取扱いに係る覚書別紙について	一部公開	6			
60		4.4.20	(回答)都市公園における喫煙の対応について(北九州市)	一部公開	1	建設	⑥	
61		4.4.20	喫煙者への禁煙外来受診勧奨等による健康管理支援の推進について(通知)	公開	1	保福		
62		4.4.20	(照会・回答)同性パートナーの入居及び公住敷地内での喫煙制限について(北海道)	一部公開	1	都計	⑥	
63		4.4.20	○市長への手紙について(喫煙所について) ○コールセンターへの問合せについて(井門明治安田生命ビル裏の喫煙について)	一部公開	2	行財	①②	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
64		4.4.20	はたちを祝う記念式典ホームページのバナー広告掲載事業者の決定について(**株式会社**支社)	一部公開	1	子若	①②
65		4.4.20	市長への手紙(教員の路上喫煙)について	一部公開	1	教育	①
66		4.4.20	市長への手紙(松原中学校ブロック塀工事警備員の喫煙)について	公開	1	教育	
67		4.4.20	消防学校中庭の喫煙について	公開	1	消防	
68		4.4.21	金入り設計書	公開	2	上下水	
69	郵	4.4.21	基地経営等許可申請に係る資料、申請書及び付属資料			保福	取下げ
70-1	郵	4.4.22	令和4年度京都市市有債権回収業務委託契約書	一部公開	1	行財	②④
70-2	郵	4.4.22	○令和4年度京都市母子父子寡婦福祉資金債権管理回収等業務委託契約書 ○京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等業務委託企画提案書	一部公開	2	子若	②④
70-3	郵	4.4.22	令和4年度京都市市営住宅退去者滞納家賃等収納及び請求業務委託契約書	一部公開	1	都計	②④
			京都市市営住宅退去者滞納家賃等請求及び収納業務委託に関する仕様書	公開	1		
71	郵	4.4.22	○損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応表 ○同上(弁護士協議後) ○同上(弁論準備手続結果) ○同上(次回弁論準備手続きへの対応) ○損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応 ○(議員対応表)懲戒処分取消請求訴訟の判決結果を踏まえた職員の再処分について	一部公開	6	行財	⑥(延)
72	郵	4.4.22	自動車検査証	公開	46	交通	
73	郵	4.4.22	実施設計委託	公開	1	上下水	
74	郵	4.4.26	処分等の概要書	公開	2	都計	②④
			建築計画概要書	一部公開	1		
75		4.4.27	京都市桃陵市営住宅団地再生事業における民間導入可能性調査及び基本構想策定業務委託			都計	取下げ
76		4.4.27	地所件数取調書	公開	13	行財	
77		4.4.27	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	8	建設	
78	郵	4.5.2	○市道路線の廃止等の告示について ○市道路線の認定等、道路の区域変更等の告示について ○道路の区域決定・供用開始及び区域変更・供用開始・告示について ○道路の供用開始及び供用廃止・自転車歩行者専用道指定等の告示について ○道路の区域変更・供用開始・告示について(八瀬118号線) ○同上(上賀茂経138号線、松尾嵐山緯31号線、松尾松室経10号線) ○同上(大原野101号線、大原野108号線) ○同上(皆山経6号線)	公開	8	建設	
79	郵	4.5.2	・京都市バスのデジタル行先表示器 ・コントロールパネル注入用行先表示データ			交通	取下げ
80		4.5.2	地所件数取調書	一部公開	11	行財	①④
81		4.5.2	地所件数取調書	一部公開	12	行財	①④
82		4.5.2	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
83		4.5.6	向島中学校建設工事及び旧向島中学校体育館耐震改修工事の図面	公開	7	都計	
84-1	郵	4.5.6	土地売買契約書	公開	1	行財	①②④
			市有地の売却について	一部公開	1		
84-2	郵	4.5.6	行政財産の用途廃止及び売却について(左京区大原野村町)	一部公開	1	産観	①②④

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
85		4.5.6	金入り設計書	公開	1	都計	
86		4.5.9	同上			都計	取下げ
87		4.5.9	同上	公開	2	都計	
88		4.5.9	処分説明書	公開	1	行財	①
			○処分説明書 ○文書嚴重注意文	一部公開	2		
89		4.5.9	令和3年11月25日から令和4年5月6日に行った懲戒処分及びけん責処分の処分内容がわかる書類			消防	取下げ
90		4.5.9	令和4年3月2日付け懲戒処分に係る処分説明書	公開	1	交通	①
			令和3年11月25日から令和4年5月6日までにを行った懲戒処分に係る人事異動通知書、懲戒処分の一覧表	一部公開	21		
91		4.5.9	職員の人事について(令和4年3月14日決定)のうち、けん責処分の内容が分かる書類	一部公開	3	上下水	①
92		4.5.9	処分書	公開	2	教育	
93		4.5.9	金入り設計書	公開	6	都計	
94		4.5.9	道路の供用開始・告示について(桃山緯122号線)	公開	1	建設	
95		4.5.9	金入り設計書	公開	1	上下水	
96		4.5.10	建築計画概要書	公開	166	都計	① ②④
			同上	一部公開	6		
			同上	一部公開	9		
97		4.5.10	京都市桃陵市営住宅団地再生事業における民間活力導入可能性調査及び基本構想策定業務委託			都計	取下げ
98		4.5.11	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	2	建設	
99		4.5.11	金入り設計書	公開	2	都計	
100		4.5.11	同上	公開	2	都計	
101	郵	4.5.11	同上	公開	2	都計	
102		4.5.11	認定路線調書	公開	1	建設	
			認定外建設局財産の路線調書	不存在			
103-1	郵	4.5.11	金入り設計書	公開	1	環境	
103-2	郵	4.5.11	同上	公開	39	都計	
103-3	郵	4.5.11	同上	公開	1	建設	
104		4.5.12	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
105		4.5.13	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
106		4.5.13	京都市立八瀬小学校校舎等整備事業に伴う地質調査業務委託報告書	一部公開	5	教育	①②
107	郵	4.5.13	**に係る自転車の公道(上七軒通)上不法放置及び展示自転車の公道(上七軒通)上不法はみ出しについての現場確認状況・指導状況・取り締まり状況等の対応内容と不法事態解消見込に関する公文書一式	拒否		建設	②⑥
108	郵	4.5.13	金入り設計書	公開	8	交通	
109		4.5.13	京都市本庁舎改修工事及び新西庁舎(仮称)新築工事ただし、電気設備工事	公開	1	行財	
110		4.5.16	金入り設計書	公開	3	上下水	
111		4.5.16	○国有土地境界確定図	公開	2	建設	
			○道路境界明示図				
112		4.5.17	地所件数取調書	公開	7	行財	
113		4.5.17	金入り設計書	公開	2	上下水	
114		4.5.17	金入り設計書	公開	2	上下水	
115		4.5.17	金入り設計書	公開	2	建設	
116		4.5.17	○旧公図	公開	3	建設	
			○国有土地境界確定図				
			○土地境界明示図				
117		4.5.18	地所件数取調書	一部公開	11	行財	①④
118		4.5.18	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
119		4.5.18	金入り設計書	公開	10	建設	
120		4.5.19	国有土地境界確定図	公開	4	建設	
121		4.5.19	旧公図	公開	1	行財	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
122		4.5.19	○都市計画法による開発行為の許可(昭和63年12月6日付第1837号、平成4年2月21日付変第1227号)に係る図面のうち、位置図及び造成計画平面図 ○都市計画法による開発行為の許可(平成21年10月2日付第3791号、平成22年12月3日付変第1735号)に係る図面のうち、位置図、造成計画平面図並びに公共施設新旧対照図 ○都市計画法による開発行為の許可(令和3年6月25日付第4868号)に係る図面のうち、位置図、造成計画図(1)、造成計画図(2)及び公共施設新旧対照図	一部公開	3	都計	②④
123		4.5.19	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
124		4.5.19	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
125	郵	4.5.20	1965年パリ市への石灯籠寄贈に係る資料一式	公開	1	総企	
126		4.5.20	地所件数取調書	一部公開	5	行財	①④
127		4.5.23	金入り設計書	公開	1	上下水	
128		4.5.23	地所件数取調書	一部公開	3	行財	①④
129	郵	4.5.23	2021年10月25日月曜日に行われた口頭意見陳述において**かがやきセンター長が「診断結果に基づいていない記述がでたらめとは言えないと思います。」と発言しているの、「操作的診断基準(ICD and/or DSM)に基づいていない記述がでたらめとは言えない」と判断出来る事由及び根拠を示す公文書	不存在		保福	
130		4.5.23	2009年度における京響運営特別会計のうち、「2.事業活動支出/②管理費支出」の中の「委託費支出」として支出されたもののうち、10万円を超える支出について、支出に関する決定書等支出件名、支出先、金額及び支出日が記載された書類	不存在		文市	
131-1		4.5.24	市有財産境界明示図	公開	1	産観	
131-2		4.5.24	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
132		4.5.24	建築計画概要書	公開	198	都計	① ②④
			同上	一部公開	18		
			同上	一部公開	3		
133	郵	4.5.24	○(支出負担)令和30基準年度に係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務の委託について(平成28年10月11日決定) ○平成30基準年度標準宅地等の鑑定評価に関する業務委託の契約書、仕様書、実務実施計画 ○同上(令和3基準年度) ○(支出命令)平成30基準年度に係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務の委託について(平成29年4月6日決定) ○(支出負担)令和3基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務の委託について(令和元年9月2日決定) ○(支出命令)令和3基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務の委託について(令和2年4月3日決定)	一部公開	6	行財	②④
			・平成30年11月26日、総務省から都道府県市町村税担当課担当者宛に送信された「【参考】不動産鑑定士協会に対する鑑定業務の依頼について(総務省)」と題するメールに関し京都府から入手した書面等 ・平成30年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務及び付随業務及び令和3年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する完了報告書及び請求書	不存在			

(備考欄の略号)

- ①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
134		4.5.24	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
135		4.5.24	地所件数取調書	公開	23	行財	
136		4.5.25	市参事会議決書目録	公開	7	行財	(延)
137		4.5.24	○京都市京七美術館事業企画推進業務に係るプロポーザルによる業務受託者選定において、**から令和3年2月10日付けで提出された書類 ○京都市美術館リニューアル準備業務に係るプロポーザルによる業務受託者選定において、**から平成30年6月20日付けで提出された書類	一部公開	2	文市	①②④
138		4.5.26	金入り設計書	公開	3	上下水	
139		4.5.26	○烏丸線10系車両(1・2次車)全面表示器 ○烏丸線10系車両(3～6次車)前面・側面表示器 ○烏丸線20系車両前面・側面表示器 ○東西線50系車両全面表示器	公開	4	交通	
			烏丸線10系車両(1・2次車)側面表示器及び東西線50系車両側面表示器	不存在			
140	郵	4.5.26	請求日現在京都市消防局が保有する車両一覧			消防	取下げ
141	郵	4.5.27	医事及び薬事施設台帳の内、全営業種別において2022年5月24日までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設			保福	取下げ
142	郵	4.5.27	環境営業者台帳の内、全営業種別において2022年5月24日までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設			保福	取下げ
143	郵	4.5.27	食品営業施設台帳の内、全営業種別において2022年5月24日までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設			保福	取下げ
144		4.5.30	土地境界明示図	公開	1	建設	①②④
			市有財産境界明示図	一部公開	1		
145	郵	4.5.30	ケ・ホートセット外業務提携契約書	一部公開	1	病院	②④(延)
146		4.5.30	「京都市本庁舎改修工事及び新西庁舎(仮称)新築工事ただし、電気設備工事」について(平成28年9月30日決定)のうち工事内訳に係る部分	公開	1	行財	②④
			○(支出命令)京都市本庁舎改修工事及び新西庁舎(仮称)新築工事ただし、電気設備工事に係る完成払について ○漆塗りエレベーター扉の積算根拠となる見積書(3社分)	一部公開	4		
147		4.5.30	地所件数取調書	一部公開	6	行財	①④
148		4.5.30	漆塗りエレベーター扉のデザインに係る受託者等との協議資料(令和2年4月21日、7月15日)	公開	2	行財	①②④
			○工事請負契約書(工事名:京都市本庁舎改修工事及び新西庁舎(仮称)新築工事ただし、電気設備工事)の当初契(平成29年5月20日付契約)及び工事請負変更契約書(平成29年5月30日、平成29年11月2日、平成30年3月28日、平成31年3月20日、令和2年3月25日、令和3年6月1日) ○漆塗りエレベーター扉に係る作業経過報告書(令和2年4月30日、6月10日、9月2日、12月21日、令和3年3月29日、5月24日)及び漆塗りエレベーター扉に係る使用機材搬入報告書(令和3年7月20日) ○京都市本庁舎改修工事及び新西庁舎(仮称)新築工事ただし、電気設備工事 本庁舎EV-h2、3号機漆扉打合せレジュメ(令和元年10月9日、12月11日、令和2年1月29日) ○(市長ヒアリング資料)本庁舎のしつらえ(漆塗りのエレベーター扉)について(令和2年3月30日) ○監督員通知書(平成29年5月30日)及び監督員変更通知書(平成29年5月31日、平成30年4月23日、令和2年4月17日、令和3年4月1日)	一部公開	23		
149		4.5.31	金入り設計書	公開	1	都計	

(備考欄の略号)

- ①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
150		4.5.31	国有土地境界確定図	公開	1	建設	①②④
			土地境界明示図	一部公開	1		
151		4.5.31	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
152		4.5.31	京都市庁舎のエレベーターの扉の製作に際して京都市と打ち合わせに際して作成した資料	不存在		産技研	
153		4.5.31	○漆塗りエレベーター扉のデザインに係る受託者等との協議資料(令和2年4月21日、7月15日) ○漆塗りエレベーター扉の設置に係る京都市産業技術研究所との協議資料(令和元年9月5日)	公開	3	行財	①②
			○京都市本庁舎改修工事及び新西庁舎(仮称)新築工事ただし、電気設備工事 本庁舎EV-h2,3号機漆扉打合せレジュメ(令和元年10月9日、12月11日、令和2年1月29日) ○監督員通知書(平成29年5月30日)及び監督員変更通知書(平成29年5月31日、平成30年4月23日、令和2年4月17日、令和3年4月1日)	一部公開	8		
			・漆塗りエレベーター扉設置の決定(平成28年9月30日)以前において、漆塗りエレベーター扉の設置を検討するに当たり作成された事前協議資料及び当該協議資料に係る決定書 ・漆塗りエレベーター扉の設置に当たり、**氏と京都市が打合せにより作成した資料	不存在	1		
154		4.5.31	**団地及び**団地の構造の安全を確認しないで、当該2団地に対し、特定優良賃貸住宅の建設及び管理に係る補助金を交付することが適切であるとす根拠法令規定	不存在		都計	
155	郵	4.5.31	京都市内の公立小学校・幼稚園のホームページのトップ画面で「正しく知ろうワクチン接種~若い世代の皆様へ~」という文字をクリックすると、京都市のコロナワクチン接種のポータルサイトが開き、京都府・京都市が合同で作成された山中教授のメッセージ動画の中で「発熱などの副反応が多くの人で起こりますが、数日で治ります」と発言しているが、この発言の科学的根拠	不存在		保福	
156		4.6.1	○昭和22年9月 単線化工事施工申請書 ○狭軌木造単車書類1 ○電車配属表 昭和30年1月16日から	非公開		交通	⑥
157		4.6.1	京都市上京区総合庁舎整備事業に伴うエレベーター扉漆塗り等業務委託請負見積書	一部公開	1	文市	②④
158	郵	4.6.2	商調法一件(小売市場届書綴No.1~5)	一部公開	5	産観	①②④(延)
159		4.6.2	○京都市まちの美化推進事業団第28回理事会 ○同上(第29回) ○京都市まちの美化推進事業団令和2年度通常総会 ○同上(令和3年度) ○補欠役員の選任(案)及び入会会員の承認(案)(京都市まちの美化推進事業団理事会) ○役員選任(案)(京都市まちの美化推進事業団臨時総会) ○理事長、理事長代理、副理事長及び専任理事の互選(案)(京都市まちの美化推進事業団)	一部公開	7	環境	①④
160		4.6.2	「勤務時間中の喫煙禁止に関する調査について(照会)」(平成30年12月27日付け起案)に係る照会結果	公開	1	行財	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考	
161	郵	4.6.2	平成31年4月1日から令和5年3月31日までの期間における京都市スポーツ施設の指定管理者募集において提出があった下記の指定管理区分及び応募団体の提出書類 ・京都市西京極総合運動公園北川区域(陸上競技場兼競技場・補助競技場・野球場)、京都市体育館、京都市市民スポーツ会館 ・京都市西京極総合運動公園プール施設(京都アクアリーナ)、西院公園 ・京都市武道センター、岡崎公園 ・京都市東山地域体育館、京都市下京地域体育館、京都市吉祥院地域体育館、殿田公園、上鳥羽公園 ・京都市山科地域体育館、勧修寺公園、東野公園 ・京都市桂川地域体育館、京都市久世地域体育館、小畑川中央公園、牛ヶ瀬公園 ・吉祥院公園、下鳥羽公園 ・伏見桃山城運動公園、京都市伏見北堀公園地域体育館、伏見公園 ・京都市右京地域体育館、京都市中京地域体育館、朱雀公園			文市	取下げ	
162		4.6.3	金入り設計書	公開	2	都計		
163		4.6.3	金入り設計書	公開	2	上下水		
164		4.6.3	金入り設計書	公開	15	建設		
165		4.6.3	金入り設計書			都計	取下げ	
166		4.6.3	国有土地境界確定図	公開	1	建設		
167		4.6.7	国有土地境界確定図	公開	1	建設		
168		4.6.7	国有土地境界確定図	公開	1	建設		
169		4.6.7	国有土地境界確定図	公開	2	建設		
170		4.6.7	「親子で学んで体験!京の地蔵盆事業」業務委託に係る公募型プロポーザルに関する企画提案書(**提出分)及び見積書(**及び**提出分)	一部公開	4	文市	①②④	
			「親子で学んで体験!京の地蔵盆事業」業務委託に係る公募型プロポーザルに関する企画提案書(**提出分)	非公開			②	
171		4.6.8	建築計画概要書	一部公開	1	都計	②④	
			同上	一部公開	12		①	
			同上	公開	164			
172	郵	4.6.8	○令和3年度第1回、第2回、第4回～第7回、第9回～第13回市高校長会次第 ○令和4年度第1回～第4回市高校長会次第 ○校長会 提案・報告事項一覧(R4年4月4日(月)) ○同上(R4年4月13日(木)) ○同上(R4年5月9日(月)) ○同上(R4年6月6日(月))	公開	20	教育		
			○令和3年度第3回及び第8回市高校長会次第 ・平成27年度及び平成28年度分の次第及び令和3年度以前分の提案・報告事項一覧等	一部公開 不存在			2	①②
173	郵	4.6.8	○係会議(令和4年4月18日(月)) ○同上(令和4年5月11日(水))	公開	2	教育		
			令和4年1月から3月分及び会議の記録及びこれに類する文書等	不存在				
174		4.6.8	土地境界明示図	一部公開	1	建設	①④	
175		4.6.9	第19番字正宗丈量反別取調帳	公開	9	行財		
176		4.6.10	平成11年度～令和4年度における交通専門官の雇用条件書、任用条件書、勤務条件通知書、求人票、人材情報提供申込書	公開	29	交通		
177		4.6.10	「建築基準法の道路について(伏見区小栗栖中山田町75-6)」(平成16年4月14日決定)のうち道路種別判定依頼書一式を除く決定書一式	一部公開	1	都計	①②④	

(備考欄の略号)

- ①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
178		4.6.10	国有土地境界確定図	公開	3	都計	
179	郵	4.6.13	令和3年度末までの、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設が設置されている場若しくは事業場名等の一覧			環境	取下げ
180		4.6.13	金入り設計書	公開	1	都計	
181		4.6.13	金入り設計書	公開	2	都計	
182		4.6.13	令和3年度都市計画決定後生産緑地全筆データ(町名・地番・指定年月日)	公開	1	都計	
183		4.6.13	地図訂正について(南区吉祥院観音堂町他1筆)決定書(平成27年9月1日決定)のうち決定要旨のみ	公開	1	行財	
184		4.6.15	地所間数取調書	一部公開	3	行財	①④
185		4.6.15	土地境界明示図	公開	1	建設	
186		4.6.15	○国有土地境界確定図 ○市有財産(道路区域内)境界明示図	公開	3	建設	
187		4.6.15	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
188		4.6.16	向島中学校建設工事及び旧向島中学校耐震改修工事の図面	公開	2	都計	
189		4.6.16	左京区錦林市宮住宅K1棟の地盤情報が分かる資料	不存在		都計	
190		4.6.17	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
191		4.6.17	国有土地境界確定図 市有財産境界明示図	公開 一部公開	4 1	建設	①②④
192		4.6.17	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
193		4.6.17	地所間数取調書	公開	1	行財	
194		4.6.17	地所間数取調書	公開	12	行財	
195	郵	4.6.20	・食品営業台帳の全営業種別について、「業者名」「業者所在地」「営業所名称」「営業所所在地」「営業種別」「許可番号」「許可年月日」が掲載された一覧表 ・旅館業許可施設、公衆浴場、興行場営業、美容所開設、理容所開設、クリーニング所、コインランドリーのそれぞれについて、「業者名」「業者所在地」「営業所名称」「営業所所在地」「営業種別」「許可又は届出番号」「許可又は届出年月日」が掲載された一覧表			保福	取下げ
196	郵	4.6.20	建築計画概要書 建築確認等受付カード	一部公開 公開	1 1	都計	②④
197	郵	4.6.20	金入り設計書	公開	1	上下水	
198		4.6.20	エレベーター扉の蒔絵へのリサイクル金活用に関する決定書 ○支給品受領書 ○支給品返納書 ・本庁舎エレベーター扉とびらのうるしぬり作業のためにリサイクル家電から回収した金の価格が分かる資料 ・**氏のごみ減量推進課に話した内容がわかる資料	公開 一部公開 不存在	1 2	環境	①②④
199		4.6.21	金入り設計書	公開	8	建設	
200		4.6.21	同上			上下水	取下げ
201		4.6.21	同上	公開	1	上下水	
202		4.6.21	○市有財産境界明示図 ○土地境界明示図 ○国有土地境界確定図 ○境界確定協議書	公開 一部公開	2 5	建設	①④
203		4.6.22	○京都駅西部エリアに関する来訪者アンケート調査報告書(平成27年度～令和3年度分) ○京都駅西部エリアに関する居住者アンケート調査報告書(平成27年度～令和3年度分)及び別冊(各学区の傾向(平成27年度～29年度、令和元年度分))	公開	3	総企	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
204		4.6.23	地所間数取調書	一部公開	5	行財	①④
205		4.6.23	建築計画概要書	公開	218	都計	① ②④
			同上	一部公開	10		
			同上	一部公開	1		
206	郵	4.6.24	**は電子メールにおいて記載している「審査請求等の内容については一切応じません」という内容は、行政不服審査法84条に違反しているに関わらず、そのような内容を電子メールに記載している事由及び根拠	不存在		保福	
207		4.6.24	・受動喫煙防止対策について中央安全衛生委員会における審議内容が分かる文書(令和2年度第2回以降) ・健康管理医の職場巡視結果報告書及び改善報告書(令和3年度、ただし保育園と都市計画局を除く)			行財	取下げ
208		4.6.24	京都たばこ商業協同組合令和4年度通常総代会手持資料	公開	1	産観	①②④⑥
			○令和4年度通常総代会のみ開催のご案内 ○業種別組合通常総代会における市長祝辞について(京都たばこ商業協同組合) ○業種別組合の総代会での組合員店舗表彰における京都市長賞の交付について(京都たばこ商業協同組合) ○組合機関誌における市長の挨拶文の寄稿について(京都たばこ商業協同組合)添付文書回議票市長表敬訪問に係る文書	一部公開	4		
				不存在			
209		4.6.24	**との接触の際に作成・取得した文書(令和4年4月20日以降のもの)	不存在		文市	
210		4.6.24	○【供覧】「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」への問合せ等について(令和2年3月分) ○同上(令和2年2月分)、(12月分)、(11月分)、(10月分)、(9月分)、(8月分)、(7月分)	一部公開	8	保福	①②⑥
211		4.6.24	地所間数取調書	一部公開	11	行財	①④
212-1		4.6.24	住宅地造成事業法認可	一部公開	1	都計	②④
212-2		4.6.24	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
213		4.6.27	同上	公開	3	建設	
214		4.6.27	土地境界明示図	公開	1	建設	
215	郵	4.6.27	金入り設計書	公開	1	都計	
216		4.6.28	地所間数取調書	一部公開	2	行財	①④
217		4.6.28	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
218		4.6.28	同上	公開	1	建設	
219		4.6.28	地所間数取調書	一部公開	4	行財	①④
220-1	郵	4.6.30	自動車保険証券等	公開	2	環境	
220-2	郵	4.6.30	同上	公開	2	行財	
			同上	公開	15	文市	①⑥ ①
			同上	一部公開	1		
220-4	郵	4.6.30	同上	公開	9		
			同上	一部公開	2		
220-5	郵	4.6.30	同上	公開	14	保福	⑥
			同上	一部公開	2		
220-6	郵	4.6.30	同上	公開	7	子若	①②
			同上	一部公開	2		
220-7	郵	4.6.30	同上	公開	1	都計	①②
			同上	一部公開	2		
220-8	郵	4.6.30	同上	公開	9	建設	
220-9	郵	4.6.30	同上	公開	1	会計	
220-10	郵	4.6.30	同上	公開	6	区役所	
220-11	郵	4.6.30	同上	公開	2	区役所	
220-12	郵	4.6.30	同上	公開	1	区役所	

(備考欄の略号)

- ①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
220-13	郵	4.6.30	同上	公開	2	区役所	
221	郵	4.6.30	同上	公開	8	消防	
222	郵	4.6.30	同上	公開	7	交通	
223	郵	4.6.30	同上	公開	5	上下水	①②
			同上	一部公開	1		
224	郵	4.6.30	同上	公開	21	教育	①②
			同上	一部公開	12		
225	郵	4.6.30	同上	公開	9	病院	①②④
			同上	一部公開	46		
226	郵	4.6.30	同上			産技研	取下げ
227	郵	4.6.30	同上	一部公開	2	芸大	①②
228		4.6.30	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
229		4.6.30	地所間数取調書	公開	2	行財	

(備考欄の略号)

- ①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
230		4.7.1	旧公図	公開	1	建設	
231		4.7.4	地所間数取調書	一部公開	5	行財	①④
232		4.7.4	施設居住系の介護サービス事業所を整備・運営する事業候補者の公募(令和4年度第1回募集)に係る事前協議書類一式(特定3社分)	一部公開	8	保福	①②④
233		4.7.4	地所間数取調書	一部公開	3	行財	①④
234		4.7.4	国有土地境界確定図	公開	4	建設	
235	郵	4.7.4	・京都市において、職員がラインワークス上でしたやり取りが情報公開請求の対象となる行政文書に該当すると判断している根拠又は理由が記載された文書(情報公開事務の手引を除く) ・2021年3月17日付読売新聞オンラインの「チャットは公文書なのか?自治体で活用急拡大、ルールまちまち」と題する記事にある、京都市が条例や規則に基づき通信内容をハードディスクに記録するなどして一定期間保存する運用をしていることについて詳細が記載された文書	不存在		行財	
						総企 産観 都計	
236	郵	4.7.5	金入り設計書	公開	5	上下水	
237	郵	4.7.5	公有財産の目的外使用、貸付等マニュアルのChapter1 行政財産を他の地方公共団体に使用させる場合の実務のための判断の参考として使用している図書等の該当部分の写し	公開 不存在	1	行財	
238	郵	4.7.5	○金入り設計書 ○代価表 ○共通費内訳書 三社見積書	公開 一部公開	3 3	都計	②⑥
239		4.7.5	施設居住系の介護サービス事業所を整備・運営する事業候補者の公募(令和4年度第1回募集)に係る事前協議書類一式(特定3社分)	一部公開	5	保福	①②④
240		4.7.5	金入り設計書	公開	1	上下水	
241		4.7.5	土地境界明示図	公開	1	建設	
242		4.7.6	**立ち入り調査の内容及び再調査の全て内容がわかるもの			保福	取下げ
243		4.7.6	○小型家電及びリサイクル金の収支記録 ○リサイクル金活用記録 使用済小型家電から抽出した金からの金箔作製について 課長が金の処分を決定できる権限が分かる規則	公開 一部公開 却下	2 1	環境	②④
244		4.7.7	支出負担行為書	公開	3	教育	
245	郵	4.7.7	建築計画概要書 各種届出等	公開 一部公開	4 4	都計	①②④
246		4.7.7	京都市都市計画局 第H30危険左第025号	拒否		都計	①②
247		4.7.7	市有財産(道路区域内)境界明示図	公開	1	産観	
248		4.7.7	国有土地境界確定図	公開	5	建設	
249	郵	4.7.8	建築計画概要書 各種届出等	公開 一部公開	1 1	都計	①②④
250		4.7.8	地所間数取調書	一部公開	4	行財	①④
251		4.7.8	令和4年6月1日～6月30日の期間に、保健所で新たに営業許可を取得した事業所の一覧			保福	取下げ
252	郵	4.7.8	金入り設計書			上下水	取下げ
253		4.7.8	京都市地域優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅型)整備基準	不存在		都計	
254		4.7.11	旧公図	公開	1	建設	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
255		4.7.12	母に対しての措置について記載のある文書全て (令和3年10月～令和4年5月)	拒否		区役所	①
256		4.7.12	土地境界明示図	公開	2	建設	①④
			同上	一部公開	1		
257		4.7.12	国有土地境界確定図	公開	1	建設	①②④
			土地境界明示図	一部公開	1		
258		4.7.12	建築計画概要書	公開	170	都計	① ②④
			同上	一部公開	13		
			同上	一部公開	2		
259		4.7.12	金入り設計書	公開	1	都計	
260		4.7.12	地所間数取調書	一部公開	12	行財	①④
261		4.7.13	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
262	郵	4.7.14	大規模小売店舗立地法に基づく届出添付図面のうち、「周辺見取図」及び「建物配置図」	公開	2	産観	
263		4.7.14	京都市立向島中学校の測量図面のうち地盤高図、横断位置図、横断面図	公開	3	都計	
264		4.7.14	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図 ○旧公図	公開	4	建設	
265		4.7.14	公金支出金返還行為請求事件において、被告京都市代理人弁護士が第9号事件の書面の主張に「**団地及び**団地の共用廊下の有効幅員は市特優賃基準第1条を満たしている」と主張するにも関わらず、第12号事件の書面に「市特優賃基準第1条は…本件各補助金の支出要件として建築基準法例に適合することを固有の条件として定めたものではなく…」とする主張が適切であるとする根拠法令規定としての京都市地域優良賃貸住宅(特優賃型)整備基準	不存在		都計	
266		4.7.15	都市計画法による開発行為の許可(昭和50年1月21日付開発許可第1134号、昭和51年6月8日付変更許可変第1039号)のうち、変更許可に係る造成計画平面図	公開	1	都計	
267		4.7.15	関連6号棟トイレ喫煙所の移設について(周知)	公開	1	産観	①②④⑥
			○指定場所以外における喫煙に係る警告について ○場内喫煙所の設置に係る**との覚書の締結について ○覚書 ○覚書の締結に係るメール ○場内指定喫煙所の移設に係る**との協議について(摘録)	一部公開	13		
268		4.7.15	第18回京都さくらよさこいにおいて**が主催した「ひろえば街が好きになる運動」への名義後援の申請、承認に係る文書			総企	取下げ
269	郵	4.7.19	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳のうち、令和4年6月30日時点の営業許可・届出登録施設一覧及び令和3年12月1日から令和4年6月30日までの廃業施設一覧			保福	取下げ
270-1	郵	4.7.19	損害保険証券等	一部公開	1	文市	①
270-2	郵	4.7.19	同上	公開	2	建設	
271	郵	4.7.19	同上	公開	1	消防	①②
			同上	一部公開	1		
272	郵	4.7.19	270-1と同一			交通	取下げ
273	郵	4.7.19	270-1と同一			上下水	取下げ

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
274	郵	4.7.19	損害保険証券等	公開	6	教育	①②
			同上	一部公開	5		
275		4.7.19	住宅地造成事業法による許可(昭和42年3月10日認可 認可番号第7号)に係る ○住宅地造成事業認可通知書 ○道路及び排水計画平面図及び断面図	公開	3	都計	
276		4.7.19	・平成20年4月1日以前に京都市特定優良賃貸住宅供給促進制度実施要綱の規定により認定をうけた供給計画については、京都市特定優良賃貸住宅制度実施要綱附則第3項により、当該要綱の規程により認定をうけた供給計画とみなすとして ことが適切であるとする根拠法令規定としての京都市地域優良賃貸住宅(特優賃型)審査基準 ・家賃減額補助金について、平成20年4月までは京都市特定優良賃貸住宅供給促進制度実施要綱及び京都市特定優良賃貸住宅補助金等交付要領の適用を受け、平成20年4月以降は、京都市特定優良賃貸住宅制度実施要綱及び京都市地域優良賃貸住宅補助金等交付要綱の規定が適用されることが適切であるとする根拠法令規定としての京都市地域優良賃貸住宅(特優賃型)審査基準	不存在		都計	
277		4.7.19	地所間数取調書	一部公開	4	行財	①④
278		4.7.20	地所間数取調書	一部公開	7	行財	①④
279		4.7.20	市有財産(道路区域内)境界明示図	公開	3	建設	
280		4.7.20	・**に係る墓地経営許可申請書一式 ・**に係る毎年の墓地財務状況等報告書(墓地経営許可から最新の年度のものまで)	不存在		保福	
281		4.7.20	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
282		4.7.20	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定に基づく届出(受付番号)	公開	1	都計	
823		4.7.21	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	2	建設	
284		4.7.21	金入り設計書	公開	7	建設	
285		4.7.21	同上	公開	2	建設	
286	郵	4.7.22	○高校教育担当役割分担(3/31～暫定版) ○同上(4/18～確定版)、(6/1～確定版)	公開	3	教育	
287	郵	4.7.22	令和2年度、3年度及び4年度の高校教育担当に係るいわゆる「高担会」の会議で配布された資料及びそれらの電磁的記録の一切			教育	取下げ
288	郵	4.7.22	○第1回～第5回、第15回及び第16回高担会(配布資料兼記録)	一部公開	7	教育	①②⑤⑥(延)
			令和4年4月及び7月の高校教育担当に係るいわゆる「高担会」の会議に関する次の資料 ・会議の次第及びこれに類する文書 ・会議の記録及びこれに類する文書 ・職員としてのメモ及びこれに類する文書 ・音声データ ・電磁的記録の一切	不存在			
289		4.7.22	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
290		4.7.22	建築基準法令による処分等の概要書	公開	5	都計	
291		4.7.25	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	15	建設	①④
			国有土地境界確定図	一部公開	1		
292		4.7.26	京都市救護施設の整備及び運営事業者選定に係る提出資料	一部公開	1	保福	①②④(延)
293		4.7.26	地所間数取調書	一部公開	4	行財	①④

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
294		4.7.26	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
295	郵	4.7.26	**が2022年4月13日付けで出した要請書に基づく西京区役所生活福祉課に対する調査に係る一切の文書	拒否		行財	①⑥
296	郵	4.7.26	○公文書公開請求について(高校担当課長等の校長会出席時の会議記録等) ○同上(高校校長会の会議資料・年間予定) ○同上(高校教育担当(行政職)係会議に関する公文書等) ○公文書非公開決定についての審査請求に対する裁決書について	一部公開	4	教育	①
			公文書公開請求について(高校校長会の会議の次第等)	一部公開	1		①②
297	郵	4.7.26	学校指導課高校教育担当の「係会議」に関する公文書公開決定通知書により公開された公文書に記載されている(4月係会議 案件)及び(5月係会議 案件)のそれぞれの案件内容がわかる文書並びにそれらの電磁的記録の一切	不存在		教育	
298	郵	4.7.26	山科駅前地区第一種市街地再開発事業に関わる以下の資料 ・当時の住民に配布されたパンフレットなど ・都市計画の変更の原因がわかる資料 ・当時の住民の方々との交渉、説明会の内容がわかる資料 ・地域住民の方々が設立した「会」での会議録や「会」との交渉記録など			建設	取下げ
299		4.7.28	地所間数取調書	一部公開	7	行財	①④
300		4.7.28	土地境界明示図	公開	1	建設	
301	郵	4.7.28	○(支出命令)京一商西京同窓会館賃借料[平成26年度前期分](ふれあいの杜西大路御池学習室他) ○同上[平成26年度後期分]、[平成27年度前期分]、[平成27年度後期分]、[平成30年度前期分]、[平成30年度後期分] ○(支出負担)京一商西京同窓会館賃借料(ふれあいの杜西大路御池学習室他) ○同上(支出負担) ○土地及び賃室賃貸借契約書(平成30年4月1日)	一部公開	11	教育	②④
			誓約書	一部公開	1		①②④
			○(支出命令)京一商西京同窓会館 電気・水道料平成26年度上半期分(4月～9月分)(ふれあいの杜西大路御池学習室) ○同上(平成26年度下半期分)(10月～3月分) ○同上(平成27年度上半期分)(4月～9月分) ○同上(平成27年度下半期分)(10月～3月分)	一部公開	4		①②④
			○(支出命令)京一商西京同窓会館 電気・水道料平成30年度上半期分(4月～9月分)(ふれあいの杜西大路御池学習室) ○同上(平成30年度下半期分)(10月～3月分) ○同上(令和2年度上半期分)(4月～9月分) ○同上(令和2年度下半期分)(10月～3月分) ○土地及び賃室賃貸借契約書(令和2年4月1日)	一部公開	5		②④
302		4.7.28	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	2	建設	
303		4.7.29	地所間数取調書	公開	14	行財	
304		4.7.29	建築計画概要書	公開	155	都計	
			同上	一部公開	17		①
			同上	一部公開	1		①②④

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
305		4.7.29	○都市計画法による開発行為の許可(平成30年5月11日付変第1981号)のうち、構造図①~④ ○同上(平成30年9月25日付変第1988号)のうち、造成計画平面図及び擁壁展開図	一部公開	2	都計	①④
306		4.7.29	地所間数取調書	一部公開	9	行財	①④
307		4.7.29	建築基準法令による処分等の概要書 建築計画概要書	公開 一部公開	1 1	都計	①②④
308		4.8.1	住宅地造成事業法による許可(昭和43年2月21日認可 認可番号第17号)に係る ○住宅地造成事業認可通知書 ○新公共施設求積図 ○計画平面図	公開	3	都計	
309		4.8.1	地所間数取調書	一部公開	7	行財	①④
310		4.8.1	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
311		4.8.1	○国有土地境界確定図 ○土地境界明示図	公開	3	建設	
312		4.8.1	地所間数取調書	公開	1	行財	
313	郵	4.8.1	○建築計画概要書 ○建築基準法令による処分等の概要書 各種届出等	公開 一部公開	6 3	都計	①②④
314	郵	4.8.1	○建築計画概要書 ○建築基準法令による処分等の概要書 ・工事監理者変更届 ・工事施工者変更届 ・設計者変更届	公開 不存在	2	都計	
315		4.8.1	金入り設計書	公開	2	都計	
316	郵	4.8.1	○電話対応(令和4年6月29日)、(令和4年7月6日他) ○【1年研修旅行費】出納簿(平成30年度) ○電話対応(令和4年6月27日) ○個人別集金台帳(平成30年度)、(平成31年度) ○【1年研修旅行費】出納簿(平成31年度) ○支払証明書・返金証明書(平成31年度) 電話対応(令和4年6月22日) ○通帳(代表口座)(2年学年費)、(3年学年費)、(1年研修旅行費)、(2年研修旅行費)、(生徒会費) ○回答書(3枚1綴り)、(5枚1綴り) ○【1年学年費】出納簿(平成30年度)、(平成31年度) ○同上【2年学年費】、【3年学年費】 ○【2年研修旅行費】出納簿(平成30年度)、(平成31年度) ○【生徒会費】出納簿(平成30年度)、(平成31年度) ○支払証明書・返金証明書(平成30年度) ○ネスミス基金出納簿(平成29年4月~令和元年7月) ○オーケストラ定期演奏会出納簿 ○通帳(1年学年費) 本件に関する同校PTA会費の預貯金口座の通帳の写し	公開 一部公開 一部公開 一部公開 一部公開 不存在	3 5 1 6 16	教育	(延) ① ② ④ ①②④
317	郵	4.8.2	京都市の運営する浄水場(蹴上、松ヶ崎、新山科)の制御・監視システムの各ベンダー企業名と同システムが導入された年(最新のシステムに更新された年)			上下水	取下げ
318		4.8.2	金入り設計書	公開	1	建設	
319		4.8.2	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
320		4.8.2	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
321		4.8.2	国有土地境界確定図	公開	5	建設	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
322		4.8.3	開発登録簿第4138号記載の開発について、開発区域が幹線道路へ至る道に関する協議内容並びに道路図等の図面資料			都計	取下げ
323		4.8.3	大正14年度第五号線丸太町四条土地買収に関わる図面	不存在		建設	
324	郵	4.8.3	京都市立京都堀川音楽高等学校事務長が、同校PTAの会費等を私的流していた件に関して、京都市議会において京都市教育委員会は「監査もクリアしていたので問題がないと思った」と弁明した。当該監査に関する①から⑤の項目を含む一切の文書及びそれらの電磁的記録 ①本件監査の概要(監査主体や監査の目的・趣旨を含む) ②本件監査のすべての監査項目 ③②の監査項目に本件PTA会費の監査が含まれていることがわかる文書 ④本件監査の結果報告及び説明 ⑤本件監査を受けて、同校が改善した点がわかる文書	不存在		教育	
325		4.8.3	令和4年3月2日付け懲戒処分に係る人事異動通知書及び処分説明書	公開	1	交通	①
			市バス運転士による運賃着服事案について	一部公開	1		
326		4.8.3	たばこ商業組合等に対する補助金・啓発品についての照会の取りまとめ結果について	公開	1	行財	
327		4.8.3	京都たばこ商業協同組合の市長表敬訪問について	公開	1	産観	
328		4.8.3	苦情受付一覧(当課受け・コールセンター受け・市長への手紙)(令和3年12月10日、令和3年12月17日～令和4年8月3日通し番号757～882)	一部公開	1	文市	①②⑥
329		4.8.3	「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務に係る年次報告書(令和3年4月から令和4年3月)	公開	1	保福	(延) ①②④⑥ (延)
			○委託契約書(令和3年4月1日締結) ○(契約)令和3年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務の委託について ○委託契約書(令和3年4月1日締結) ○(契約)令和4年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務の委託について ○通報対応報告(令和3年度分) ○監視業務報告(令和3年度分) ○問い合わせ一覧(令和3年度分) ○喫煙可能室設置施設届出書一覧(令和3年度分)	一部公開	8		
330		4.8.3	**が主催した「ひろえば街が好きになる運動」への名義後援の申請、承認に係る文書			総企	取下げ
331		4.8.4	旧公図	公開	2	行財	
332		4.8.4	○実測図 ○明示書	一部公開	2	行財	①④
333		4.8.5	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
334	郵	4.8.5	○道路区域変更・供用開始・告示について ○道路の供用開始・告示について ○市道路線の認定等、道路の区域変更等の告示について ○市道路線の廃止等の告示について ○市道路線の認定等、道路の区域変更等の告示について ○市道路線の廃止等の告示について	公開	6	建設	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
335		4.8.5	地所間数取調書	一部公開	6	行財	①④
336		4.8.8.	同上	一部公開	15	行財	①④
337		4.8.8.	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
338	郵	4.8.9	大規模小売店舗法に基づく届出について(「届出書」、「広域見取図」、「周辺見取図」及び「平面図・建物配置図」)	公開	2	産観	
339-1		4.8.9	賠償責任保険証券等	一部公開	2	文市	①②
339-2		4.8.9	同上	公開	2	子若	①②
			自動車保険証券等	一部公開	2		
340		4.8.10	第19回京都市路上喫煙等対策審議会音声データ	公開	1	文市	
341		4.8.10	金入り設計書	公開	2	都計	
342		4.8.12	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
343	郵	4.8.12	・きょうと市民しんぶんの広告掲載業務における、直近3回分(3年分)の落札会社名、落札金額、応札会社数、応札会社名、応札金額、落札会社の見積金額、契約期間の分かるもの ・きょうと市民しんぶんの広告掲載に関する仕様書及び広告掲載業務の入札に関する要綱(直近のもの) ・京都市のホームページ広告掲載業務における、直近3回分(3年分)の落札会社名、落札金額、応札会社数、応札会社名、応札金額、落札会社の見積金額、契約期間の分かるもの ・京都市のホームページ広告掲載に関する仕様書及び広告掲載業務の入札に関する要綱			総企	取下げ
344		4.8.12	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
345		4.8.12	竣工図 飲料水兼用型耐水性貯水槽設置工事(近畿郵政局)	一部公開	1	上下水	②④
346		4.8.15	○「史跡名勝天然記念物現状変更終了届の提出並びに進達方依頼について」のうち、添付図面のみ ○清流園平面図 ○清流園(和風庭園) ○清流園(洋風庭園)	公開	4	文市	
347		4.8.15	梅小路公園(当初)竣工図面(公園全域と朱雀の庭)			建設	取下げ
348		4.8.15	住宅地造成事業法による認可に係る計画及排水平面図	公開	1	都計	
349		4.8.17	建築計画概要書	公開	180	都計	① ②④
			同上	一部公開	14		
			同上	一部公開	1		
350		4.8.17	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	3	建設	
351		4.8.17	住宅室住宅政策課が保有する一般社団法人**の定款及び社員名簿一覧	不存在		都計	
352		4.8.18	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
353		4.8.18	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	3	建設	
354		4.8.19	金入り設計書	公開	2	建設	
355		4.8.19	地所間数取調書	一部公開	5	行財	①④
356		4.8.19	地所間数取調書	一部公開	4	行財	①④

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
357		4. 8. 19	○新京極公園喫煙所移設に係る公園施設設置許可申請及び使用料減免申請について ○新京極公園喫煙場所移設に係る公園区域の占有許可及び使用料減免申請について ○市有財産使用承認について(新京極公園喫煙場所壁面) ○新京極公園における喫煙場所の寄付について(副申書)(令和4年7月5日付け)	公開	4	文市	①②④⑥
			○仕様変更承認依頼書兼承認書(新京極公園喫煙場所)の提出について ○寄付受納事前協議確認票「新京極公園喫煙場所」 ○寄付受納について(新京極公園喫煙場所) ○同上(喫煙設備(暖簾設置)) ○喫煙設備に係る覚書の締結について(新京極公園喫煙場所) ○喫煙設備の取扱いに係る覚書別紙について	一部公開	6		
358		4. 8. 19	地域企業イノベーションが保有する令和4年夏発行の京煙だより(第148号)	不存在		産観	
359		4. 8. 19	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
360		4. 8. 19	地所間数取調書	一部公開	3	行財	①④
361		4. 8. 19	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
362	郵	4. 8. 22	○建築基準法令による処分等の概要書 ○建築計画概要書	公開	2	都計	
363	郵	4. 8. 22	同上	公開	2	都計	①④
			建築計画概要書	一部公開	1		
364	郵	4. 8. 22	○建築基準法令による処分等の概要書(建築物) ○同上(昇降機) ○建築計画概要書	公開	3	都計	①④
			建築主等変更届	一部公開	1		
365		4. 8. 22	マテリアル等で利用できる給水ホットの拡大に関する連携協定書	公開	1	環境	
366		4. 8. 22	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
367	郵	4. 8. 23	金入り設計書			教育	取下げ
368		4. 8. 23	道路境界明示図	公開	1	建設	
369-1	郵	4. 8. 24	損害保険証券等	公開	15	行財	①②④
			同上	一部公開	3		
369-2	郵	4. 8. 24	同上	公開	35	文市	①②⑥
			同上	一部公開	2		
			同上	一部公開	1		
369-3	郵	4. 8. 24	同上	公開	12	産観	①②
			同上	一部公開	4		
369-4	郵	4. 8. 24	同上	公開	38	保福	①⑥
			同上	一部公開	4		
369-5	郵	4. 8. 24	同上	公開	16	子若	①②
			同上	一部公開	4		
369-6	郵	4. 8. 24	同上	公開	6	都計	①②
			同上	一部公開	6		
369-7	郵	4. 8. 24	同上	公開	12	建設	
369-8	郵	4. 8. 24	同上	公開	2	会計	
369-9	郵	4. 8. 24	同上	公開	14	区役所	
369-10	郵	4. 8. 24	同上	公開	3	区役所	
369-11	郵	4. 8. 24	同上	公開	2	区役所	
370	郵	4. 8. 24	同上	公開	19	消防	
371	郵	4. 8. 24	同上	公開	11	交通	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
372	郵	4.8.24	同上	公開	20	上下水	①②
			同上	一部公開	1		
373	郵	4.8.24	同上	公開	37	教育	①② ①② ①②④ ②④
			同上	一部公開	27		
			同上	一部公開	4		
			同上	一部公開	4		
			同上	一部公開	1		
374		4.8.24	地所間数取調書	公開	3	行財	
375		4.8.25	名勝円山公園平成29年全体平面図	公開	1	建設	
376	郵	4.8.25	金入り設計書	公開	2	上下水	
377		4.8.26	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図 ○土地境界明示図	公開	5	建設	
378		4.8.26	地所間数取調書	一部公開	2	行財	①④
379		4.8.26	地所間数取調書	一部公開	14	行財	①④
380		4.8.26	地所間数取調書	一部公開	9	行財	①④
381		4.8.26	○総合評価方式評価調書 ○総合評価落札方式(簡易型)落札者決定基準	公開	4	都計	
382	郵	4.8.29	○京都市生活保護疑義解釈集 ○生活保護返還徴収金債権管理マニュアル ○京都市生活保護医療扶助事務処理マニュアル ○生活保護法介護扶助事務処理マニュアル	公開	4	保福	
383	郵	4.8.29	金入り設計書			建設	取下げ
384	郵	4.8.29	金入り設計書	公開	1	建設	
385		4.8.30	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	2	建設	
386		4.8.30	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
387		4.8.30	関西日仏交流会館(新文化交流施設)の建設計画一件			総企	取下げ
388		4.8.30	風致許可・許可番号513号 日仏文化協会(平成2年)			都計	取下げ
389		4.8.31	委託仕様書 京都市立伏見工業高等学校敷地に係る土壌調査業務	公開	1	教育	⑥
			京都市立伏見工業高等敷地に係る土壌調査業務委託設計書	一部公開	1		
390		4.8.31	地所間数取調書	一部公開	8	行財	①④
391		4.9.1	地籍調査票	公開	2	行財	
392	郵	4.9.1	建築確認等受付カード	公開	1	都計	②④
			建築計画概要書	一部公開	1		
393		4.9.2	地所間数取調書	一部公開	21	行財	①④
394		4.9.2	○(平成30年7月13日供覧終了)受動喫煙防止に係る協力依頼について ○同上(平成29年12月12日供覧終了) ○灰皿に関する受動喫煙防止対策について	一部公開	3	保福	①⑥
395		4.9.2	健康長寿企画課が保有する京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口の記録に、2019年7月1日11時30分の京都市立横大路小学校教頭からの電話による問い合わせ「別住所にある小学校のグラウンドの入り口灰皿について」に対し、「敷地内に設置された灰皿であれば、今回の改正法を根拠に撤去可能→教育委員会から連絡してもらうことになった。」と回答がなされたと記載されているところ、教育委員会における問い合わせ・連絡に係る記録	不存在		教育	
396		4.9.2	地所間数取調書	一部公開	23	行財	①④
397		4.9.2	金入り設計書	公開	2	都計	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
398		4.9.2	桂駅前ビル 平面図及び定期点検結果報告書			消防	取下げ
399-1	郵	4.9.5	○公益通報処理窓口への通報について(内部通報No.2) ○公益通報処理窓口への通報の調査結果について(内部通報No.2) ○公文書公開請求について	一部公開	3	行財	①⑥
399-2	郵	4.9.5	個人情報保護事務の手引及び情報公開・個人情報保護審議会事務の手引の改訂について	公開	1	総企	①
			公文書公開請求書の写し(令和4年度295)	一部公開	1		
399-3	郵	4.9.5	令和4年4月西京区役所生活保護課がなした京都市個人情報保護条例第8条4号該当性についての判断過程がわかる一切の文書	不存在		区役所	
400		4.9.5	建築計画概要書	公開	157	都計	①
			同上	一部公開	15		
			同上	一部公開	1		
401		4.9.5	金入り設計書	公開	1	都計	
402		4.9.6	・京都市と**との間で連携・協定した「損害保険に関する連携・協力に関する包括連携協定」にかかる連携協定書(双方で協定した内容を示すもの) ・行財政局防災危機管理室が保有する**の定款及び社員名簿一覧			行財	取下げ
403		4.9.7	地所間数取調書	一部公開	4	行財	①④
404		4.9.8	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
405	郵	4.9.9	○建築基準法令による処分等の概要書 ○受付カード	公開	4	都計	①
			建築計画概要書	一部公開	2		
406		4.9.9	令和2年度から令和3年度までの事業実績報告書	公開	1	子若	①②④ (延)
			○平成29年度から令和元年度までの事業実績報告書 ○平成29年度から令和3年度までの地域子育て支援事業経費に係る支出負担及び支出命令決定書 ○平成31年度から令和3年度までの京都市子育て支援活動いきいきセンター事業委託料に係る支出負担及び支出命令決定書並びに京都市子育て支援活動いきいきセンター事業実績報告書	一部公開	43		
407		4.9.12	市有財産境界明示図	公開	1	建設	
408	郵	4.9.12	担当課長等の担当する事務の概目等の報告について	公開	1	建設	
			○建設総務課長における事務引継報告書 ○同上(担当課長)、(労務係長)、(担当係長) ○建設総務課労務担当による土木管理部職員への聴き取り ○趣旨説明の資料(土木管理部職員聴き取り1回目) ○建設総務課労務担当による土木管理部職員への聴き取り(2回目)、(3回目) ○監察主任及び監察副主任の指定について(報告) ○担当課長(当時)が建設局職員に送信したメール(ワードファイルに貼り付けたもの)	一部公開	11		①⑥

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・建設総務課長の業務引継ぎ及び当該文書のうち、職員との面談等に関する記載のある部分 ・同上(建設総務担当課長)、(建設総務課労務係長)、(建設総務課担当係長)、(建設総務課労務担当職員) ・個人情報の取扱い方針が確認できる文書 ・同上(個人情報の共有範囲)、(個人情報の管理方法)、(個人情報の保存期間)、(個人情報を建設総務課労務担当以外の第三者への情報提供の際の条件) ・個人情報の取扱いに関するその根拠 ・個人情報の取扱い適切であると客観的に確認できる資料 	不存在			
			<ul style="list-style-type: none"> ・当該面談後の対応等について、建設総務課等で決定した対応方針等がわかる資料 ・同上(建設総務課等で対応方針等を決定するための意思決定過程) ・令和2年度以降、当該職員との対応等について、建設総務課等で決定した対応方針等がわかる文書 				
			<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度、建設総務課が人事委員会事務局から職員への対応等について要請された事実が確認できる文書及びその際の記録 ・人事院会事務局からの要請を受けて、建設総務課内で決定した対応方針等がわかる文書及びその対応方針等を決定するための意思決定過程がわかる文書 ・令和2年8月、建設総務課担当係長及び人事委員会事務局とのやりとりの記録 ・令和2年9月及び10月、建設総務課担当課長及び人事委員会事務局とのやりとりの記録 ・令和4年度建設総務課労務担当の名簿 ・建設局観察担当による令和3年10月22日付文書についてその意思決定がわかる文書 令和4年6月20日建設局長名文書に関して、意思決定過程がわかる資料 				
			<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度建設総務課担当課長及び担当係長が建設局職員から退職に関する相談を受けた記録 ・令和4年3月、建設総務課担当課長による建設局職員へのメール対応における過失に関して、建設総務課担当課長が建設局職員に対して自分の過失を認めた主張した記録 ・同上(謝罪した主張した)、(「単なる見落とし」と主張した)、(「ケルミス」と主張した)、(「再発防止を図る必要はない。」と主張した) ・本件への対応として、建設総務課担当課長が実施した内容が確認できる資料及びその内容に要した期間が確認できる資料 ・本件について、建設総務課担当課長が上司等へ報告した事実及びその内容が確認できる資料 ・本件について、建設企画部長が総務課担当課長へ注意等を行った事実及びその内容が確認できる資料 ・建設局において、本件への再発防止を図るための対応が確認できる資料 	拒否			①⑥

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
			・本文書に記載されている指示もしくは指導を行うことができる根拠が確認できる文書、「客観的に確認されている」とされる根拠が確認できる文書、「個人間の問題である」との記載の根拠が確認できる文書、「相手方職員の言動にも問題があった」との記載の根拠が確認できる文書及び「本件等に対して適切かつ十分な対応を尽くしてきた」ことが確認できる文書				
409-1	郵	4.9.12	防空施設費公債一件	公開	1	行財	(延)
409-2	郵	4.9.12	○工事竣成並精算報告綴防空貯水槽2冊の1 ○工事竣成精算報告綴臨時防空関係	一部公開	2	都計	①②④
409-3	郵	4.9.12	○松ヶ崎宝ヶ池緑地公園用地買収一件 ○宝ヶ池公園用地買収一件	一部公開	2	建設	①④
			宝ヶ池公園一件防空施設費公債一件	公開	1		
410	郵	4.9.12	○国宝及重要美術品ノ防空関係書類綴(恩賜元離宮二条城事務所) ○国宝類分散保存ニ関スル件:昭和20年1月起(防空)(恩賜元離宮二条城事務所) ○昭和15年防空関係書類綴(恩賜二条城事務所)	公開	3	文市	
411		4.9.12	西陵中学校区小中一貫教育校施設整備事業設計業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて選定された受託候補者の技術提案書	公開	1	都計	
412		4.9.12	小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業設計業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて選定された受託候補者の技術提案書	公開	1	都計	
413		4.9.12	**及び**の店舗に係る京都市中規模小売店舗設置指導要綱に基づく届出書類一式	公開	2	産観	
414		4.9.12	国有土地境界確定図	公開	3	建設	
415		4.9.12	市有財産境界明示図	公開	1	建設	
416		4.9.13	金入り設計書	公開	1	上下水	
417		4.9.13	金入り設計書	公開	1	建設	
418	郵	4.9.13	○懲戒委員会(自動車運転委員会) 摘録 ○職員の処分について ○烏丸営業所**運転士に対する面談記録(令和4年8月25日実施) ○処分説明書	一部公開	4	交通	①⑤⑥
419		4.9.13	○国有土地境界確定 ○市有財産境界明示図	公開	3	建設	
420		4.9.13	地籍調査票(現地調査用)	一部公開	7	行財	①②④
421	郵	4.9.14	京都府南部指令センター共同運用基本調査業務に係る文書「整備費等検討結果報告書」	一部公開	1	消防	②⑤
422		4.9.14	住宅地造成事業法による認可に係る認可図書一式	公開	1	都計	
423		4.9.14	地所間数取調書	一部公開	13	行財	①④
424		4.9.15	住宅地造成事業法による認可に係る認可に係る認可した「住宅地造成事業の関係図書送付について」及び「計画平面図」	一部公開	2	都計	②④
425		4.9.15	地籍図	公開	1	建設	
426		4.9.20	・旧公図 ・地所間数取調書	一部公開	5	行財	①④
427		4.9.20	地所間数取調書	一部公開	24	行財	①④

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
428		4.9.20	損害保険に関する連携・協力についての包括連携協定	一部公開	1	行財	②④
			行財政局防災危機管理室が保有する**の定款及び社員名簿一覧	不存在			
429		4.9.21	○国有土地境界確定 ○市有財産境界明示図	公開	2	建設	
430		4.9.21	地所間数取調書	一部公開	8	行財	①④
431		4.9.21	地所間数取調書	一部公開	8	行財	①④
432		4.9.22	建築計画概要書	公開	156	都計	①
			同上	一部公開	13		
433		4.9.22	地所間数取調書	一部公開	6	行財	①④
434		4.9.22	内閣府によるSDGs全国アンケート調査に対する京都市の回答(令和2年度)	公開	1	総企	
435		4.9.22	旧公図	公開	2	建設	
436		4.9.22	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	2	建設	
437		4.9.22	勤務実績簿	一部公開	7	区役所	①
438		4.9.22	出勤簿カレンダー(令和2年4月分)	一部公開	1	区役所	①⑥(延)
439		4.9.26	○市バス地下鉄マンズリーライン広告料について ○マイポイントを契機としたマイナンバーカード普及促進に係る啓発事業の規格・運營業務 ○同上(追加分) ○京都市マイナンバーカードセンターの開設等に係る広報事業の企画・運營業務委託について(令和3年7月8日) ○マイナンバーカード出張申請窓口等に係る広報・啓発事業の企画・運營業務 ○交通局タイアップポスター・マンズリーラインデザイン作成等業務委託 ○同上(5月30日～) ○マイナンバーカード普及促進に係る広告掲載・地下鉄四条駅ホームドアシート分について ○マイポイント第2弾を契機としたマイナンバーカード普及促進委に係る広報・啓発事業の企画・運營業務委託	一部公開	9	文市	①②④
			○京都市マイナンバーカードセンターの開設に係る周知広告料について ○マイナンバーカードの安全性や出張申請窓口等に係る周知広告料について ○マイポイント第2弾の本格開始に係る周知広告料について	公開	3		
440	郵	4.9.26	保守管理の委託契約に係る委託仕様書及び委託内訳書	公開	6	環境	
441		4.9.26	令和2年度から4年度の廃蛍光灯管及び使用済乾電池の保有状況	公開	3	教育	①②④
			○(契約)産業廃棄物収集運搬処理業務(廃蛍光灯及び廃乾電池)(令和2年6月18日決定) ○同上(令和3年8月18日決定)、(令和4年7月7日決定)	一部公開	3		
			○見積書(2020年6月11日付)、(2021年6月29日付)、(2022年7月5日付) ○覚書(令和2年6月18日付)、(令和3年8月18日付)、(令和4年7月7日付) ○産業廃棄物処理委託契約書【収集・運搬用】(令和2年6月18日付)、(令和3年8月18日付)、(令和4年7月7日付)、 ○同上【処分用】(令和2年6月18日付)、(令和3年8月18日付)、(令和4年7月7日付)	一部公開	12		

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
442	郵	4.9.26	金入り設計書			建設	取下げ
443		4.9.26	令和元年度第5回京都市建築審査会(令和元年9月13日開催)で委員に配布された資料のうち、文化庁新庁舎(京都府警察本部本館)に係る建築基準法適用除外の指定について(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例)に関するもの	一部公開	1	都計	④
444	郵	4.9.27	京都市保健福祉局医療衛生企画課が郵送した葉書に於いて「ワクチンには「感染」や「重症化」を防ぐ効果があります。」と書かれているのでこれを裏付けられる医学的根拠を記す公文書	不存在		保福	
445	郵	4.9.27	○就任承諾書(令和2年10月7日付け) ○委嘱状送付文(令和2年11月9日付け) ○委嘱状(令和2年11月29日付け) ○「苦情申出窓口」の設置について(**氏就任に伴うもの)	一部公開	4	保福	①④
			・「苦情申出窓口の設置について」に於いて「第三者委員」と書かれているので第三者委員を選定する手順を記す公文書	不存在			
446		4.9.27	境界明示書	一部公開	1	行財	①②④
447		4.9.27	宅造許可			行財	取下げ
448		4.9.27	○旧公図 ○地所間数取調書	一部公開	16	行財	①④
449	郵	4.9.27	事故報告書	一部公開	1	保福	①
450		4.9.27	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
451		4.9.28	同上	公開	1	建設	
452		4.9.28	同上	公開	1	建設	
453		4.9.29	同上	公開	1	建設	
454	郵	4.9.29	上京区総合庁舎整備事業に係る基本設計業務成果物一式のうち打合せ議事録	不存在		文市	
455	郵	4.9.29	西京区総合庁舎整備事業に係る打合せ議事録	一部公開	5	文市	①②④⑤
456		4.9.29	○国有土地境界確定図 ○土地境界明示図	公開	2	建設	
457		4.9.29	地所間数取調書	公開	12	行財	
458		4.9.29	同上	一部公開	6	行財	①④
459		4.9.30	(総合評価)京都市立芸術大学及び京都市立銅駝美術工芸高等学校移転整備工事ただし、A地区及びB地区建築工事並びに(総合評価)京都市立芸術大学移転整備工事ただし、C地区建築工事のレディミクストコンクリート配合計画書	一部公開	2	都計	②

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
460	郵	4.10.3	○市民宛て建設総務課労務担当名文書 ○令和3年12月15日付け建設総務課労務担当名文書 ○同上(令和4年1月27日付け)、(令和4年3月2日付け)、(令和4年3月30日付け)、(令和4年6月9日付け)、(令和4年7月28日付け)、(令和4年8月10日付け) ○市民からの令和4年1月16日付け建設総務課職員宛て文書 ○同上(令和4年3月13日付け)、(令和4年5月15日付け)、(令和4年6月9日付け)	一部公開	12	建設	①
			令和3年度及び4年度において、市民に対して、「建設総務課労務担当」名で発出した以下の文書 ・各文書において意思決定過程が分かる文書	不存在			
461		4.10.3	地所間数取調書	公開	4	行財	
462		4.10.3	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
463	郵	4.10.3	建築計画概要書	一部公開	1	都計	①④
464	郵	4.10.4	長岡市営トローバス計画に関する資料について ・長岡市議会議員が京都市に視察に訪れた際の記録 ・京都市営トローバスの車両を長岡市へ譲渡する予定があった事が分かる資料			交通	取下げ
465	郵	4.10.4	**における令和3年度の以下の資料 事業報告書、年間役員名簿、社員名簿、活動計算書、財産目録、貸借対照表、登記事項証明書の写し、役員名簿			文市	取下げ
466		4.10.4	○旅行命令簿 ○支出負担行為兼支出命令書(旅費) ○タクシー管理簿	公開	3	総企	
467		4.10.4	旅行命令簿	公開	1	市会	①
			○旅行命令簿 ○清算書 ○同上(令和4年10月6日決定) ○支出命令書	一部公開	4		
468		4.10.4	○京都市まちの美化推進事業団第30回理事会 ○同上(令和4年度通常総会)	一部公開	2	環境	①④
469		4.10.4	京都キョウ交流の会の市長訪問について	公開	1	総企	
470		4.10.4	くらし安全推進課が保有する**との接触の際に作成・取得した文書(令和4年8月19日以降のもの)	不存在		文市	
471		4.10.4	「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務委託に係る受託候補者の選定について(決定書)	公開	1	保福	①②④
			○同上(決定書のうち、企画書) ○同上(決定書のうち、見積書)	一部公開	2		
472		4.10.4	○令和4年京都市はたちを祝う記念式典ウェブサイト等制作業務委託の決定について ○同上(【変更】の決定について)	一部公開	2	子若	①②④
473		4.10.5	金入り設計書	公開	1	建設	
474		4.10.5	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
475		4.10.6	○地所間数取調書	一部公開	10	行財	①④
			○旧公図				
476		4.10.6	同上	一部公開	7	行財	①④
477		4.10.7	地所間数取調書	一部公開	4	行財	①④
478		4.10.7	住宅地造成事業法による認可に係る計画平面図	一部公開	1	都計	①④
479		4.10.7	国有土地境界確定図	公開	1	建設	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
480		4.10.11	金入り設計書			上下水	取下げ
481		4.10.11	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図 ○道路境界明示図	公開	4	建設	
482		4.10.11	建築計画概要書	公開	182	都計	① ②④
			同上	一部公開	14		
			同上	一部公開	3		
483	郵	4.10.11	生活保護法による重度障害者加算及び家族介護料の適正な認定について(通知)	公開	1	保福	
484	郵	4.10.11	2020年京都精華大学とのコラボで作成したポスター「あなたの大切な人を大麻から守って!」内にある「覚せい剤と同じ危険な薬物」という文言の根拠となる資料・データ等「覚せい剤と同じ危険性を持つ」といその同等性を裏付ける資料等文言の裏付け			保福	取下げ
485		4.10.12	京都市公告大正7年			文市	取下げ
486		4.10.13	消防点検報告書別紙24のみ			消防	取下げ
487		4.10.13	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	2	建設	
488	郵	4.10.13	・給水装置工事及び補助排水管工事の算定基準 ・一般給水装置工事費の算定並びに徴収の取り扱い工事標準単価表			上下水	取下げ
489		4.10.14	金入り設計書	公開	1	建設	
490		4.10.14	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
491	郵	4.10.17	2022年9月末時点の食品営業許可施設一覧			保福	取下げ
492		4.10.17	国有土地境界確定図	公開	5	建設	
493-1		4.10.17	○建物建設工事一件 商品陳列所	一部公開	1	都計	②④(延)
493-2		4.10.17	○大礼記念美術館新築 ○大礼記念京都美術館竣工一件	一部公開	2	文市	①②④(延)
494		4.10.17	消防情報報告書	一部公開	1	消防	①
495		4.10.18	国有土地境界確定図	公開	3	建設	
496		4.10.18	道路境界明示図	公開	1	建設	
497		4.10.18	水道料金システムにおける検針履歴画面のCSVデータ	公開	1	上下水	
498		4.10.18	地域優良賃貸住宅住宅制度実施要綱等について(平成20年4月1日決定)	公開		都計	
499		4.10.19	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
500	郵	4.10.19	○固定資産税土地課税台帳 ○固定資産税家屋課税台帳	非公開	2	行財	⑦
501	郵	4.10.19	京都市固定資産税(土地)地番図データ	非公開	1	行財	⑦
502		4.10.20	地所間数取調書	一部公開	3	行財	①④
503	郵	4.10.20	・各特別支援学校の学部別訪問簿の児童生徒数がわかる資料 ・各特別支援学校の学部別医療的ケアが必要な児童生徒数がわかる資料 ・各特別支援学校の看護師配置人数や配置時間がわかる資料 ・医療的ケア実施にかかわる要項			教育	取下げ
504		4.10.20	京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業(その1~3)の評価基準の点数			教育	取下げ
505		4.10.20	国有土地境界確定図	公開	3	建設	
506		4.10.21	地所間数取調書	公開	4	行財	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
507	郵	4.10.21	<p>・京都市に入庁した市長部局の正規職員数(2017年4月～2018年3月末)、(2018年4月～2019年3月末)、(2019年4月～2020年3月末)、(2020年4月～2021年3月末)、(2021年4月～2022年3月末)、(2022年4月～同年9月末)</p> <p>・入庁5年以内の勤務年数で退職した市長部局の正規職員数(2017年4月～2018年3月末)、(2018年4月～2019年3月末)、(2019年4月～2020年3月末)、(2020年4月～2021年3月末)、(2021年4月～2022年3月末)、(2022年4月～同年9月末)</p> <p>・京都市に正規職員として採用決定されたが入庁を辞退した数(2017年4月～2018年3月末)、(2018年4月～2019年3月末)、(2019年4月～2020年3月末)、(2020年4月～2021年3月末)、(2021年4月～2022年3月末)、(2022年4月～同年9月末)</p>			行財	取下げ
508		4.10.21	地所間数取調書	一部公開	6	行財	①④
509		4.10.24	<p>○「京都映画賞実行委員会」第1回総会の開催について</p> <p>○同上(設立会議)次第、総会資料1配席図</p> <p>○同上(資料2京都映画賞実行委員会実行委員等候補者名簿)、(資料3京都映画賞運営委員候補者名簿)、(議案1京都映画賞実行委員会規約(案))、(議案2事業計画及び収支予算(案))</p> <p>○「京都映画賞実行委員会」について(委員就任依頼)報酬あり</p> <p>○同上(報酬なし)</p> <p>○映画に係る新たな顕彰制度第4回検討会議次第、配布資料5(実行委員会及び選考委員会の構成について)、(第5回検討会議資料)、(第5回検討会議資料配布資料1実行委員会及び選考委員会の構成について)</p> <p>京都映画賞について、実行委員の経歴や著作・論文が分かる資料</p>	公開	13	文市	(延)
510		4.10.24	<p>○納付誓約による分割納付の取扱いについて(令和4年10月21日改正)</p> <p>○同上(平成13年3月22日)</p>	公開	2	行財	
511		4.10.24	京都市地域優良賃貸要綱(地位の継承)第29条規定に基づく市長の当該承認書(公社等が買い取り、管理する)	不存在		都計	(延)
512		4.10.25	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
513		4.10.25	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
514		4.10.25	小学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル(契約期間令和4年4月1日～令和7年3月31日分)の実施計画書	一部公開	1	教育	①②
515		4.10.26	地所間数取調書	一部公開	10	行財	①④
516		4.10.27	金入り設計書			上下水	取下げ
517		4.10.27	建築計画概要書	公開	194	都計	① ②④
			同上	一部公開	9		
			同上	一部公開	4		
518		4.10.27	国有土地境界確定図	公開	2	建設	①④
			同上	一部公開	1		
519		4.10.27	京都市と**との「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進に関する連携協定について(令和3年12月9日決定)	一部公開	1	総企	②④
520		4.10.27	くらし安全推進課が保有する**との接触の際に作成・取得した文書(令和4年10月4日以降のもの)	不存在		文市	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
521		4.10.27	交付決定通知書(京都市商店街等キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業補助金)	公開	1	産観	①②④
			(支出負担)令和4年度京都市商店街等キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業補助金の交付について(令和4年8月30日決定) ※**への補助金に係る文書のみ	一部公開	1		
522		4.10.27	○診療所2箇所管理について ○診療所開設許可事項中一部変更許可について	一部公開	2	保福	①②④
523		4.10.27	京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例に基づく届出について(**他1件)			都計	取下げ
524		4.10.27	市長が和装着用に関し支出した金額が分かる文書 保存がなされているものすべて	不存在		総企	
525	郵	4.10.27	薬物乱用防止読本『薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」健康に生きようパート33』	公開	1	保福	
526		4.10.28	金入り設計書	公開	1	上下水	
527		4.10.28	道路案内標識リストのうち、119-A及び119-Bのみ	公開	1	建設	
528	郵	4.10.31	伏見区役所において、実施された国土交通省淀川河川事務所、京都府山城北土木事務所、京都市、桃山南連合会が参加して行われた「大島樋門増設及び山科川左岸仮設道路建設についての会議議事録」			建設	取下げ
529	郵	4.10.31	伏見区役所において、実施された国土交通省淀川河川事務所、京都府山城北土木事務所、京都市、桃山南連合会、養斉・第一大島・六地藏大島各町内会が参加して行われた「大島樋門増設及び山科川左岸仮設道路建設についての会議議事録」のうち令和4年9月22日14時～16時と令和4年10月13日18時～19時の会議議事録			建設	取下げ
530		4.11.1	金入り設計書			上下水	取下げ
531		4.11.1	金入り設計書			上下水	取下げ
532		4.11.1	金入り設計書	公開	1	建設	
533		4.11.1	京都市地域優良賃貸住宅(高齢者型)整備基準	公開	1	都計	
534		4.11.1	公有財産台帳(土地・建物)	公開	1	行財	
535		4.11.2	平成30年度都市基盤河川改修事業安祥寺川詳細設計業務委託 特記仕様書	公開	1	建設	
536		4.11.2	地所間数取調書	公開	7	行財	
537	郵	4.11.2	金入り設計書	公開	2	上下水	
538		4.11.2	保険証券等	一部公開	3	教育	①②
539		4.11.2	官有地籍図	公開	2	建設	
540	郵	4.11.4	保険証券等	一部公開	2	教育	①②
541		4.11.4	住宅地造成事業法認可に基づく認可に係る住宅地造成事業認可通知書及び道路及排水計画平面図道路横断図	公開	2	都計	
542		4.11.4	御陵村煉瓦製造所縮図(明治20年8月15日調査)			上下水	取下げ
543		4.11.4	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
544		4.11.4	京都市地域優良賃貸住宅補助金等交付要綱(補助対象)第3条第1項第1号地域優良賃貸住宅(高齢者型)アに規定される事業主体、住宅の区分及び当該費用が記載されている文書	不存在		都計	
545	郵	4.11.7	都市計画施設証明書	一部公開	1	建設	①②④
546	郵	4.11.7	位置図及び平面図	公開	4	建設	
547		4.11.7	地所間数取調書	公開	8	行財	
548		4.11.8	金入り設計書	公開	9	建設	
549		4.11.8	○国有土地境界確定図	公開	2	建設	①④
			○土地境界明示図 市有財産境界明示図	一部公開	2		

(備考欄の略号)

- ①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
550	郵	4.11.8	大規模小売店舗立地法に基づく届出資料	公開	1	産観	
551		4.11.8	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
552		4.11.9	官有地籍図	公開	2	建設	
553		4.11.9	○「京都市職員の倫理を確立するための行動規範(京都市職員)倫理憲章」のポスターの掲示について(依頼) ○令和3年度新規採用職員研修京都市職員コンプライアンス推進指針のうち、京都市職員倫理憲章に関する部分 ○同上(新任係長級職員研修)、(新任課長級職員研修)、(令和3年10月1日付け採用職員研修)、(新任主任級職員研修)、(公務員基本理念研修)	公開	7	行財	
			平成26年2月14日付け請求書(請求番号4796)	一部公開	1		②④
			「京都市職員の倫理を確立するための行動規範」ポスターに関する審査請求手続き(行動規範に違反した職員に対する不服を申し立てる場合の手続)(書式を含む)	不存在			
554		4.11.10	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
555		4.11.10	都市計画法による開発行為の許可のうち、造成・排水計画平面図及び造成計画断面図	公開	2	都計	
556		4.11.11	○(総合評価)京都市立芸術大学移転整備工事ただし、C地区建築工事及び(総合評価)京都市新北庁舎(仮称)新築工事ただし、建築主体その他工事の総合評価方式評価調書 ○上記工事の総合評価落札方式(特別簡易型)落札者決定基準	公開	4	都計	(延)
			上記工事の総合評価落札方式により提出された技術提案書	一部公開	2		①②④
557		4.11.11	○国有土地境界確定図 ○土地境界明示図	公開	2	建設	
558		4.11.11	京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)の有効活用に係るサウンディング型市場調査についての提案資料	一部公開	1	文市	②④⑥
559		4.11.11	施設・居住系の介護サービス事業所を整備・運営する事業候補者の公募<令和4年度第2回募集>に係る事前協議書類一式	一部公開	1	保福	①②④
560		4.11.11	京都市特定優良賃貸住宅及び京都市高令者向け優良賃貸住宅の計画認定をした認定計画の用途の廃止に関する規定を決定した決定書	不存在		都計	
561		4.11.14	建築計画概要書	公開	162	都計	
			同上	一部公開	22		①
			同上	一部公開	3		②④
562	郵	4.11.14	令和5年度京都市立公立学校教員採用試験における問題、正答、回答用紙、論文問題一式及び実技試験問題			教育	取下げ
563		4.11.14	市有財産境界明示図	公開	2	建設	
564		4.11.15	地所間数取調書	公開	5	行財	
565		4.11.15	京都市高齢者向け優良賃貸住宅制度実施要綱等の制定について(H12.8.14決定)決定書一式	公開	1	都計	
566		4.11.15	松賀茂児童公園の都市計画変更に関する説明会における摘録について	公開	1	建設	
			○元松賀茂苗圃について(行財政改革計画案件) ○報道機関取材報告書(**)(令和4年11月14日) ○松賀茂児童公園の都市計画変更に関する説明会(摘録)(令和4年8月31日)	一部公開	3		⑤⑥
			令和4年11月14日(月)、左京区役所における「松賀茂児童公園の都市計画変更」への御意見に対する「説明会」当日の説明会摘録やその後の報告書	不存在			

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
567		4.11.16	金入り設計書	公開	1	上下水	
568		4.11.16	「京都映画賞」に関して、議会に提出された全ての資料			文市	取下げ
569		4.11.17	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	3	建設	
570		4.11.18	○寄付受納について(清水坂観光駐車場内喫煙場所) ○喫煙設備の取扱いに係る覚書別紙について ○覚書の改訂について(喫煙設備の取扱い)	一部公開	3	文市	①②④
571		4.11.18	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
572	郵	4.11.18	公共下水道台帳施設平面図交付申請書	一部公開		上下水	①②
573		4.11.21	京都市役所内の茶室の利用状況が分かる資料			行財	取下げ
574		4.11.22	元京都市立植柳小学校跡地活用計画における京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第11条第3項に基づく届出の添付図書	一部公開	1	都計	④
575		4.11.22	○住民票の写し等の取得に関する疎明資料の提出及び住民票の写し等の返還要請並びに被取得者への通知について ○お知らせ(2021年11月6日付け) ○住民票の写し等の取得に関する疎明資料の提出について ○住民票の写し等の被取得者に対する通知の実施について	公開	4	文市	①②④
			住民票の写し等又は戸籍謄本等の交付請求についての調査に対する回答書一式(11月25日受付)	一部公開	1		
576		4.11.22	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
577		4.11.22	平成30年度都市基盤河川改修工事事業安祥寺川詳細設計業務委託報告書(令和2年3月)地下河川実施計画編	一部公開	1	建設	①②④⑥(延)
578		4.11.22	金入り設計書	公開	6	上下水	
579		4.11.24	公害苦情相談処理カード(令和4年度左京区No.11 令和4年10月31日分まで)	一部公開	1	環境	①②
580		4.11.24	元松賀茂苗圃について(行財政改革計画案件)	一部公開	1	建設	⑤⑥
581		4.11.25	地所間数取調書	公開	6	行財	
582		4.11.28	国有土地境界確定図に係る復命書	公開	1	建設	①④
			国有土地境界確定図	一部公開	1		
			国有土地境界確定図に係る同意書	一部公開	1		
583		4.11.28	事務報告綴 昭和18年度	公開	1	総企	(延)
584		4.11.28	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
585		4.11.29	地所間数取調書	公開	8	行財	
586		4.11.29	処分説明書	公開	1	行財	①
			嚴重文書訓戒文	一部公開	1		
587		4.11.29	令和4年5月7日～11月28日に行った懲戒処分及びけん責処分の処分内容が分かる文書			消防	取下げ
588		4.11.29	○処分説明書	公開	1	交通	①
			○処分説明書	一部公開	41		
			○人事異動通知書				
			○(別紙)処分(戒告以上・発生日順) ○嚴重文書訓戒				
589		4.11.29	令和4年5月7日～11月28日に行った懲戒処分及びけん責処分の処分内容が分かる文書				
590		4.11.29	地所間数取調書	公開	13	行財	
591		4.11.30	○校外活動届(京都市立洛北中学校 3件)	公開	3	教育	①
			○同上(計13件)	一部公開	13		

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考	
592		4. 11. 30	建築計画概要書	公開	258	都計	①	
			同上	一部公開	18			②④
			同上	一部公開	1			②④
593	郵	4. 12. 1	賠償責任保険証券等	一部公開	1	教育	①	
594		4. 12. 1	伏見区久我本町12番5の埋蔵文化財試掘調査「平成9年7月30日：97-NG-098」の調査日誌及び図面	公開	2	文市		
595		4. 12. 1	○市会手帳(本冊及び別冊)の作成に係る支出命令書(平成29年度～令和3年度分) ○市会手帳(本冊及び別冊)の発行数及び無償配布先が分かる決定書(令和2年度分)	公開	11	市会	①②④	
			○同上(令和2年度～令和3年度分) ○市会手帳(本冊及び別冊)の作成に係る請求書(平成29年度～令和3年度分)	一部公開	18			
			過去5年間における(2017年から2021年)における、市会手帳の送付先、送付件数及び送付に係った経費が分かる文書	不存在				
596		4. 12. 1	**産業廃棄物の処分実績報告書(平成29年～令和2年度分)			環境	取下げ	
597-1		4. 12. 2	昭和2年度大礼に関する予算一件	公開	1	行財		
597-2		4. 12. 2	○大礼奉祝事務一件(大正4年) ○大礼に関する施設事項(下京)(大正5年) ○大礼奉祝に関する諸費一件(昭和3年) ○大礼奉祝事務局各部計画一件(昭和3年) ○大礼奉祝誌編纂一件(昭和3年) ○大礼奉祝事務局に関する打合せ一件・照会文書一件(昭和3年) ○大礼に関し市民に論告の件、他2件(昭和3年) ○大礼奉祝事務局規定一件(昭和3年)	公開	8	総企	(延)	
597-3		4. 12. 2	○大礼に関する施設事業一件(昭和2・3年度) ○大礼工事収支計算書(昭和4年度)	公開	3	建設		
598		4. 12. 2	住宅地造成事業法による認可に係る図書のうち、土地平面図	公開	1	都計		
599		4. 12. 2	令和2・3年度分政務活動費に係る職員従事状況記録簿及び事務所使用状況記録簿	公開	4	市会		
600		4. 12. 5	○副反応疑い報告について ○取りまとめ(健康被害救済制度)	公開	2	保福		
			新型コロナウィルスがコロナウイルスに有効である根拠資料	不存在				
601		4. 12. 5	京都いつでもコールが開設してから令和4年12月5日現在までの資料一式			総企	取下げ	
602-1	郵	4. 12. 6	金入り設計書	公開	2	都計		
602-2	郵	4. 12. 6	金入り設計書	公開	1	建設		
603		4. 12. 6	地所間数取調書	公開	18	行財		
			個別支援計画書	一部公開	1		①(延)	
			京都障害者職業センター元職員**が作成している職業評価及び職業リハビリテーション計画のうち、「TEACCHプログラム」、「T-TAPによるアセスメント」及び「ワークシステム・サポートプログラム」が書かれている職業評価及び職業リハビリテーション計画	不存在				

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考	
604	郵	4.12.7	・かがやき職員及び元職員が作成している個別支援計画書及び個別評価・支援プランニングシートのうち、「TEACCHプログラム」、「T-TAPによるアセスメント」及び「ワークシステム・サポートプログラム」が書かれている個別支援計画書及び個別評価・支援プランニングシート ・京都障害者職業センター職員及び元職員（職業カウンセラー）が作成している職業評価及び職業リハビリテーション計画のうち、「TEACCHプログラム」、「T-TAPによるアセスメント」及び「ワークシステム・サポートプログラム」が書かれている職業評価及び職業リハビリテーション計画	却下		保福		
605	郵	4.12.8	金入り設計書	公開	4	上下水		
606	郵	4.12.8	令和2年・3年度の給水装置工事及び補助配水管工事の算定基準			上下水	取下げ	
607		4.12.8	地所間数取調書	公開	1	行財		
608		4.12.8	地所間数取調書	公開	13	行財		
609		4.12.9	寄付申出書(令和4年12月5日付け)	公開	1	文市	①②④	
			○寄付受納事前協議確認票「西大路駅南側喫煙場所」 ○覚書本体及び別紙	一部公開	3			
610		4.12.9	2022年度未成年者喫煙防止協議会の開催中止について(令和4年11月1日)	一部公開	1	子若	①②	
611		4.12.9	○031214前理事長からの手紙に対する返答 ○040217令和4年2月14日お詫び文書 ○R030427(意見書に対する回答) ○R030527(**への回答文書) ○R030531(**からの電話) ○R030531(**から局長への文書)	公開	6	子若	(延)	
			○031110_前理事長からの手紙 ○040217_**との協議メモ ○040314_**対応メモ ○040314_**事務長に架電 ○040316~**との日程調整 ○**対応メモ(21件) ○040222_**の運営状況等について ○040411_**への指導方針(案)について ○041024_**の理事長変更届の提出等について	一部公開	64			①②④⑥
			○協議 ○**からの手紙 ○**への通知 ○弁護士からの通知、弁護士への通知 ○保護者会からの手紙、保護者会への通知 ○弁護士からの手紙 ○医療機関への手紙、保護者会役員会議事録 ○**への電話 ○意見書 ○**からの手紙、保護者会役員会議事録 ○左京子どもはぐくみ室長対応メモ ○**からの意見書 ○**からの文書 ○**からのFAX ○**から左京はぐくみ室への文書 ○左京子どもはぐくみ室・協議 ○**への回答文書 ○**から局長への文書 ○**から課長への文書 ○**から局長・課長への文書 ○建築設計事務所との相談、**からの手紙 ○**からの電話	非公開	14			②
			所有する法人理事会及び評議委員会議事録 保護者等からの苦情対応記録		1		①⑥	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
612		4.12.12	京都市下京区西洞院町466及び柳町330の元植柳小学校跡地に、**が建設中建物の地下1階の計画平面図 ない場合は概要書にある平面図の元図	不存在		都計	
613			平成20年4月1日施行 京都市地域優良賃貸住宅(一般型)整備基準	不存在		都計	
614		4.12.12	○京都映画賞(仮称)実行委員会及び選考委員会について(令和2年3月作成) ○映画賞の創設について(令和4年8月作成)	公開	2	文市	(延)
			○京都映画賞実行委員会への参画に関して、これまでに京都市又は京都映画賞実行委員会から「京都映画賞実行委員会を構成している映画関係会社」から京都市又は京都映画賞実行委員会に提出された資料 ○「京都映画賞実行委員会を構成している映画関係会社」の京都映画賞に対する権利義務がわかる資料 ○京都市又は京都映画賞実行委員会と「京都映画賞実行委員会を構成している映画関係会社」との間のこれまでのお金のやり取りがわかる資料	不存在			
615		4.12.12	2020年9月～2021年3月の、上京障害福祉課の2名の職員が保健所業務への応援従事したことが分かる文書	不存在		区役所	
616		4.12.13	事故報告書(令和3年度分)	一部公開	18	保福	①②④
617		4.12.13	区長懇談会地元要望(令和元年～令和3年度分)	公開	3	区役所	
618	郵	4.12.13	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
619	郵	4.12.13	都市計画施設証明書(S61-88)	一部公開	1	都計	①②④
620		4.12.13	特定粉じん排出等作業実施届出書	一部公開	1	環境	①②
621		4.12.14	住宅地造成事業法認可に基づく認可に係る図書のうち、計画平面図及び保管袋の表紙	公開	2	都計	
622		4.12.14	市有財産境界明示図	公開	1	建設	
623		4.12.14	国有財産特定図面	公開	2	建設	
624		4.12.14	○国有土地境界確定図 ○市有財産(道路区域内)境界明示図	公開	5	建設	
625		4.12.15	地所間数取調書	公開	14	行財	
626	郵	4.12.15	「令和2年度～4年度特定医療費の業務委託」に係る公募型プロポーザルにおける選定会社の企画提案書	非公開	1	保福	②
627		4.12.15	市有財産境界明示図	公開	1	建設	
628		4.12.16	建築計画概要書	公開	221	都計	①
			同上	一部公開	14		
629		4.12.16	地所間数取調書	公開	7	行財	
630		4.12.16	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
631		4.12.16	新型コロナウイルス感染症対応に係る応援従事予定者名簿	一部公開	1	保福	①
632		4.12.19	○国有土地境界確定図 ○土地境界明示図	公開	3	建設	
633		4.12.19	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
634		4.12.20	地所間数取調書	公開	14	行財	
635		4.12.22	土地境界明示書	一部公開	1	行財	②④
636		4.12.22	令和4年度京都市駐車場指定管理者提案書 ただし、**及び**提出分のうち、募集要項のグループC及びDのみ	一部公開	2	建設	①②(延)
637		4.12.23	○国有土地境界確定図 ○市有財産(道路区域内)境界明示図 ○市有財産境界明示図	公開	4	建設	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
638	郵	4.12.26	○**かがやき元職員が作成した個別支援計画書及びプランニングシートのうち、「真に診断基準の趣旨に合致する所見」が書かれているもの ○同上(支援対象者の体型について「細身」あるいは「痩せている」と書かれているもの) ○**京都障害者職業センター元職員が作成した職業評価及び職業リハビリテーション計画のうち、「真に診断基準の趣旨に合致する所見」が書かれているもの	不存在		保福	(延)
			職業評価	一部公開	3		①
			○かがやき職員及び元職員が作成した個別支援計画書及びプランニングシートのうち、「真に診断基準の趣旨に合致する所見」が書かれているもの ○同上(支援対象者の体型について「細身」あるいは「痩せている」と書かれているもの) ○京都職業センター職員及び元職員が作成した職業評価及び職業リハビリテーション計画のうち、「真に診断基準の趣旨に合致する所見」が書かれているもの ○同上(評価対象者の体型について「細身」あるいは「痩せている」と書かれているもの)	却下			
639		4.12.26	住宅地造成事業法に基づく認可に係る図書のうち、計画平面図	公開	1	都計	
640		4.12.26	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
641		4.12.26	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
642		4.12.27	埋蔵文化財に関し、行為の届出(京都市文化財保護条例第45条)がわかるもの及び埋蔵調査不要と認めるものがわかるもの	不存在		文市	
643		4.12.28	提出種別	公開	1	都計	(延)
			意見一覧	一部公開	1		①②
			「みんなが暮らしやすい魅力と活力のあるまち」の実現に向けた都市計画の見直しに関する市民意見(原本)	非公開	1		⑥
644		4.12.28	○コント殿下接待一件(明治39年) ○奥国皇族接待一件(明治26年) ○露国皇太子殿下接待一件(明治24年)	公開	3	総企	(延)
645		4.12.28	上京区障害福祉課職員(保健師のみ)の、2020年9月～2021年3月の、保健所応援業務の予定リスト。ただし、上京区地域力推進室で保有するもののみ。	不存在		区役所	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
646		5.1.5	市有財産境界明示図	公開	1	建設	
647		5.1.6	地所間数取調書	公開	3	行財	
648		5.1.6	建築計画概要書(令和4年10月24日から令和4年11月6日まで)	公開	146	都計	①
			同上	一部公開	15		
649		5.1.6	国整備対象要綱第3条第1項の表の(イ)欄に掲げる事業主体が整備する(ハ)欄に掲げる住宅の区分に応じ、当該各欄に掲げる費用と規定されていることが適切であるとする根拠としての国整備対象要綱第3条第1項の表の(イ)欄及び(ハ)欄による上記7の規定が記載されている文書	不存在		都計	
650	郵	5.1.10	市ハステジタル行先表示器コントロール [®] 補注入用行先表示データ単色・フルカラー(前面、側面、後面)全営業所分			交通	取下げ
651	郵	5.1.10	「退職手当支給制限処分に係る審査請求について(令和2年7月6日付)」のうち<参考2>	公開	1	行財	
652	郵	5.1.10	○組合機関誌における市長の年頭あいさつ文の寄稿について ○新春役員・総代・女性部幹事合同懇親会出席依頼 ○新春役員・総代・女性部幹事合同研修懇親会の案内及び回答	一部公開	3	産観	②④
			**新春役員・総代女性部幹事合同研修懇親会における市長挨拶について(令和4年度)決定書案	一部公開	1		①②
			地域企業イノベーション推進室が保有する**に係る、寄稿文が掲載された京煙だより	不存在			
653		5.1.10	平成28年度～令和3年度の地域要望	公開	5	区役所	
654		5.1.11	市有水路敷境界確定図	公開	1	建設	
655		5.1.11	公文書簿冊目録のうち、住民訴訟(平成26年度、27年度、28年度、29年度、30年度)	公開	7	都計	
656		5.1.11	**に係る、国及び市長あて全体設計承認申請書			都計	取下げ
657		5.1.12	都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可(平成18年4月27日許可 許可番号 第3411号 変第1598号 変第1634号 変第1654号)に係る図書のうち、造成計画平面図	一部公開		都計	②④
658	郵	5.1.12	内部通報で調査確認したすべての記録及び決定文書(依頼者**)	拒否		行財	①⑥
659	郵	5.1.12	**が内部通報した調査回答文書の記録および決定文書及び保険福祉センター及び生活保護課の返答文書(依頼者**)	拒否		区役所	①⑥
660	郵	5.1.12	市長の手紙に対応した全ての文書及び決裁文(依頼者**)	拒否		総企	①
661	郵	5.1.12	○令和4年2月收受文書 ○同上(令和3年10月)	一部公開		保福	①
662		5.1.13	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
663		5.1.13	市有財産(道路区域内)境界明示図	公開	1	建設	
664	郵	5.1.13	地域企業イノベーション推進室が保有する京煙だより(令和5年新年度)	不存在		産観	
665		5.1.13	地所間数取調書	公開	7	行財	
666		5.1.13	企画提案書(令和4年8月18日付 **提出分)	一部公開	1	保福	①②④
667		5.1.16	地所間数取調書	公開	4	行財	
668		5.1.17	地所間数取調書	公開	7	行財	
669		5.1.17	旧公図	公開	1	建設	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
670		5.1.17	霊山観音事件(課税処分無効確認事件)昭和31年度及び当該事件の訴訟日誌	一部公開	1	行財	①
			○(昭和44年度)古都特別保存地区内における行為の許可申請書(許可決定書)霊山観音協会 ○同上(昭和49年度) ○同上(昭和45年度)(霊山観音協会責任役員))	一部公開	3	都計	①②④
671		5.1.18	旧公図	公開	1	建設	
672	郵	5.1.18	○工事請負契約書(京都市本庁舎改修工事及び新西庁舎(仮称)新築工事ただし、建築主体その他工事) ○同上(電気設備工事)、(空調設備工事)、(衛生設備工事) ○工事請負契約書(京都市新北庁舎(仮称)新築工事ただし、建築主体その他工事) ○同上(電気設備工事)、(空調衛生設備工事) 以下の支出命令書及びその関連書類 ○京都市本庁舎改修工事及び新西庁舎(仮称)新築工事ただし、建築主体その他工事 ○同上(電気設備工事)、(空調設備工事)、(衛生設備工事) ○京都市新北庁舎(仮称)新築工事ただし、建築主体その他工事	一部公開	71	行財	②④
673		5.1.18	国有土地境界確定図	公開	4	建設	
674		5.1.18	○通学路における合同点検の実施について(依頼)(令和3年7月9日付文部科学省依頼文) ○同上に関する報告様式等について(令和3年7月29日付文部科学省事務連絡) ○「通学路における合同点検」に関する令和3年度末の実施状況の報告について(依頼)(令和4年4月4日付文部科学省事務連絡) ○通学路における合同点検状況(令和3年9月30日、同年10月31日、同年12月31日及び令和4年3月31日時点)	公開	7	教育	
			通学路安全対策要望箇所記入票	一部公開	1		①
675		5.1.18	○推進体制の構築状況、通学路交通安全プログラム策定状況 ○京都市通学路交通安全プログラム(平成27年7月作成) ○京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラム(令和3年3月作成) ○京都市通学路交通安全プログラム新旧対照表 ○通学路安全対策要望箇所要望一覧(令和2年2月～の対策要望箇所一覧)	公開	7	教育	
			通学路安全対策要望箇所記入票	一部公開	1		①
676		5.1.18	未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について(令和元年6月19日付内閣府他通知)	公開	1	教育	
			令和元年6月18日付府政共生160号ほか「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」において、記載のある合同点検に関する以下のもの。(令和元年～3年度分) ・(内閣府通知による場合)施設からの回答をふまえ、警察・施設・道路管理者等で合同点検した際の①施設回答がわかるもの、②危険個所(具体的な内容)、③対策案等がわかるもの(個票・一覧)	不存在			

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
			・(内閣府通知によらない場合)警察・施設・道路管理者等で合同点検した際の①危険個所(具体的な内容)、②対策案等がわかるもの(個票・一覧) ・上記の合同点検をふまえ取りまとめたもの(合同点検時に対策が決定されず、後日対策が決定したものについてはそれも含む) ・(内閣府通知によらない場合)点検の実施について、教育長・首長・上席の指示による場合はその指示内容・指示した年月日がわかるもの				
677		5. 1. 18	未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について(令和元年6月18日付内閣府他通知)	公開	1	教育	
			令和元年5月8日に発生した大津市大萱6丁目交差点における未就学児死傷事故を受けて実施したもので、令和元年6月18日付府政共生160号ほか「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」によらない交通安全に関する取組であって、いわゆる「先行して実施している点検及び緊急安全点検」に関する以下のもの。 ・点検対象、点検場所をはじめ点検項目・点検ポイントがわかるもの(要領の類) ・上記による点検結果・対策案がわかるもの(個票および一覧)(点検時に対策が決定されず、後日対策が決定したものについてはそれに含む) ・先行点検の実施について、教育長・首長・上席の指示による場合はその指示内容・指示した年月日がわかるもの	不存在			
678		5. 1. 18	「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況の報告について(依頼)」令和3年9月に文部科学省から依頼があり、国に回答した以下のもの。 ・国への回答 ・上記の回答のうち、推進対策の構築状況において、構築済みと回答した場合のその体制(通学路安全推進会議等)の設置要綱(規約)の類。新規・改定時の変更内容(新旧対照表等)がわかるものも含める。保管されているものすべて。 ・上記の回答のうち、推進体制の構築状況において、構築済みと回答した場合のその体制(通学路安全推進会議等)の会議に関する令和3年度及び4年度の配布資料 ・上記の回答のうち、推進体制の構築状況において、構築済みと回答した場合のその体制(通学路安全推進会議等)の会議に関する会議記録の類(保管されているものすべて)	不存在		建設	
679		5. 1. 18	「緊急安全点検等の結果報告について(依頼)」令和元年6月から7月頃に地方整備局から依頼があり、国に回答したいわゆる先行点検に関する以下のもの。(令和元年中の同様調査も含む) ○未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について ○様式2-2(R1. 11. 8報告)及び様式3(R1. 11. 8報告) ○【55京都市】未就学児移動経路の対策状況(R310末時点) ○緊急安全点検等の結果及び対策案の報告について	公開	3	建設	
			先行点検の実施について、教育長・首長・上席の指示による場合はその指示内容・指示した年月日が分かるもの	不存在			

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
680		5. 1. 18	<p>令和元年6月18日付府政共生160号ほか「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」において、記載のある合同点検に関する以下のもの。(令和元年6月18日付国道国技第37号国道環第29号「未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について」に添付)</p> <p>なお、内閣府等通知によらない交通安全に関する取組みであって、複数の関係機関が合同点検を行ったものについては対象に含める(令和元年～3年度分)</p> <p>○(内閣府通知による場合)施設からの回答をふまえ、警察・施設・道路管理者等で合同点検した際の、①施設回答がわかるもの、②危険箇所(具体的な内容)、③対策案等がわかるもの(個票・一覧)</p> <p>○(内閣府通知によらない場合)警察・施設・道路管理者等で合同点検した際の①危険箇所(具体的な内容)、②対策案等がわかるもの(個票・一覧)</p> <p>○上記の合同点検をふまえ取りまとめたもの(合同点検時に対策が決定されず、後日対策が決定したものについてはそれも含む)</p> <p>○上記に関する国への報告の根拠となった国の依頼文</p> <p>○(内閣府通知によらない場合)点検の実施について、教育長、首長、上席(副市長)の指示による場合はその指示内容・指示した年月日がわかるもの</p>	不存在		建設	
681		5. 1. 18	<p>交差点等に整備した防護柵・車止め類の設置工事に係る令和3年8月以降の工事実施分で工事が完了しているもの(いわゆる官民境界側に設置したものは除くこと)未就学児対策・通学路対策等の経緯は問わない</p> <p>○交差点改良工事(外環状線)</p> <p>○道設置工事(水垂上桂千他)(その1及びその2)</p> <p>○交差点改良工事(藤ノ木町)</p> <p>○同上(堀川寺之内)</p> <p>○歩道整備工事(太秦経117号線)</p> <p>○同上(二条停車場嵐山線他)</p> <p>○交通安全施設整備工事(その1)</p> <p>○舗装道補修(今宮門前通)</p> <p>○交差点改良(三条小橋)</p> <p>○歩道整備工事(佐井通他)</p> <p>○同上(西大寺通)(その2)、(竹田街道他)</p> <p>○3・3・5中山石見線道路改築(その19工事)</p> <p>○桃山石田線石田大山交差点改良工事(その1及びその2)</p>	公開	16	建設	
682		5. 1. 18	<p>○御報告いただいた箇所への交通安全対策案</p> <p>○(通知)未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について</p> <p>令和元年6月18日付府政共生160号ほか「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」において、記載のある合同点検に関する以下のもの。(令和元年～3年度分)</p> <p>・(内閣府通知によらない場合)点検の実施について、教育長・首長・上席)の指示による場合はその指示内容・指示した年月日がわかるもの</p>	公開	2	子若	
			<p>令和元年6月18日付府政共生160号ほか「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」において、記載のある合同点検に関する以下のもの。(令和元年～3年度分)</p> <p>・(内閣府通知によらない場合)点検の実施について、教育長・首長・上席)の指示による場合はその指示内容・指示した年月日がわかるもの</p>	不存在			

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
683		5. 1. 18	○散歩コースなど児童移動路の安全点検調査の実施について ○御報告いただいた箇所への交通安全対策案 ○(通知)未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について	公開	3	子若	
			令和元年5月8日に発生した大津市大萱6丁目交差点における未就学児死傷事故を受けて実施したもので、内閣府通知等(令和元年6月18日付府政共生160号ほか「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」)によらない交通安全に関する取組であって、いわゆる「先行して実施している点検及び緊急安全点検」に関する以下のもの。(令和元年度分) ・先行点検の実施について、教育長・首長・上席の指示による場合はその指示内容・指示した年月日がわかるもの	不存在			
684		5. 1. 18	○「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について(依頼)」(令和3年10月18日)に基づき、本市から照会元へ提出したもの ○「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検結果のフォローアップについて」(令和4年5月25日)に基づき、本市から照会元へ提出したものとその根拠となるもの	公開	2	子若	
			「放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全点検の実施について(依頼)」(令和3年10月18日)に基づき、調査対象施設から本市へ提出されたもの	一部公開			
685		5. 1. 18	○御報告いただいた箇所への交通安全対策案 ○(通知)未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について	公開	2	子若	
			令和元年6月18日付府政共生160号ほか「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」において、記載のある合同点検に関する以下のもの。(令和元年～3年度分) ・(内閣府通知によらない場合)点検の実施について、教育長・首長・上席の指示による場合はその指示内容・指示した年月日がわかるもの	不存在			
686		5. 1. 18	○散歩コースなど児童移動路の安全点検調査の実施について ○御報告いただいた箇所への交通安全対策案 ○(通知)未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について	公開	3	子若	
			令和元年5月8日に発生した大津市大萱6丁目交差点における未就学児死傷事故を受けて実施したもので、内閣府通知等(令和元年6月18日付府政共生160号ほか「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」)によらない交通安全に関する取組であって、いわゆる「先行して実施している点検及び緊急安全点検」に関する以下のもの。(令和元年度分) ・先行点検の実施について、教育長・首長・上席の指示による場合はその指示内容・指示した年月日がわかるもの	不存在			
687		5. 1. 18	○国有土地境界確定図 ○市有財産(道路区域内)境界明示図	公開	2	建設	
688		5. 1. 18	土地境界明示書	一部公開	1	行財	①④
689		5. 1. 18	京都市職員の懲戒処分に関する指針(令和2年6月改正)	公開	1	行財	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
690		5.1.19	入札番号:469428 案件名:事業用地の樹木伐採の入札公告、仕様書及び明細書	公開	3	行財	
691	郵	5.1.19	2022年8月以降、2023年1月15日までの間において、京都市中央卸売市場の卸売場にて販売された青森県産コマダマ(出荷者が青森県大間町に所在するもの、若しくは青森県漁業協同組合連合会に販売を委託した大間漁協もしくは大間の漁業者による出荷のもの)の数量(尾数及び重量)と販売価格を記載した行政文書全て	不存在		産観	
692		5.1.19	住宅政策課が保有する、京都市地域優良賃貸住宅(高令者型)**に係る以下の文書 ・国の地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領(平成19年3月28日付国住備第162号)第25全体設計の承認第1項に規定する市長から国あて全体設計承認申請書及び第2項に規定する国から市長あて全体設計承認通知書	不存在		都計	
693		5.1.20	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
694		5.1.20	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
695		5.1.23	土地境界明示書	一部公開	1	行財	①④
696		5.1.23	○国有土地境界確定図 ○国有土地境界明示図	公開	5	建設	
			国有土地境界確定図	一部公開	1		①④
697		5.1.24	○国有土地境界確定図 ○土地境界明示図	公開	2	建設	
698	郵	5.1.24	○(照会)PTA会費管理状況調査の実施について(eアソシ-) ○PTA会費管理状況調査の実施について(依頼) ○PTA会費管理状況調査の結果について	公開	3	教育	
			○PTA会費管理状況調査の回答結果一覧 ○PTA会費管理状況調査の回答修正箇所	一部公開	2		②④
699		5.1.24	地所間数取調書	公開	7	行財	
700		5.1.24	建築計画概要書(令和4年11月7日から令和4年11月27日まで)	公開	216	都計	
			同上	一部公開	12		①
			同上	一部公開	5		②④
701	郵	5.1.24	京煙だより(令和5年新年号)	一部公開	1	産観	①②
702		5.1.25	金入り設計書	公開	2	上下水	
703		5.1.26	1975年11月住宅局「楽只地区同和対策総合計画についての試案」	不存在		都計	
704		5.1.26	○養正市営住宅団地再生事業における整備戸数 ○養正市営住宅入居者アンケート自由記載欄のご意見等について	公開	2		(延)
			養正市営住宅団地再生事業における現時点での更新棟平面図、断面図、立面図	非公開	3	都計	⑥
			養正地域の市営住宅建替事業の現居住者の希望タテと調査結果及び現居住世帯の人数別戸数の調査結果	不存在			

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
705		5. 1. 26	<ul style="list-style-type: none"> ○(単価契約)令和4年度京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣 ○(調達)マイナンバーカード等移送業務 ○マイナンバー事務センター(仮称)設置によるマイナンバーカード業務の集約化について 検討資料 ○「【京都市界限】物件資料20201014(絞り込み・詳細追記)PDF」 	公開	4	文市	
			<ul style="list-style-type: none"> ○(支出負担)カヌマプラザ21の定期建物賃貸借契約について ○(契約)カヌマプラザ21の広告施設利用料の支払いについて ○(契約)証明書発行コーナー及び各区役所・支所におけるマイナンバーカード交付予約受付に係る運営業務 ○同上(契約変更) ○(調達)京都市マイナンバーカードセンターにおける機械警備業務委託について ○(契約)京都市マイナンバーカードセンター清掃業務 ○(支出負担)物品トラック輸送(2トトラック 京都市内～分庁舎・マイナンバーカードセンター) ○(支出命令)物品トラック輸送(リサーチパーク・旧市役所証明書発行コーナー・分庁舎～烏丸プラザ)の代金として(2トトラック) ○同上(京都市各区役所～烏丸プラザ)(トラック) ○同上(リサーチパーク・旧市役所証明書発行コーナー・分庁舎～烏丸プラザ)(荷役作業員) ○同上(京都市各区役所～烏丸プラザ)(荷役作業員) ○(支出負担)物品トラック輸送(荷役作業員 京都市内～分庁舎・マイナンバーカードセンター) ○(支出命令)カヌマプラザ21電気量(4月分)について ○同上(6月分～3月分、令和4年4月分～12月分) 	一部公開	35		①②④⑤⑥
706		5. 1. 26	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市交通局非正規職員に(会計年度任用職員)関する資料 ○令和3年度交通局主催の技術職職員が受講対象の研修について講師が誰か、外部講師が招いた費用、研修資料 			交通	取下げ
707		5. 1. 26	<ul style="list-style-type: none"> ○京都市上下水道局非正規職(会計年度任用職員)に関する資料 ○京都市水道局請負事業に関する資料 			上下水	取下げ
708		5. 1. 26	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度～4年度 ○会計年度任用教職員夏期期末手当支給要綱 ○同上(年末期末手当) ○会計年度任用管理用務員及び会計年度任用給食調理員夏期期末手当支給要綱 ○同上(年末期末手当) ○会計年度任用職員に係る夏期期末手当支給要綱 ○同上(年末期末手当) ○会計年度任用職員 任用結果報告書 	公開	20	教育	
709		5. 1. 26	令和2年6月11日に公告された業務【公共下水道管渠実施設計(その3)委託】の受託者を選定する為に入札を行った際に配布された公告資料の内、業務内容の記載がある書類			上下水	取下げ
710		5. 1. 26	道路境界明示ノ件	一部公開	1	建設	①④
711		5. 1. 26	地所間数取調書	公開	8	行財	
712		5. 1. 27	地所間数取調書	公開	3	行財	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
713		5.1.27	○令和5年度教員採用試験 筆記試験実施要領 ○同上((第1次試験)個人面接実施要項)、((個人面接)質問例示集)、((個人面接)現場対応ロールプレイ質問例示集) ○1次試験・個人面接におけるコンプライアンスに関する質問例示集 ○個人面接評価票 ○「論文試験」試験進行マニュアル ○指導案作成・模擬授業・模擬保育進行マニュアル ○「集団討議」進行マニュアル	公開	9	教育	
			令和5年度教員採用試験結果(基準点、合格点、受験者最高点)	一部公開	1		①
714	郵	5.1.30	公文書公開請求拒否決定通知書京都市指令行コ第12号の決定書	拒否		行財	①
715	郵	5.1.30	金入り設計書	公開	7	上下水	
716	郵	5.1.30	○**の軽自動車税(種別割)申告書(報告書) ○同上(消滅用) ○**の軽自動車税(種別割)申告書(報告書) ○**及び**の課税情報	一部公開	4	行財	①(延)
717		5.1.30	公文書簿冊目録のうち、特優賃関係補助金住民訴訟事件(平成30年度及び平成31年度)	公開	3	都計	
718		5.1.31	市有財産境界明示図	公開	1	建設	
719		5.2.1	地所間数取調書	公開	6	行財	
720		5.2.2	○国有土地境界確定図 ○道路境界明示図	公開	4	建設	
721		5.2.2	金入り設計書	公開	3	都計	
722	郵	5.2.2	○令和3年7月京都市上下水道局・対応一覧表 ○同上(令和4年1月及び7月) ○令和3年7月報告 刊行物単価資料 ○同上(令和4年1月報告及び7月報告)	一部公開	6	上下水	②
723	郵	5.2.2	令和2年度及び3年度の給水装置工事及び補助配水管工事の算定基準			上下水	取下げ
724	郵	5.2.2	京都市教育相談総合センターに係る施設賠償責任保険の証券及びそれに付随する書類			教育	取下げ
725		5.2.2	国有土地境界確定図	公開	2	建設	①④
			土地境界明示図	一部公開	1		
			同上	一部公開	1		
726		5.2.3	都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可(平成6年3月22日付け許可 第2120号、平成6年9月27日付け変更許可 変第1285号)に係る図書のうち、造成計画平面図、公共施設の新旧対照図及び位置図 公図一部写	一部公開	3	都計	②④
727	郵	5.2.3	令和4年4月1日から令和4年12月31日までに営業許可申請のあった環境衛生営業施設一覧(理容所・美容所・クリーニング所)			保福	取下げ
728	郵	5.2.3	新規許可施設一覧(令和4年4月1日から令和4年12月31日までに許可を受けたもの)	一部公開	1	保福	①②
729		5.2.3	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
730		5.2.3	消防局本部庁舎の敷地内における喫煙の取扱い変更について	公開	1	消防	
731		5.2.3	住宅地造成事業法に基づく認可(昭和44年6月11日付け認可 認可番号第33号)に係る図書のうち、施工位置図、計画平面図、排水計画平面図	公開	3	都計	
732		5.2.3	**の市長表敬訪問について(令和4年12月21日付)	一部公開	1	環境	①②

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
733		5.2.3	○意見交換資料(学生主体の地域課題解決事業について令和3年9月) ○事業企画書(学生主体の地域課題解決事業令和3年11月)	公開	2	総企	
			京都市と**との「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進に関する連携協定について	一部公開	1		②④
734		5.2.3	寄附受納について(京都コンサートホール喫煙設備)	一部公開	1	文市	②④
735		5.2.3	寄附受納について(喫煙設備)	一部公開	1	文市	②④
736		5.2.3	元離宮二条城内に設置する喫煙設備の取扱いについて	一部公開	1	文市	②④
737		5.2.3	寄付申出書(令和5年2月1日付け)	公開	1	文市	①②④
			○寄付受納について(JR西大路駅南側喫煙場所) ○喫煙設備の取扱いに係る覚書別紙について	一部公開	2		
738		5.2.3	地域企業イノベーション推進室が保有する京煙だより(令和5年新年号)			産観	取下げ
739		5.2.3	新水産棟内の喫煙専用室の運用開始について	公開	1	産観	
740		5.2.3	産業医科大学の受動喫煙防止対策の調査に係る依頼文(令和4年10月28日付け)及び本市回答書	一部公開	1	保福	①②
741	郵	5.2.6	○道路の区域決定・供用開始・告示について ○道路の区域変更・供用開始・告示について ○市道路線の認定等、道路の区域変更等の告示について ○市道路線の廃止等の告示について ○道路の供用開始・告示について	公開	10	建設	
742		5.2.6	○「(仮称)京都御室花伝抄新築計画」用途許可に係る公聴会 意見聴取記録 ○同上(「(仮称)相国寺門前町計画」)	公開	2	都計	
743		5.2.6	平成22年度**団地に係る ○地域優良賃貸住宅供給計画認定通知書 ○地域優良賃貸住宅 賃貸計画承認通知書	公開	2	都計	(延)
			**に係る以下の文書 ○地域優良賃貸住宅 供給計画認定申請書 ○地域優良賃貸住宅 賃貸計画承認申請書	一部公開	2		①②④
			京都市地域優良賃貸住宅(高令者型)**に係る以下の文書 ・地域通両賃貸住宅 管理契約承認申請書 ・同上(管理契約承認通知書) ・全体設計承認申請書 ・同上(通知書) ・完了実績報告書 ・整備事業補助金交付申請書 ・同上(補助額確定通知書) ・利子補給対象事業認定申請書 ・同上(認定通知書) ・利子補給金交付申請書 ・同上(交付決定通知書)	不存在			
744	郵	5.2.6	公文書公開請求拒否決定通知書京都市指令企市広第2号の決定書	拒否		総企	①
745	郵	5.2.6	公開請求拒否決定通知書京都市指令北地第38号の決定書	拒否		区役所	①
746		5.2.7	御池通シボルロード整備工事に係る歩道照明灯A1、灯具及び蛍光灯の仕様書並びに配線図及び箇所図	一部公開	5	建設	①④

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
747	郵	5.2.7	①直近10年間の、「心中以外の虐待死」と「心中による虐待死」の年度ごとの件数 ②京都市の児童相談所等において、年度ごとに、厚生労働省からの照会で報告した虐待死の数。また、虐待と「確定した数」と「疑いの数」にわけてある数。直近10年間 ③虐待死の数を報道する際に使用された報道資料 ④②に記載されている、厚生労働省からの照会文書 ④②の「疑いの数」について、厚生労働省から虐待と認定したと報告が来た件数			子若	取下げ
748		5.2.8	住宅地造成事業法による認可(昭和43年4月1日付認可認可番号第18号)に係る花園団地計画平面図	公開	1	都計	
749		5.2.8	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
750	郵	5.2.8	「(支出負担)令和6基準年度評価替えに係る標準宅地等の鑑定評価に関する業務の委託について」に係る、決定書、契約書、仕様書、実施計画書及び標準宅地の一覧表	一部公開	5	行財	②④
			令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する次の書面等 ・予定価格に関する決裁書 ・報酬支払いに関する決裁書(中間金等に関する完了届、請求書、支出命令書等を含む。)	不存在			
751		5.2.9	○「小規模多機能型居宅介護事業所** (仮称)」分について 補助事業事前協議書(施設整備補助)、補助事業事前協議書(解説準備経費等補助) ○「** (仮称)」分について 補助事業事前協議書(開設準備経費等補助)、付近見取図、平面図	一部公開	5	保福	①②④
752		5.2.9	令和5年度予算案で助成する**の建物概要がわかる資料			子若	取下げ
753		5.2.9	建築計画概要書(令和4年11月28日から令和4年12月18日まで)	公開	251	都計	
			同上	一部公開	34		①
			同上	一部公開	2		②④
754		5.2.9	令和2年6月11日に公告された業務【公共下水道管渠実施設計(その3)委託】を受託した者が作成・納品した成果品の内、報告書及び図面			上下水	取下げ
755		5.2.9	支出負担行為書	公開	11	教育	
756		5.2.10	金入り設計書	公開	3	都計	
757		5.2.10	土地境界明示図	公開	1	建設	
758		5.2.10	住宅地造成事業法による認可(認可年月日昭和45年1月29日認可番号第50号)に係る計画平面図	一部公開	1	都計	①④
759	郵	5.2.10	令和2年度～令和4年度 ・入庁された保健師資格の職員数 ・退職された保健師資格の職員数 ・退職された入庁5年以内の保健師資格の職員数 ・保健師資格の職員総数	不存在		行財	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
760	郵	5.2.10	ハラスメントの相談状況(令和2年度) ・令和2年度～4年度の京都市ハラスメント調査委員会で処理を行った件数 ・令和2年度～4年度の京都市情報館で公表されているセクシャルハラスメント・パワーハラスメント・妊娠・出産・育児休業等のそれぞれの相談数のうち同委員会で処理がなされたそれぞれの数 ・令和2年度～4年度と同委員会で処理を行った件数のうちハラスメントと該当(認定)となった件数	公開 不存在	1	行財	
761	郵	5.2.10	令和3年度一般国道162号(川東第2工区)橋梁詳細設計等業務委託にかかる報告書及び図面	一部公開	2	建設	①②
762		5.2.10	金入り設計書	公開	9	都計	
763	郵	5.2.10	○京都市立幼稚園管理職昇任先行実施要綱 ○京都市立小・中・小中学校管理職昇任選考実施要綱 ○同上(主幹教諭)、(指導教諭) ○京都市立高等学校管理職昇任選考実施要綱 ○同上(主幹教諭・指導教諭)、(総合支援学校管理職)、(総合支援学校副教頭)、(総合支援学校主幹教諭)、(総合支援学校指導教諭) ○令和5年度 京都市立学校管理職等選考試験日程(令和4年度実施) ○令和5年度 昇任候補者推薦書(幼) ○同上(小・中・小中)、(総支)、(高) ○自己アピール書 ○令和5年度京都市立学校校長候補選考試験論文1及び論文2(ケーススタディ) ○同上(教頭)、(主幹教諭)、(指導教諭)、(高等学校校長)、(高等学校教頭)、(高等学校主幹教諭)、(総合支援学校副教頭)、(幼稚園園長)、(幼稚園教頭) ○令和4年度 京都市立学校管理職等選考試験結果(令和3年度実施)	公開	37	教育	
764		5.2.13	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
765		5.2.13	地所間数取調書	公開	3	行財	
766		5.2.13	地所間数取調書	公開	10	行財	
767		5.2.14	都市計画法による開発行為の許可(昭和54年12月26日付第1427号)のうち、計画平面図及び新旧公共施設対照図	一部公開	1	都計	①④
768		5.2.14	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
769		5.2.14	**名義で行った2019年1月1日から2023年1月24日までの間の戸籍謄本抄本・住民票等の職務上請求の用紙	不存在		文市	(延)
770		5.2.15	土地境界明示図	公開	1	建設	
771		5.2.15	京都府から受信したメール(事務連絡)計311件(電磁的記録)[令和2年12月18日から令和4年3月10日受信分]	公開	311	保福	
772		5.2.15	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
773		5.2.16	国有土地境界確定図	公開	5	建設	
774		5.2.16	地所間数取調書	公開	1	行財	
775		5.2.17	金入り設計書	公開	1	上下水	
776		5.2.17	住宅地造成事業法による認可(昭和42年3月7日付け認可認可番号第6号)のうち、平面計画図	公開	1	都計	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
777		5. 2. 17	**に係る、地域住宅交付金総括表(平成22年度)、地域住宅交付金単年度交付額算定票(平成22年度)及び社会資本整備総合交付金調書(平成23年度～令和4年度)	公開	5	都計	(延)
			住宅政策課が保有する、京都市が**に交付した地優賃補助金(利子補給)について、京都市長から国に対して申請した補助金交付申請書類のうち、補助金の名称及び金額がわかるもの	不存在			
778	郵	5. 2. 17	(単価契約)南部クリーンセンター焼却残灰運搬業務仕様書	公開	1	環境	
779		5. 2. 17	朱雀公園グラウンド北面使用及び南北全面使用について(依頼)(令和2年度～4年度)	公開	3	教育	
780		5. 2. 20	市街灯中M26-43の写真	公開	1	建設	①
			勤務実績簿	一部公開	1		
781	郵	5. 2. 20	○令和2年度土木工事の単価設定根拠表(前期改定単価) ○同上(主要資材単価)令和3年7月	公開	2	建設	
782	郵	5. 2. 20	○令和4年1月京都市上下水道局・対応一覧表 ○令和4年1月報告 刊行物単価 資料	公開	2	上下水	
783		5. 2. 20	市有財産境界明示図	公開	1	建設	
784		5. 2. 20	○国有土地境界確定図 ○市有財産境界明示図	公開	2	建設	
785		5. 2. 20	京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)の有効活用に係るサウンディング型市場調査の参加申込書及び提案書	一部公開	6	文市	②④⑥
786		5. 2. 20	地所間数取調書	公開	4	行財	
787		5. 2. 20	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
788		5. 2. 20	平成27年6月頃の京都市山ノ内浄水場解体工事に伴う、工事代金、工事期間、元請負、下請負業者、説明会関連資料等が分かる書類			上下水	取下げ
789		5. 2. 21	○議案番号第5号(別紙2)(仮称)京都御室花伝抄計画意見聴取まとめ ○「(仮称)京都御室花伝抄新築計画」用途許可に係る公聴会 意見聴取記録 ○同上(「(仮称)相国寺門前町計画」) ○議案番号第6号(別紙2)(仮称)相国寺門前町計画 意見聴取まとめ	公開	4	都計	
790	郵	5. 2. 21	建築計画概要書及び建築基準法令による処分等の概要書	公開	2	都計	②④
工事監理者届			一部公開	1			
791		5. 2. 22	土地境界明示書	一部公開	1	行財	①④
792		5. 2. 22	【京都府照会】地方公共団体の関係する分煙施設整備の取組状況について(回答)	一部公開	1	行財	⑥
793		5. 2. 22	○パネル用画像 ○パネルデザイン案	公開	2	文市	①②
			寄付受納について(JR山科駅前喫煙場所)	一部公開	1		
794		5. 2. 22	○京都マラソン2021 ご協賛・ご協力申込書 ○同上(2022)	一部公開	2	文市	①②④
795		5. 2. 22	**新春役員・総代・女性部幹事合同研修懇親会 市長挨拶骨子	公開	1	産観	①②
			(市長日程資料)**令和5年新春役員・総代・女性部幹事合同研修懇親会について	一部公開	1		
796		5. 2. 22	受動喫煙防止に関する啓発広告に係る、京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会事務局からの原稿データ(令和4年12月29日京都新聞朝刊掲載)	公開	1	保福	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
797		5. 2. 22	健康長寿企画課が**と令和2年4月1日に締結した「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」の委託に係る報告文書(問い合わせ報告(令和2年度分))	一部公開	1	保福	①②⑥
798		5. 2. 22	高齢者向け優良賃貸住宅 供給計画認定通知書(平成18年度**団地)	公開	1	都計	(延)
			**に係る、高齢者向け優良賃貸住宅 供給計画認定申請書	一部公開	1		①②④
			住宅政策課が保有する、京都市高令者向け優良賃貸住宅又は京都市地域優良賃貸住宅**に係る、以下の文書 ・市長あて全体設計承認申請書、事業者あて全体設計承認通知書 ・国あて全体設計承認申請書、市長あて全体設計承認通知書	不存在			
799		5. 2. 22	住宅政策課が保有する、**及び**に係る以下の文書(H19年度～H23年度) ①京都市が、交付決定した補助金(整備事業・利子補給・家賃減額)の決定通知書類のうち、表紙、実績額及び補助額がわかるもの ②京都市長から国に申請した上記①に係る補助金交付申請書類のうち、表紙、計算の統括表、実績報告の総括表及び実績額がわかるもの	不存在		都計	(延)
800		5. 2. 22	苦情処理カード 様式2(令和4年度左京区 No. 11-21からNo. 11-29まで)	一部公開	1	環境	①②
			公害苦情処理取扱要領	公開	1		
801		5. 2. 27	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
802	郵	5. 2. 27	交通局と**との連絡運輸に係る**が定めた以下の文書 ・旅客連絡運輸規則別表 ・旅客運輸取扱基準規定及びその別表	不存在		交通	
803		5. 2. 27	令和4年度第9回都市建築審査会(令和5年2月17日開催)で委員に配布された資料のうち、意見聴取(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第4条第2項に基づく登録(湯川秀樹旧宅))に関するもの	一部公開	1	都計	④
804		5. 2. 28	建築計画概要書(令和4年12月19日から令和5年1月15日まで)	一部公開	187	都計	①
			同上	一部公開	11		
805	郵	5. 2. 28	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
806	郵	5. 2. 28	保険証券等	公開	8	教育	①②
			同上	一部公開	3		
807		5. 3. 1	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
808		5. 3. 1	鏡山保育園(仮称)整備助成事業に係る図面	一部公開	1	子若	④
809		5. 3. 1	土地境界明示書	公開	1	行財	
810		5. 3. 1	地所間数取調書	公開	6	行財	
811		5. 3. 1	金入り設計書	公開	2	都計	
812		5. 3. 2	京都市高令者向け優良賃貸住宅又は京都市地域優良賃貸住宅(高令者型)**に係る以下の文書 ・国の地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領(平成19年3月28日付国住備第162号)第25全体設計の承認第1項に規定する市長から国あて全体設計承認申請書及び第2項に規定する国から市長あて全体設計承認通知書	不存在		都計	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
813		5.3.2	京都市地域優良賃貸住宅(高令者型)**に係る以下の文書 ・国の地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領(平成22年3月30日付国住備第272号)第24全体設計の承認第1項に規定する市長から国あて全体設計承認申請書及び第2項に規定する国から市長あて全体設計承認通知書	不存在		都計	
814		5.3.3	2009年から2019年に**が伏見消防団淀分団に在籍していた時の手当て支給簿			消防	取下げ
815	郵	5.3.3	プロフィール票	一部公開	1	保福	①(延)
			全数を明示したうえで、かがやき職員及び元職員が作成したプロフィール票の内、支援対象者の体型について「細身」あるいは「痩せている」と書かれているプロフィール票	却下			
816	郵	5.3.3	個別支援計画書 全数を示したうえで以下に該当する公文書 ・かがやき職員及び元職員が作成している個別支援計画書及び個別評価・支援プランニングシートの内、発達障害者支援として ①「構造化」が行われていると判断する事が出来る個別支援計画書及び個別評価・支援プランニングシート ②同上(「TEACCHプログラム」)、(「T-TAPによるアセスメント」)、(「ワークシステム・サポートプログラム」) ・京都障害者職業センター職員及び元職員(職業カウンセラー)が作成している職業評価及び職業リハビリテーション計画の内、発達障害者支援として ①「構造化」が行われていると判断する事ができる職業評価及び職業リハビリテーション計画 ②同上(「TEACCHプログラム」)、(「T-TAPによるアセスメント」)、(「ワークシステム・サポートプログラム」)	一部公開	1	保福	①(延)
			全数を示したうえで以下に該当する公文書 ・**かがやき元職員が作成している個別支援計画書及び個別評価・支援プランニングシートの内、発達障害者支援として ①「構造化」が行われていると判断する事が出来る個別支援計画書及び個別評価・支援プランニングシート ②同上(「TEACCHプログラム」)、(「T-TAPによるアセスメント」)、(「ワークシステム・サポートプログラム」) ・**元職員が作成している個別支援計画書及び個別評価・支援プランニングシートの内、発達障害者支援として ①「構造化」が行われていると判断する事が出来る個別支援計画書及び個別評価・支援プランニングシート ②同上(「TEACCHプログラム」)、(「T-TAPによるアセスメント」)、(「ワークシステム・サポートプログラム」)	不存在			
817		5.3.3	地所間数取調書	公開	4	行財	
818		5.3.3	建築確認等受付カード(89下0420)H2年6月15日完了届が出されH2年6月22日完了不備についての不備内容についての詳細	不存在		都計	
819		5.3.3	金入り設計書	公開	1	上下水	
820		5.3.3	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
821		5.3.3	地所間数取調書	公開	4	行財	
822	郵	5.3.6	建築計画概要書及び建築基準法令による処分等の概要書	公開	2	都計	
823		5.3.6	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
824	郵	5.3.7	○市有財産境界明示図 ○土地境界明示図	公開	2	建設	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処 分	件数	所 管	備 考
825		5.3.8	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
826		5.3.8	地所間数取調書	公開	4	行財	
827	郵	5.3.8	保険証券等	公開	1	文市	
828		5.3.8	金入り設計書	公開	1	都計	②
			三社見積り表	一部公開	1		
829		5.3.8	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
830	郵	5.3.8	○平成26年10月31日付け輸入承認申請書 ○平成30年12月1日付け共同保護計画実施状況報告書 ○同上(令和元年12月付け)、(令和2年11月24日付け)、(令和4年11月30日付け)	公開	5	文市	
			○同上(令和3年12月3日付け)	一部公開	1		
831		5.3.9	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
832-1	郵	5.3.9	御香宮前公衆トイレ解体撤去工事の日程について	一部公開	1	環境	①②
832-2			○京都市職員コンプライアンス推進指針 ○同上(概要)	公開	2	行財	(延)
			○京都市シェイクアウト訓練に伴う広報媒体について ○同上(令和2年度) ○避難場所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についての、市民周知のチラシの作成及び配布について ○避難所等における新型コロナウイルス感染症の流行拡大防止についての市民周知チラシの配布について(依頼) ○出水期に向けた市民周知チラシの配布に係るかがみ文の作成について ○我が家の防災行動計画「マイ・タイムライン」リーフレット及び回覧チラシの作成について	公開	7		
832-2			「京都駅東部・東南部エリアの地域向け広報誌『5to9』の回覧について」(依頼)	公開	4	総企	
			令和3年度山科団地「健康イベント」に関するポスターの掲示・チラシの配布について(協力のご依頼)	一部公開	36		①②
832-3			○令和2年度左京区まちづくり活動支援交付金交付事業の完了に伴う交付金額の決定について(自治連情報伝達・共有のIT化) ○左京区市政懇談会・区長懇談会会場費に係る支出命令書 ○左京区共同募金決算書 ○左京区赤十字奉仕団決算書	一部公開	16	区役所	①②④
			○左京区区長懇談会当日資料 ○同上(市政懇談会) ○左京区市政懇談会・区長懇談会会場費に係る支出命令書	公開	16		
832-4			○平成31年度集団検診回覧チラシの作成について ○平成31(2019)年度 集団検診開催案内回覧チラシ配布依頼文について ○集団検診案内回覧チラシ配布の依頼について ○令和2年度「集団健診」休止の回覧チラシの作成について ○令和2年度集団健診の全日程中止に係る回覧チラシの配布依頼について ○令和2年度「集団健診」中止の回覧チラシの作成について ○令和4年度集団健診回覧チラシの作成について	公開	7	保福	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
			○平成30年度～令和4年度の熱中症予防啓発のチラシの配布協力依頼について ○新型コロナウイルス感染症に係る周知チラシ(回覧、配架)の作成について ○新型コロナウイルス感染拡大防止に係る啓発ビラの送付について(依頼) ○同上(2回目) ○H30, R2, R4の京都市民生児童委員連盟理事会議題について ○各種がん検診のご案内(乳がん巡回健診のご案内)について(R3, R4) ○がん検診に係る広報物の作成について(R1) ○「平成30年度京都市がんセット健診のご案内」の作成について ○各種がん検診のご案内の作成について(R1, R2) ○各種がん検診のご案内の作成について(がんセット健診のご案内)(R3) ○各種がん検診のご案内(がんセット健診のご案内)について(R4) ○令和3年度胃がん検診回覧ビラの作成について ○令和4年度「胃がん検診回覧ビラ(ご案内)」の作成について ○同上(大腸がん) ○大腸がん郵送検診に係る申込はがき付き案内チラシの作成について(H30, R1) ○大腸がん検診回覧ビラの作成について(R2, R3)	公開	25		
			令和4年度 熱中症予防啓発チラシ 納品先一覧(学区会長等宅)	一部公開	1		①
			○平成31年～令和5年の狂犬病予防集合注射に係るリーフレットの配布について(依頼)	公開	5		
832-5			○市政広報物(京都市広報揭示ポスター及び回覧チラシ等)の市民しんぶんとの同時配送手続について(通知) ○京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議に係る支出命令書	一部公開	15	文市	①②④
			○京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議に係るチラシの別紙のうち、行政側出席者一覧 ○京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議に係る支出命令書 ○「京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議」「市長との懇談会」の配布資料一式	公開	15		
832-6			秋の嵐山交通対策に係る地元周知のチラシの送付について	公開	1	都計	①②
			○工事のお知らせについて(令和4年度 西賀茂蛙ヶ谷森林再生工事)決定書及び配布ビラ ○同上(西賀茂蛙ヶ谷管理道整備工事)	一部公開	2		
			○チラシの回覧依頼に関する送付状 ○補助制度回覧チラシ「令和3年度耐震・防火改修に対する補助制度があります！」	一部公開	19		

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
832-7			<ul style="list-style-type: none"> ○淀排水機場の試運転に伴うお知らせビラの配布について ○同上(試運転日程変更)の配布について ○地元周知ビラの配布について(善峰川浚渫等工事) ○ワークショップ(東高瀬川親水護岸工事整備)のアンケートについて ○工事案内ビラの配布(令和元年度 高瀬川改修工事) ○測量調査実施のお知らせについて(善峰川認定道路測量設計業務委託) ○ホーリング調査実施のお知らせについて(都市基盤河川 善峰川護岸他詳細設計業務委託) ○工事ビラの配布について(東高瀬川他河川維持補修工事) ○同上(白川浚渫及び改修工事) ○測量作業のお知らせビラの配布について(高瀬川測量設計業務委託) ○フォーラム案内ビラについて【高瀬川測量設計業務委託】 ○第2回菊浜高瀬川フォーラム(座談会)の開催案内について ○「西野山川河川工事のお知らせ」について(配布)(都市基盤河川改修事業西野山川改修(その3)工事) ○第2回菊浜高瀬川フォーラム(座談会)開催中止の案内について ○高瀬川改修工事に伴う樹木整備に関するアンケート調査等の説明会の開催の案内について ○第2回菊浜高瀬川フォーラム(座談会)の開催の案内について 高瀬川測量設計業務委託(五条通～七条通南) ○工事ビラについて 高瀬川改修工事 ○工事のお知らせビラについて(都市基盤河川改修事業 新川改修(その7)工事) 	公開	25	建設	
			<ul style="list-style-type: none"> ○地元周知ビラについて【角子橋他1橋補修工事】 ○同上(【紅葉橋補修工事】) 		2		
			<ul style="list-style-type: none"> ○道路側溝等の補修工事のお知らせについて(排水路補修工事・京都市伏見区醍醐東合場町他 地内) ○お知らせビラについて(長辻通舗装復旧工事他) ○同上(工期延期)(長辻通舗装復旧工事他) ○試験掘削調査のお知らせについて(後院通電線共同溝詳細設計業務委託) ○同上(銀閣寺道電線共同溝詳細設計業務委託) ○無電柱化事業に伴う舗装工事等のお知らせについて(地元周知ビラ) ○測量のお知らせビラについて(醍醐辰巳地区測量業務委託) ○試験掘削作業に係るお知らせビラについて【河原町通電線共同溝詳細設計業務委託について】 ○同上(【清水道(茶わん坂)電線共同溝予備設計業務委託について】) ○同上(【大手筋通電線共同溝詳細設計業務委託について】) ○試験掘削調査のお知らせについて【清水道(茶わん坂)電線共同溝予備設計業務委託】 ○架空線調査のお知らせビラについて【令和3年度河原町通電線共同溝調査設計業務委託】 		12		

(備考欄の略号)

- ①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
			○お知らせビラの配布について(河川改良工事(竹田川)) ○工事のお知らせビラについて(歩道整備工事(山科西野経18号線他))	公開	2		
			○工事延期に係るお知らせビラについて(伏見西部第五地区 承水路整備工事(その7)) ○同上(伏見区西部第五地区 承水路浚渫工事) ○埋蔵文化財発掘調査のお知らせビラについて(調査期間延長)(伏見西部醍醐地区土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託)	公開	3		
			○工事等の周知について(東本願寺前市民緑地整備) ○植栽工事のお知らせについて(危険木対策(東堀川通)) ○同上(奥海印寺)、(街路樹危険木対策工事(奥印寺納所線))、(街路樹危険木対策工事(東堀川通))、(七条通) ○雨庭工事着手のお知らせについて(雨庭整備工事その1(北野白梅町)、雨庭整備工事その2(北野白梅町他)) ○同上(雨庭整備工事_東大路仁王門)、(雨庭整備工事_九条大石橋) ○周知ビラ配布について(街路樹危険木対策工事:紫明通) ○同上(街路樹等育成管理(13西京区南部)業務委託(福西東通)) ○桂坂学区フォルトの維持管理に関する周知について(桂坂学区フォルト) ○周知ビラの配布について(大宮通街路樹のご説明)	公開	13		
832-8			平成30年以降現在に至るまでに、市政協力委員を介さずに市政広報印刷物や回覧パン等を回覧等したことがわかる文書。ただし、学校園からの配布物は除く。	不存在		教育	
832-9			平成30年以降現在に至るまでに、市政協力委員を介さずに市政広報印刷物や回覧パン等を回覧等したことがわかる文書。	不存在		選管	
832-10			同上	不存在		監査	
832-11			同上	不存在		人事委	
832-12			同上	不存在		農業	
832-13			同上	不存在		資評	
833		5.3.9	○令和2年度(単価契約)道路照明灯維持補修業務委託(西部土木事務所)単価契約 工事記録写真8月分、10月分 ○同上(令和3年度)(工事記録写真10月分、12月分)、(令和4年度分)(工事記録写真1月分、2月分、4月分、6月分、11月分) ○令和2年度~4年度の(単価契約)道路照明灯維持補修業務委託(西部土木)単価表	公開	12	建設	(延)
834		5.3.9	地所間数取調書	公開	27	行財	
835		5.3.10	国有土地境界確定図	公開	2	建設	
836		5.3.10	喫煙設備の取扱いに係る覚書別紙について	一部公開	1	文市	①②④
837		5.3.10	旅館業施設一覧(令和5年2月末時点)	一部公開	1	保福	①②(延)
838		5.3.10	地所間数取調書	公開	4	行財	
839		5.3.14	地所間数取調書	公開	9	行財	

(備考欄の略号)

- ①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
840	郵	5.3.14	○平成31年度/令和元年度に入庁された保健師資格の正規職員数 ○同上(退職された)、(退職された入庁5年目以内の) ○平成31年度/令和元年度の保健師資格の正規職員の総数 ○同上(会計年度任用職員)、(派遣職員を含むアルバイト・臨時的任用職員) ○令和2年度～4年度に入庁された保健師資格の正規職員数 ○同上(退職された)、(退職された入庁5年目以内の) ○令和2年度～4年度の保健師資格の正規職員の総数 ○同上(会計年度任用職員)、(派遣職員を含むアルバイト・臨時的任用職員)			行財	取下げ
841		5.3.15	地所間数取調書	公開	15	行財	
842		5.3.16	建築計画概要書(令和5年1月16日から令和5年2月5日まで)	公開	235	都計	
			同上	一部公開	19		①
			同上	一部公開	4		②④
843	郵	5.3.16	金入り設計書	公開	2	都計	
844		5.3.16	・京都市営バスにおける停留所間の利用状況が分かる資料 ・京都市営バスにおける直近5ないし10年度間の収支状況が分かる資料 ・京都市営地下鉄延伸計画(烏丸線、東西線とくに東西線洛西方面延伸)の詳細が分かる資料			交通	取下げ
845		5.3.17	金入り設計書	公開	6	上下水	
846		5.3.17	地所間数取調書	公開	33	行財	
847	郵	5.3.17	金入り設計書	公開	1	上下水	
848		5.3.17	令和4年度第10回京都市建築審査会における説明資料のうち、(仮称)京都御室花伝抄計画及び(仮称)相国寺門前前町計画に係る計画に関する資料(申し入れ書に関する部分は除く。)	一部公開	1	都計	②④
849		5.3.20	宅地造成等規制法に基づく許可(昭和42年10月11日付け許可 許可番号 第42-18号)に係る図書のうち、平面図 案内図 字限図、断面図及び構造図	公開	4	都計	
850	郵	5.3.20	金入り設計書	公開	7	上下水	
851	郵	5.3.20	建築計画概要書及び建築確認台帳			都計	取下げ
852	郵	5.3.20	「市有地の売却について(京都市右京区京北細野町北谷35番35番、藏谷5番)」のうち価格根拠資料(価格算定書及び不動産鑑定評価書の本文部分)のみ	一部公開	1	行財	①②④
853		5.3.20	令和4年度第10回京都市建築審査会(令和5年3月17日開催)で委員に配布された資料のうち、同意(建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定(湯川秀樹旧宅))に関するもの	一部公開	1	都計	④
854		5.3.22	地所間数取調書	公開	13	行財	
855		5.3.22	○国有土地境界確定図 ○市有財産(道路区域内)境界明示図	公開	3	建設	
856		5.3.22	**及び**に係る指定障害福祉サービス事業所指定申請書及び添付書類	一部公開	4	保福	①②④
857		5.3.22	○**の訪問介護、介護型ヘルプサービスの指定申請に係る書類 ○**の訪問介護の指定申請に係る書類	一部公開	2	保福	①②④
858		5.3.22	訪問介護所**及び訪問介護事業所**が、建築審査課に対してバリアフリー条例に基づき提出した協議申請書類及び検査済証	不存在		都計	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
859		5.3.22	(総合評価)京都市中央卸売市場第一市場整備工事ただし、水産棟ほか建築その他改修工事の総合評価方式評価調書	公開	1	都計	(延)
			同上(総合評価落札方式により**及び**から提出された技術提案書)	一部公開	1		①②④
860		5.3.23	市有財産(道路区域内)境界明示図	公開	1	建設	
861		5.3.23	○特定建設作業場立入調査票(騒左11、12 振左6(令和5年1月17日実施分)) ○令和5年度公害苦情相談処理カード及び公害苦情調査票等の送付について(依頼) ○公害苦情相談処理カード等記入要領	公開	4	環境	
			特定建設作業場立入調査票(騒左11、12 振左6(令和5年2月16日及び令和5年3月9日実施分))	一部公開	1		①②
862		5.3.24	施設・居住系の介護サービス事業所を整備・運営する事業候補者の公募<令和4年度第3回募集>に係る事前協議書類一式のうち、事前協議書、事業所の周辺地図、事業所の平面図、居室面積を記載した一覧表、事業所の敷地外観の写真	一部公開	1	保福	①②④
863		5.3.24	地所間数取調書	公開	8	行財	
864		5.3.24	施設・居住系の介護サービス事業所を整備・運営する事業候補者の公募<令和4年度第3回募集>に係る事前協議書類一式のうち、事前協議書、事業所の周辺地図、事業所の土地及び建物に係る不動産登記簿謄本、事業所の土地に係る売買又は賃貸借(予約)契約書若しくはそれに準ずる書類、事業所の平面図、居室面積を記載した一覧表、事業所の敷地外観の写真、その他市長が認める書類	一部公開	1	保福	①②④
865	郵	5.3.27	消防用施設等(特殊消防用設備等)点検結果報告書			消防	取下げ
866		5.3.27	国有土地境界確定図	公開	5	建設	
867		5.3.27	地所間数取調書	公開	9	行財	
868	郵	5.3.27	金入り設計書	公開	4	上下水	
869		5.3.27	地所間数取調書	公開	3	行財	
870		5.3.27	鏡山保育園(仮称)整備助成事業に係る図面	一部公開	1	子若	④
871		5.3.27	国有土地境界確定図	公開	1	建設	
872		5.3.28	住宅地造成事業法による認可(昭和44年10月2日付け認可 認可番号第46号)のうち、計画平面図、位置図、字限図、排水計画詳細図及び通知文(昭和45年7月4日付け)	公開	1	都計	
873		5.3.28	「建築基準法第58条並びに高度地区計画書の規定による許可(昭和59年11月15日決定)について」のうち決定書、京都市建築審査会による同意書、議案第101号並びに許可条件	公開	1	都計	
874		5.3.28	**の障害者虐待の通報に関し令和4年6月10日から令和5年2月10日までの間に京都市が作成した以下の文書 ①通報を受け、当該通報に係る事実の確認を行った結果を記した「調査報告書」 ②上記①の事実確認の結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められること、又はさらに都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じたことを記した「結果報告書」「虐待に関する報告書」その他虐待認定又は事実確認の必要性に関する記載がなされた文書 ③規則2条2号、3号、5号、6号の事項が記された「報告書」「調査報告書」その他上記の事項に関する記載がなされた文書 ④その他法17条、規則2条に基づき、京都市が京都府に報告した文書すべて			保福	取下げ

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
875		5.3.29	地所間数取調書	公開	5	行財	
876		5.3.29	里道区域決定図	公開	1	建設	
877		5.3.30	市有財産境界明示図	公開	2	産観	
878-1		5.3.30	○岩倉自治連合会連絡協議会連協だより(令和5年3月発行分) ○左京区役所と教育委員会総務課とのメール文(令和5年2月13日9時46分8秒) ○左京区役所と教育委員会体育健康教育室とのメール文(令和5年2月27日13時34分8秒)	一部公開	3	区役所	①⑥
			過去5年間に赤十字資金募金及び共同募金に関連する、左京区役所に対して出された要望・苦情・意見及びそれへの対応に関する文書類	不存在			
878-2		5.3.30	○「市長への手紙」への回答について(整理番号02-02593-01) ○日本赤十字社及び共同募金会に関する御意見について(回答)	一部公開	3	文市	①②⑥
879	郵	5.3.31	各区喫煙スペースの設置状況について(回答)	一部公開	1	区役所	①⑥
880	郵	5.3.31	○喫煙場所検索ポスターの掲示について ○職員提案制度における提案票の審査結果について(受理番号260782) ○同上(受理番号290023) ○京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の周知について(依頼) ○路上喫煙等の禁止等に係る周知啓発等について(依頼)	公開	6	文市	
			【名古屋市照会】令和3年度清掃事業に関する調査について(回答)	一部公開	1		①⑥
881	郵	5.3.31	○受動喫煙防止対策の推進について(協力依頼) ○受動喫煙防止対策の強化に関する調査について(回答) ○関係業者等対応届について ○受動喫煙防止対策の推進について(依頼)	公開	4	保福	
			受動喫煙防止対策の強化について(静岡市より照会回答まとめ)	一部公開	1		⑥
882	郵	5.3.31	各区・支所における喫煙スペースの設置状況について	一部公開	1	区役所	①⑥
883	郵	5.3.31	各区・支所における喫煙スペースの設置状況について	公開	1	区役所	
884	郵	5.3.31	○令和元年度短時間禁煙支援について ○平成30年度短時間禁煙支援6か月後評価	公開	2	保福	
885	郵	5.3.31	○「市場内における分煙の徹底及び物流動線の確保に係る違反行為の取扱いに関する要綱」に基づく処分の適用に関する運用指針について ○市場内分煙の徹底について	公開	2	産観	
			○市場内分煙の徹底に係る警告書の発出について ○市場内分煙の徹底に係る警告書及び呼出書の発出について	一部公開	20		①②
886	郵	5.3.31	各区・支所における喫煙スペースの設置状況について(回答)	一部公開	1	区役所	①⑥
887	郵	5.3.31	○各区・支所における喫煙スペースの設置状況について(回答) ○京都市路上喫煙等対策審議会委員への就任に係る営利企業等の従事許可について	一部公開	2	区役所	①⑥
888		5.3.31	国有土地境界確定図	公開	2	建設	

(備考欄の略号)

①プライバシー ②法人等情報 ③任意提供情報
④公共の安全 ⑤審議検討情報 ⑥事業遂行 ⑦法令秘

2 個人情報開示請求等の内容一覧表

(令和4年度)

- (注) 1 「備考」欄の丸数字は、非開示又は一部開示の理由として、個人情報保護条例第16条の何号に該当するとしたのかを示したものです。
- 2 「備考」欄の「(延)」は、個人情報保護条例第20条第1項の期間を同条第2項の規定により、延長したものです。また、「(特延)」は、条例第21条の規定により、特例として延長したものです。
- 4 網掛け (■) は、不服申立てがなされたものです。
- 5 伏字 (**) は、プライバシー等に配慮すべき事項として処理したものです。

1 個人情報開示請求

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
1		4.4.1	火災原因調査の結果について	一部開示	1	消防	
2		4.4.1	障害者虐待の認定について	開示	1	区役所	(延)
			○障害者虐待相談・通報・届出受付票 ○事実確認票 ○障害者虐待アセスメントシート ○障害者虐待ケース会議記録 ○請求者の子のケース記録	一部開示	5		②③⑦⑧
3		4.4.11	口頭意見陳述の録音データ	非開示	1	保福	⑦
			開示請求者に係る個人情報を漏洩した事件について第三者委員に報告したことを裏付ける公文書一式	不存在			
4		4.4.11	○経過記録表 ○子ども虐待SOS受付票	一部開示	2	子若	②⑥⑦
5		4.4.11	生活保護ケース記録	一部開示	1	区役所	⑦
6		4.4.12	報告書	一部開示	1	教育	②⑦
			**小学校を離任した常勤講師の離職に関する記録のうち、私に関する記録一式	不存在			
7		4.4.18	相談記録票	一部開示	1	文市	⑤⑦
8		4.4.19	令和4年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
9		4.4.19	令和4年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
10		4.4.25	国民健康保険に係る診療報酬明細書	開示	16	区役所	(延)
			同上	不存在			
11		4.4.28	国民健康保険に係る診療報酬明細書	開示	25	区役所	(延)
			同上	不存在			
12		4.5.2	・再作成した支援計画 ・上記に係る説明用資料	不存在		保福	
13		4.5.2	生活保護ケース記録	一部開示	1	区役所	(延) ②⑦
14		4.5.6	生活保護ケース記録	一部開示	1	区役所	②⑦
15		4.5.6	戸籍謄本・抄本等交付請求書	一部開示	1	文市	②③⑤
16		4.5.9	令和4年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
17		4.5.10	**と締結した、受動喫煙防止対策に係る監視・指導等業務の報告に係る文書（通報対応報告）	一部開示	1	保福	⑦
18		4.5.11	令和4年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
19		4.5.18	戸籍謄本・抄本等交付請求書			文市	取下げ
20		4.5.20	令和4年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
21		4.5.23	火災原因調査の結果について	一部開示	1	消防	②⑦
22	郵	4.5.24	生活保護法に係る診療報酬明細書	開示	34	区役所	
23		4.5.25	京都市が所有する請求人に対する一切の書類	却下		総企	
24		4.5.27	救急活動記録書	一部開示	1	消防	⑤
25		4.5.27	公文書公開請求について	開示	1	都計	
26		4.5.30	○公文書公開請求について	開示	4	都計	
			○公文書公開請求に係る決定期限の延長について				
			○個人情報利用停止請求について				
27		4.6.1	戸籍謄本・抄本等交付請求書	一部開示	1	文市	②③⑤
28		4.6.7	令和4年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
29		4.6.10	国民健康保険に係る診療報酬明細書	開示	2	教育	(延)
30		4.6.10	費用返還事案に係る事前協議資料	一部開示	1	保福	(延) ②③⑦

(備考欄の略号)

- ①未成年者等保護 ②プライバシー ③法人等情報
④任意提供 ⑤公共の安全等 ⑥審議検討情報
⑦業務遂行情報 ⑧法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
31		4.6.10	○基本情報、相談票、相談経過・カンファレンス記録及び添付資料 ○障害支援区分認定兼入力確認票及び添付資料 ○福祉サービス決定初見入力確認票及び添付資料 ○自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書及び添付資料 ○精神障害者保健福祉手帳交付等申請書及び添付資料	一部開示	5	区役所	(延) ②③⑤⑥ ⑦
32		4.6.10	生活保護ケース記録 同上	開示 一部開示	1 1	区役所	(延) ②③⑦⑧
33		4.6.14	児童記録	一部開示	1	子若	②⑦⑧
34		4.6.24	相談経過・カンファレンス記録	開示	1	区役所	
35		4.6.24	職員の書き込みに係る根拠等	不存在		保福	
36		4.6.27	戸籍謄本・抄本等交付請求書			文市	取下げ
37		4.6.28	戸籍謄本・抄本等交付請求書	一部開示	1	文市	②③⑤
38		4.6.30	国民健康保険に係る診療報酬明細書 同上	開示 不存在	14	区役所	
40		4.7.15	令和4年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
41		4.7.21	救急活動記録書	開示	1	消防	
42		4.7.25	・特定の職員が発達・精神障害の特性を理解できていると判断できる根拠 ・特定の職員が委託契約を遵守していると判断できる根拠	却下		保福	
43		4.7.29	滞納整理支援システムにて記録している請求者と納税室職員が折衝を行った経過の記録	開示	1	行財	
44		4.8.3	令和4年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
45		4.8.3	健康長寿企画課がJTＢと令和3年4月1日に締結した「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務の委託に係る報告文書（通報対応報告）	一部開示	1	保福	(延) ②⑦
46		4.8.4	戸籍謄本・抄本等交付請求書	一部開示	1	文市	②③⑤
47		4.8.5	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
48		4.8.8	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
49		4.8.9	京都市育児支援ヘルパー派遣事業支援実施報告書	一部開示	1	区役所	②③⑤
50		4.8.9	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
51		4.8.10	令和4・5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
52		4.8.10	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
53		4.8.12	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
54		4.8.16	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
55		4.8.17	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
56		4.8.22	決定書「弁明書の提出について（4件）」 特定の職員に対する根拠	開示 却下	1	保福	
57		4.8.31	児童記録	一部開示	1	子若	⑦
58		4.8.31	児童記録	一部開示	1	子若	②⑦
59		4.9.1	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
60		4.9.5	国民健康保険に係る診療報酬明細書	開示	2	区役所	
61		4.9.6	生活保護法第63条の規定に基づく費用返還事案事前協議票	一部開示	1	保福	③⑦
62		4.9.13	○印鑑登録申請書、原票 ○印鑑登録証明書交付申請書 ○印鑑登録証亡失等届出書	開示	11	教育	
63		4.9.13	生活保護法に係る診療報酬明細書、調剤報酬明細書	開示	91	保福	
64		4.9.15	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
65		4.9.22	戸籍謄本・抄本等交付請求書	一部開示	2	文市	②③⑤

(備考欄の略号)

- ①未成年者等保護 ②プライバシー ③法人等情報
④任意提供 ⑤公共の安全等 ⑥審議検討情報
⑦業務遂行情報 ⑧法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
66		4.9.22	火災原因調査の結果について	一部開示		消防	②⑦
67		4.9.22	生活保護記録	一部開示		区役所	②③⑦
68		4.9.26	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
69		4.9.26	生活保護法第63条に基づく生活保護費返還の決定書	一部開示		区役所	②③⑤⑦
70		4.9.26	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
71		4.9.27	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
72	郵	4.9.27	○**への疑義問合せについて、**が回答した文書 ○決定書「裁決書について(不存在による非開示決定処分に係る審査請求)」 ○令和4年3月2日に実施した口頭意見陳述に係る実施報告書、送付文及び記録書	開示	3	保福	
			・口頭意見陳述時に**処分担当課長及びかがやきセンター長が発言している内容と令和4年8月24日付け京都市指令保障第258号(裁決書)に書かれている内容が一致していないので其の事由及び根拠を記す公文書 ・令和4年8月24日付け京都市指令保障第258号(裁決書)に於いて「原文書を廃棄したものと考えた」と書かれているので該当する廃棄簿 ・令和4年8月24日付け京都市指令保障第258号(裁決書)に於いて「隠蔽には当たらない」と書かれているのでこれを裏付けられる事由及び根拠を記す公文書 ・**かがやき元職員が作成した個別支援計画書及びプロフィール票が適切に作成されていると判断する事が出来る事由及び根拠を記す公文書 ・同上(出鱈目に作成されていない)	不存在			
73		4.9.27	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
74		4.9.27	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
75		4.9.27	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
76		4.9.28	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
77		4.9.28	国民健康保険に係る診療報酬明細書	開示	6	区役所	
78		4.9.29	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
79		4.9.29	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
80		4.9.29	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
81		4.9.29	令和4・5年度教員採用選考試験選考資料	開示	3	教育	
82		4.9.30	令和4・5年度教員採用選考試験選考資料	開示	3	教育	
83		4.9.30	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
84		4.9.30	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
85		4.10.3	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
86		4.10.3	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
87		4.10.3	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
88		4.10.4	Arts Aid KYOTO(通常支援型)に係る採択・不採択の決定について	開示	1	文市	
89		4.10.4	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
90		4.10.5	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
91		4.10.6	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
92		4.10.7	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
93		4.10.12	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
94		4.10.12	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
95		4.10.12	令和3～5年度教員採用選考試験選考資料	開示	5	教育	
96		4.10.13	児童記録	一部開示	1	教育	⑦
97		4.10.14	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
98		4.10.17	消防状況報告書	一部開示	1	教育	②③⑤⑧
99		4.10.18	国民健康保険に係る診療報酬明細書	開示	2	区役所	

(備考欄の略号)

- ①未成年者等保護 ②プライバシー ③法人等情報
④任意提供 ⑤公共の安全等 ⑥審議検討情報
⑦業務遂行情報 ⑧法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
100		4.10.18	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
101		4.10.18	令和4・5年度教員採用選考試験選考資料	開示	3	教育	
102		4.10.19	住民票の写し等職務上請求書	一部開示	1	文市	②③⑤
103		4.10.21	庁舎管理課が保有する令和2年4月から現在に至るまでの請求者本人と職員との遣り取りに係る記録	不存在		行財	
104		4.10.21	経過詳細一覧	開示	1	行財	
105		4.10.24	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
106		4.10.27	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
107	郵	4.10.28	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
108		4.10.28	診療報酬明細書	開示	8	区役所	
109		4.10.31	救急活動記録書	開示	1	消防	
110		4.10.31	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
111		4.10.31	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
112		4.11.2	○医療相談等受付票 ○相談受付簿	一部開示	2	保福	②③⑦
113		4.11.2	○医療相談等受付票 ○相談受付簿	一部開示	2	保福	②③⑦
114		4.11.2	投票所(松ヶ崎小学校)における対応	開示	1	区役所	
115		4.11.4	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
116		4.11.7	昭和45年に七条小の1年生担任だった**教諭・学校長・教頭が作成した請求者に関する記録	不存在		教育	
117		4.11.8	児童相談所の記録			子若	取下げ
118		4.11.11	○監査指導課**に対して行った監査内容 ○特定のリハビリ予定時間の事実確認がわかるもの ○**氏の週当たりの回数管理の事実確認がわかるもの ○令和4年5月11日に監査指導課が自身に行った説明の際に使用したとする原稿			保福	取下げ
119		4.11.14	児童記録	一部開示	1	子若	⑦
120		4.11.14	情報提供受付票	一部開示	1	子若	
121		4.11.15	「左京区選挙管理委員会事務局書記長」が、遅くとも令和4年9月21日付で、コンプライアンス推進室と人事課にしたという「情報共有」(報告・連絡・相談)等文書化された具体的内容	不存在		区役所	
122		4.11.15	「投票所(松ヶ崎小学校)における対応」作成の原始資料全部	不存在		区役所	
123		4.11.17	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
124		4.11.17	令和4年度・令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	3	教育	
125		4.11.18	令和4年度・令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
126		4.11.21	令和3年度～令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	4	教育	
127		4.11.28	住民票の写し等交付申請書	一部開示	1	文市	②③⑤
128		4.12.7	事前登録型本人通知制度の登録者に係る証明書の交付に伴う通知について	開示	1	文市	
129		4.12.7	**の児童記録のうち、記録	一部開示	1	子若	⑦
130		4.12.8	診療報酬明細書 保護台帳	開示 一部開示	4 1	区役所	(延) ②③⑤⑦
131		4.12.9	診療報酬明細書	開示	1	区役所	
132		4.12.16	障害を理由とする差別に関する相談 記録兼報告書	開示	1	保福	
133		4.12.19	診療報酬明細書	開示	1	区役所	(延)
134		4.12.20	生活保護記録のフェースシート	一部開示	1	区役所	(延)②

(備考欄の略号)

- ①未成年者等保護 ②プライバシー ③法人等情報
④任意提供 ⑤公共の安全等 ⑥審議検討情報
⑦業務遂行情報 ⑧法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
135		4. 12. 22	○相談経過・カンファレンス記録及び添付資料 ○市長への手紙でいただいた御意見について(対応)	一部開示	2	区役所	(延) ②③⑦
136		4. 12. 22	救急活動記録書 同上	開示 一部開示	5 5	消防	②③⑦
137		4. 12. 23	戸籍関係証明書交付請求書 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	開示 一部開示	1 1	区役所	(延) ②③⑤
138		4. 12. 26	経過記録	一部開示	1	区役所	(延)⑦
139		4. 12. 26	○明細書 ○提供実績記録票	開示	2	保福	
140	郵	4. 12. 26	・**かがやき元職員が作成した個別支援計画書のうち、「真に診断基準の趣旨に合致する所見」が書かれている部分 ・同上(**かがやき元職員が作成したプロフィール票のうち) ・同上(開示請求者が作成した相談受付票の欄外に**が書き込んでいる内容のうち) ・同上(**京都障害者職業センター元職員が作成した職業評価及び職業リハビリテーション計画の欄外に**かがやき元職員が書き込んでいる内容のうち) ・同上(**京都障害者職業センター元職員が作成した職業評価及び職業リハビリテーションのうち) ・審査請求人が保健福祉局障害保健福祉推進室に送信した電子mailに書いている「事由、根拠及び意思決定過程」①乃至⑤を記す公文書	不存在		保福	
141		4. 12. 27	令和3年度～令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	4	教育	
142		4. 12. 27	救急指令記録書	一部開示	1	消防	②
143		4. 12. 27	令和4年度・令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	3	教育	
144		4. 12. 28	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
145		5. 1. 6	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	一部開示	1	区役所	②③⑤
146		5. 1. 11	経過詳細一覧	一部開示	1	行財	⑦
147		5. 1. 12	○電話連絡する内容まとめ ○手紙(2022年7月11日付け) ○同上(令和4年12月21日付) ○学校指導課職員による返答内容まとめ ○内科検診に関わる対応の一件 ○手紙(令和4年6月13日付) ○同上(令和4年7月20日付)、(令和4年8月28日付) ○下鴨小教諭から学校指導課職員への報告 ○内科検診に関わる対応について ○6年内科検診の続き ○041026付け文書 ○同上(頁番号あり) ○050111付け文書 ○対応記録	開示 一部開示	4 11	教育	(延) ②
148		5. 1. 16	戸籍謄本等職務上請求書	一部開示	1	文市	③⑤
149		5. 1. 19	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
150		5. 1. 20	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
151		5. 1. 20	○補装具費(購入)支給申請書 ○補装具入力確認票兼決定書 ○日常生活用具給付申請書(令和4年4月15日付け、特殊寝台・歩行支援用具) ○同上(令和4年4月20日付け、たん吸引器) ○日常生活用具入力確認票兼決定書(令和4年4月21日決定、特殊寝台・手すり) ○同上(令和4年4月21日決定、電気式たん吸引器) ○経過記録	開示	7	区役所	

(備考欄の略号)

- ①未成年者等保護 ②プライバシー ③法人等情報
④任意提供 ⑤公共の安全等 ⑥審議検討情報
⑦業務遂行情報 ⑧法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
152		5. 1. 25	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
153		5. 1. 26	対応件	開示	1	子若	
			令和5年1月4日頃に京都市児童相談所に女性の職員の一人と、**と**に相談した内容をわかるもの	不存在			
154-1	郵	5. 1. 30	住民票の写し交付請求書	開示	1	文市	②③⑤
			住民票の写し交付申請書	一部開示	6		
154-2	郵	5. 1. 30	住民票の写し等交付請求書	一部開示	1	区役所	②
155		5. 2. 1	戸籍関係証明書交付請求書	一部開示	2	区役所	②
156		5. 2. 1	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
157		5. 2. 14	記録	一部開示	1	子若	⑦
158		5. 2. 16	○健康診査質問票 ○3歳児健康診査 追加質問票 ○健康診査記録	開示	3	区役所	⑦
			○保健師活動記録 ○赤ちゃん訪問指導票・質問票セット ○子どもはぐくみ室記録	一部開示	3		
159		5. 2. 16	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
160		5. 2. 16	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
161	郵	5. 2. 17	戸籍謄本等職務上請求書	一部開示	1	文市	②③⑤
162		5. 2. 17	2000年4月から2001年3月に嵯峨中学から**の名前で教育委員会に提出された書類	不存在		教育	
163		5. 2. 22	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
164		5. 2. 22	公害苦情相談処理カード 様式2	開示	3	環境	
165		5. 2. 24	診療報酬明細書	開示	5	区役所	
166		5. 2. 24	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
167		5. 2. 27	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
168		5. 2. 27	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
169		5. 3. 1	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
170		5. 3. 3	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
171		5. 3. 6	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
172		5. 3. 7	記録	一部開示	1	子若	②⑦
173		5. 3. 8	保護台帳	一部開示	1	区役所	(延)⑦
			診療報酬明細書	開示	1		
174	郵	5. 3. 10	戸籍謄本・抄本等交付請求書			文市	取下げ
175		5. 3. 13	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	2	教育	
176		5. 3. 14	戸籍謄本等職務上請求書	一部開示	1	文市	②③⑤
177		5. 3. 16	戸籍謄本・抄本等交付請求書			文市	取下げ

(備考欄の略号)

- ①未成年者等保護 ②プライバシー ③法人等情報
 ④任意提供 ⑤公共の安全等 ⑥審議検討情報
 ⑦業務遂行情報 ⑧法令秘

受付番号	受付方法	請求日	公文書の件名	処分	件数	所管	備考
178	郵	5.3.20	<p>・**と**が「苦情解決のための話し合い」に応じていない事由、根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す公文書</p> <p>・**には下記の罪状①乃至⑤があるので其れ等の事由、根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す公文書（電子mail、FAX及び電話録取記録を含む）</p> <p>①苦情を申し立てた開示請求者に対して第三者委員の連絡先を教えていない。</p> <p>②**が開示請求者の個人情報をお**に漏洩しているにも関わらず其れを京第三者委員に報告していない。</p> <p>③第三者委員に報告していないにも関わらず「第三者委員様から連絡はありません」という嘘を吐いている。</p> <p>④**が開示請求者の個人情報をお**に漏洩しているにも関わらず其れを京都府福祉サービス運営適正化委員会に報告していない。</p> <p>⑤**と共に「苦情解決のための話し合い」に応じていない。</p> <p>・開示請求者が保険福祉局障害保健福祉推進室に送信した電子mailの内、①乃至⑧に係る事由、根拠及び意思決定過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す公文書（電子mail、FAX及び電話録取記録を含む）</p>	不存在		保福	
179		5.3.24	令和4年度・令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	3	教育	
180		5.3.28	診療報酬明細書	開示	2	区役所	
181		5.3.29	令和5年度教員採用選考試験選考資料	開示	1	教育	
182		5.3.30	相談記録票	一部開示	1	文市	③⑤⑦
183	郵	5.3.30	火災調査書、現場調査経過記録書、焼損（損壊）結果等記録書、焼き（損壊）状況等記録書、延焼状況等報告書、出火点等認定書、出火原因認定書、死傷者調査結果書、出火点付近の復元図、現場見取図、付近見取図、建物り災状況表・り災建物配置図、炭化深度測定結果、**方2階詳細図、質問結果記録書、写真説明書、灯油の入ったポリ容器の燃焼に伴う形状変化、ポリ容器の熱による変形実験、灯油の使用量の推測、鑑識結果報告書、鑑識結果、署指揮隊活動記録書、指揮活動記録書、消防隊等活動記録書、救急活動記録書、損害額算定書	一部開示	27	消防	(延) ②③⑦
合計		-	-	-	520	-	-

(備考欄の略号)

- ①未成年者等保護 ②プライバシー ③法人等情報
 ④任意提供 ⑤公共の安全等 ⑥審議検討情報
 ⑦業務遂行情報 ⑧法令秘

3 審査会の答申の骨子と概要

(答申情第132号～第155号)

答申 番号	対象公文書名 ＜処分の種類＞	担当部局	答申の骨子
			決定・裁決
情 132	裁判判決文 ＜一部公開＞	行財政局総務部法制課	原処分妥当
			棄却
情 133	裁判判決文 ＜一部公開＞	都市計画局住宅室 住宅管理課	原処分妥当
			棄却
情 134	裁判判決文 ＜一部公開＞	行財政局 管財契約部資産管理課	原処分妥当
			棄却
情 135	裁判判決文 ＜一部公開＞	教育委員会総務部調査課	原処分妥当
			棄却
情 136	裁判判決文 ＜一部公開＞	交通局企画総務部総務課	原処分妥当
			棄却
情 137	裁判判決文 ＜一部公開＞	上下水道局総務部総務課	原処分妥当
			棄却
情 138	けん責処分に係る決定書及び検討文並びに 懲戒処分取消に係る文書 ＜一部公開＞	行財政局人事部人事課	原処分一部変更
			一部認容
情 139	通報に基づき実施した調査等に係る文書 ＜請求拒否＞	環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課	原処分妥当
			棄却
情 140	主治医意見書と診断名が一致していない職 業評価 ＜不存在による非公開＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当
			棄却
情 141	「歳入金を収入しようとする場合」以外の手 続を説明した文書 ＜不存在による非公開＞	会計室	原処分妥当
			棄却
情 142	個別支援計画書 ＜一部公開＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分一部変更
			一部認容
情 143	京都市市政情報総合案内コールセンター事 務取扱要綱第1条の規定を解説した文書 ＜不存在による非公開＞	総合企画局市長公室 広報担当	原処分妥当
			棄却

情 144	京都市公文書管理規則第6条第1項ただし書の規定を解説した文書 ＜不存在による非公開＞	上下水道局総務部総務課	原処分妥当 棄却
情 145	京都障害者職業センターにおける障害者雇用支援連絡協議会に関連する文書 ＜不存在による非公開＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当 棄却
情 146	全ての職業評価のうち条件を満たすもの等 ＜請求却下＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当 棄却
情 147	折り合いをつける旨が書かれた個別支援計画書等 ＜不存在による非公開＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当 棄却
情 148	職業評価 ＜一部公開＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当 棄却
情 149	外国人に係る生活保護の取扱いに関する厚生労働省からの通知文 ＜不存在による非公開＞	保健福祉局生活福祉部 生活福祉課	原処分妥当 棄却
情 150	議員対応表 ＜一部公開＞	行財政局人事部人事課	原処分妥当 棄却
情 151	公文書の公開に関する照会文書及び意見書 ＜一部公開＞	行財政局総務部総務課	原処分妥当 棄却
情 152	苦情等受付一覧 ＜一部公開＞	文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課	原処分一部変更 一部認容
情 153	喫煙設備の移設を希望する旨の書面通知 ＜一部公開＞	文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課	原処分妥当 棄却
情 154	市長交際費の使用理由や決定過程が分かる文書 ＜一部公開＞	総合企画局市長公室 秘書担当	原処分妥当 棄却
情 155	路上喫煙等監視指導員業務日報 ＜一部公開＞	文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課	原処分変更 一部認容

答申情第132号の概要

請求内容	平成29年7月～令和2年7月判決文
所管課	行財政局総務部法制課
所管課の決定	<p>公文書一部公開決定（条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名、住所及びその他当該第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるもの並びに事件番号については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。（条例第7条第1号に該当） ・ 一部の法人の名称については、公開することにより、当該法人の社会的評価が損なわれるおそれがあり、事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。（条例第7条第2号に該当） ・ 個人の印鑑の印影については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。（条例第7条第1号及び第4号に該当） ・ 訴訟代理人の印鑑の印影については、公開することにより、同人の事業活動上の地位を明らかに害すると認められるとともに、財産の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため。（条例第7条第2号及び第4号に該当）
審査会の結論	処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。
公開した公文書	平成29年7月1日から令和2年7月31日までに市が訴訟当事者となった裁判の判決文76件
審査会の判断	<p>(1) 本件処分について 処分庁は、本件公文書のうち、個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名、住所及びその他当該第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるもの並びに事件番号については条例第7条第1号、一部の法人の名称については条例第7条第2号、個人の印鑑の印影については条例第7条第1号及び第4号、訴訟代理人の印鑑の印影については条例第7条第2号及び第4号に該当するとして、本件処分を行ったものである。</p> <p>(2) 本件審査請求の争点について ア 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について イ 本件処分における各非公開部分の条例第7条該当性について</p> <p>(3) 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について ア 憲法第82条（裁判の対審及び判決の公開）は、裁判を一般に公開して、裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保することを趣旨としているものである。 イ また、民事訴訟法第91条第1項（訴訟記録の閲覧等）は、憲法第82条の要請に伴い何人も民事訴訟記録の閲覧を請求することが認められているものである。</p> <p>ただし、訴訟記録の閲覧申請がなされた場合、対象となる訴訟記録の閲覧の可否については、同条第5項（訴訟記録の保存又は裁判所の執務への支障）や同法第92条（秘密保護のための閲覧等の制限）の規定に照らし個別に判断されるものであり、あらゆる場面において訴訟記録の閲覧が容認されるものではないと解される。</p>

ウ 当審査会としては、憲法第82条及び民事訴訟法第91条第1項の規定に基づく手続等の性質に鑑みると、その手続及び目的の限度において訴訟関係者に関する情報が公にされることがあるとしても、このことをもって、直ちにこれらの情報が広く一般に公にされている情報ということとはできないと考える。

したがって、審査請求人の主張を認めることはできず、本件公文書については、それぞれの公文書に記載されている情報自体の性質に応じて、公開・非公開を判断すべきものであると判断する。

(4) 本件処分における各非公開部分の条例第7条該当性について

(3)のとおり、本件公文書については、個別に条例第7条該当性を検討すべきものであるため、以下、検討する。

ア 条例第7条第1号該当性について

(ア) 本件公文書のうち、処分庁が条例第7条第1号に該当するとして非公開とした情報は、以下のとおりである。

- ・ 個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名、住所及びその他当該第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- ・ 事件番号
- ・ 個人の印鑑の印影

(イ) まず、個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名、住所及びその他当該第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるものについて検討する。

a 個人の氏名、住所及び電話番号並びに第三者の氏名及び住所について

(a) 当審査会において本件公文書を見分したところ、生活保護の支給額や固定資産税の税額の適否を問うものなど個人の生活に密接に関係する事件や処分庁の公金支出の違法性を問う住民訴訟事件など多岐にわたる事件に係る訴訟当事者（ただし、処分庁の職員及び訴訟代理人を除く）、利害関係人及びその他記載のある個人に係る氏名、住所及び電話番号が非公開とされていることが認められた。

(b) 一般に、訴訟当事者又は関係者であることは公にされる情報とは言えず、とりわけ自己の生活に密接に関連する訴訟の情報などは、通常他人に知られたくない度合いの高いものと考ええる。

(c) したがって、これらの情報については、個人が識別される情報であり、かつ通常他人に知られたくないものと認められることから、当審査会としては、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。

b 第三者の権利利益を害するおそれがあると認められるものについて

(a) 当審査会において本件公文書を見分したところ、処分庁が指導監督する児童養護施設において起きた児童虐待事案に関し、虐待を受けた児童を特定し得る情報や虐待の状況などが非公開とされていることが認められた。

(b) 虐待に係る情報は、氏名や住所を非公開としても、なおプライバシー性が高く、またその内容から個人が識別され得る可能性も否定できないものであることから、当審査会としては、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。

(ウ) 次に、事件番号について検討する。

a 当審査会において本件公文書を見分したところ、上記(ウ)に該当する非公開情報を含む判決文において、事件番号が非公開とされていることが認め

られた。

b 事件番号は、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないものである。また、事件が係属する裁判所名と事件番号が判明する場合には、民事訴訟法第91条第1項に基づく訴訟記録の閲覧により、事件に係る個人の氏名、住所、生年月日等を知り得ることとなる。

c そこで当審査会において改めて本件公文書を見分したところ、本件公文書はいずれも各事件の係属する裁判所に関する情報が公開されていることが認められた。

d そうすると、本件公文書における事件番号は、当該情報のみでは個人を識別することはできないものの、他の情報と照合することにより特定の個人を識別し得る情報であると認められ、上記(ウ)に該当する非公開情報が明らかとなることから、当審査会としては、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。

(エ) 最後に、個人の印鑑の印影について検討する。

a 当審査会において本件公文書を見分したところ、訴状等に押捺されている当該訴訟当事者の印影が非公開とされていることが認められた。

b 印影は、当該個人が押捺した文書の作成が、自らの意思に基づくものであることを証するものであり、一般に、自己の印影が不正使用されることのないよう、厳重に管理するとともに、不要な場所への押捺を避けるなど、その意に反して流通することのないよう、細心の注意を払うものである。

c したがって、個人の印鑑の印影については、広く一般に公にされることが予定されている文書に押捺された場合や記名の代わりに簡易的に押捺されていることが明らかな場合など特段の事情がない限り、通常他人に知られたいと認められる情報であると解するべきである。

d 当審査会としては、(4)エのとおり、訴状等の訴訟関係資料は広く一般に公にされることが予定されている文書とは認められないことから、訴状等に押捺されている個人の印鑑の印影は、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。

なお、処分庁は、当該非公開部分について、同条第4号該当性も主張するが、第1号に該当するものであるから、同条第4号該当性の検討までは要しない。

イ 条例第7条第2号該当性について

(ア) 本件公文書のうち、処分庁が条例第7条第2号に該当するとして非公開とした情報は、以下のとおりである。

- ・ 一部の法人の名称
- ・ 訴訟代理人の印鑑の印影

(イ) まず、一部の法人の名称について検討する。

a 当審査会において本件公文書を見分したところ、処分庁から都市計画法に基づく建築物除却命令及び建築基準法に基づく是正措置（除却）命令を受けた法人及び食中毒を発生させた法人の名称が非公開とされていることが認められた。

b 一般に、法人等においては、行政指導を受けた事実が公になると、当該法人の社会的評価が損なわれるおそれがあり、事業活動に支障が生じる可能性

	<p>は十分に考えられるものである。また仮に行政指導を行っている時点において、当該行政指導の事実が公にされていたとしても、その後には是正されるなど当該行政指導の目的が達成されている場合には、その後においてもなお行政指導を受けた事実を公にすることの必要性は認められず、また、公にすることにより事業者の現在の事業活動に支障が生じる可能性は十分に考えられるものである。</p> <p>c したがって、当審査会としては、これらの情報については、条例第7条第2号に規定する非公開情報に当たると判断する。</p> <p>(ウ) 次に、訴訟代理人の印鑑の印影について検討する。</p> <p>a 当審査会において本件公文書を見分したところ、上告受理申立理由書に申立人代理人として押捺されている弁護士の職印の印影が非公開とされていることが認められた。</p> <p>b 弁護士の職印の印影は、当該文書が当該弁護士によりその職務上、真正に作成されたことを証するものである。また訴訟事件において訴訟代理人として弁護士が作成する文書は、社会的に重要な事項に関わるものとともに、受訴裁判所及び相手方当事者等の限られた範囲において受領されるものである。</p> <p>c したがって、弁護士の職印の印影については、公開することにより、文書の偽造などを招き、弁護士の正当な利益が害される相当の蓋然性があると認められるため、当審査会としては、条例第7条第2号に規定する非公開情報に当たると判断する。</p> <p>なお、処分庁は、当該非公開部分について、同条第4号該当性も主張するが、第2号に該当するものであるから、同条第4号該当性の検討までは要しない。</p>
--	--

答申情第133号の概要

請求内容	平成29年7月～令和2年7月判決文
所管課	都市計画局住宅室住宅管理課
所管課の決定	公文書一部公開決定（条例第7条第1号に該当） 個人の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報並びに事件番号については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。
審査会の結論	処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。
公開した公文書	平成29年7月1日から令和2年7月31日までの家屋明渡等請求事件に係る判決文34件
審査会の判断	<p>(1) 本件処分について 処分庁は、本件公文書のうち、個人の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報並びに事件番号について、条例第7条第1号に該当するとして、本件処分を行ったものである。</p> <p>(2) 本件審査請求の争点について ア 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について イ 条例第7条第1号該当性について</p> <p>(3) 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について 答申情第132号参照。</p>

	<p>(4) 条例第7条第1号該当性について</p> <p>(3)のとおり、本件公文書については、個別に条例第7条第1号該当性を検討すべきものであるため、以下、検討する。</p> <p>ア 本件公文書のうち、処分庁は、個人の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報並びに事件番号について条例第7条第1号に該当すると主張する。</p> <p>イ まず、個人の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報について検討する。</p> <p>(ア) 当審査会において本件公文書を見分したところ、訴訟当事者（ただし処分庁の職員及び訴訟代理人を除く）の氏名及び住所並びに関係人の氏名並びに明渡し対象家屋の所在地、物件名及び使用名義人の氏名が非公開とされていることが認められた。</p> <p>(イ) 本件公文書に係る事案は、処分庁が市営住宅の賃借人に対し家賃の滞納などを理由に当該家屋の明渡しを求めているものであり、このような情報は、一般に公にされる情報ではなく、また個人の生活状況に密接な関わりのある情報と考える。</p> <p>(ウ) したがって、当審査会としては、これらの情報については、個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ通常他人に知られたくないものと認められることから、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。</p> <p>ウ 次に、事件番号について検討する。 答申情第132号参照。</p>
--	--

答申情第134号の概要

請求内容	平成29年7月～令和2年7月判決文
所管課	行財政局管財契約部資産管理課
所管課の決定	公文書一部公開決定（条例第7条第1号に該当） 個人の氏名、住所及び債権番号（貸付金番号）並びに事件番号については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。
審査会の結論	処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。
公開した公文書	平成29年7月1日から令和2年7月31日までの判決文17件
審査会の判断	<p>(1) 本件処分について 処分庁は、本件公文書のうち、個人の氏名、住所及び債権番号（貸付金番号）並びに事件番号について、条例第7条第1号に該当するとして、本件処分を行ったものである。</p> <p>(2) 本件審査請求の争点について ア 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について イ 条例第7条第1号該当性について</p> <p>(3) 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について 答申情第132号参照。</p> <p>(4) 条例第7条第1号該当性について (3)のとおり、本件公文書については、個別に条例第7条第1号該当性を検討すべきものであるため、以下、検討する。 ア 本件公文書のうち、処分庁は、個人の氏名、住所及び債権番号（貸付金番</p>

	<p>号) 並びに事件番号について条例第7条第1号に該当すると主張する。</p> <p>イ まず、個人の氏名、住所及び債権番号(貸付金番号)について検討する。</p> <p>(7) 当審査会において本件公文書を見分したところ、訴訟当事者(ただし、処分庁の職員及び訴訟代理人を除く)の氏名及び住所並びに係関係人の氏名並びに処分庁が貸付を行った相手方に付番した識別番号が非公開とされていることが認められた。</p> <p>(イ) 一般に、公的貸付制度を利用している事実や公的機関への支払いが滞っている事実が公にされることはなく、さらに本件公文書に係る滞納事案は、夏季歳末特別生活資金貸付金、児童扶養手当返還金、生活保護費返還徴収金など、いずれも個人の生活状況に密接な関わりのある事案であることが認められる。</p> <p>(ウ) したがって、当審査会としては、これらの情報については、個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ通常他人に知られたくないものと認められることから、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。</p> <p>ウ 次に、事件番号について検討する。</p> <p>答申情第132号参照。</p>
--	--

答申情第135号の概要

請求内容	平成29年7月～令和2年7月判決文
所管課	京都市教育委員会事務局総務部調査課
所管課の決定	公文書一部公開決定(条例第7条第1号に該当) 個人の氏名、住所、事件番号その他個人の特定に繋がる情報については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。
審査会の結論	処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。
公開した公文書	ア 判決(京都地方裁判所。平成29年7月20日) イ 調書(決定)(最高裁判所。平成29年8月30日) ウ 判決(京都地方裁判所。平成29年11月30日) エ 判決(京都地方裁判所。平成30年2月27日) オ 判決(大阪高等裁判所。令和元年9月20日) カ 判決(京都地方裁判所。平成30年10月10日) キ 調書(決定)(大阪高等裁判所。令和元年6月12日) ク 判決(京都地方裁判所。令和元年10月24日) ケ 判決(京都地方裁判所。令和2年2月25日)
審査会の判断	(1)本件処分について 処分庁は、本件公文書のうち、個人の氏名、住所及びその他個人の特定に繋がる情報並びに事件番号について条例第7条第1号に該当するとして、本件処分を行ったものである。 (2) 本件審査請求の争点について ア 本件公文書の一部公開としたことの妥当性について イ 条例第7条第1号該当性について (3) 本件公文書の一部公開としたことの妥当性について 答申情第132号参照。

	<p>(4) 本件処分における各非公開部分の条例第7条該当性について</p> <p>(3)のとおり、本件公文書については、個別に条例第7条第1号該当性を検討すべきものであるため、以下、検討する。</p> <p>ア 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。</p> <p>イ 本件公文書のうち、処分庁は、個人の氏名、住所及びその他個人の特定に繋がる情報並びに事件番号について、条例第7条第1号に該当すると主張する。</p> <p>ウ まず、個人の氏名、住所及びその他個人の特定に繋がる情報について検討する。</p> <p>(ア) 当審査会において本件公文書を見分したところ、市立学校の児童・生徒の事故等に係る損害賠償請求事件5件、補助金等の交付に係る損害賠償請求事件3件及び公務災害に係る国家賠償請求事件1件に係る訴訟当事者（ただし、処分庁の職員及び訴訟代理人を除く）、利害関係人及びその他記載のある個人の氏名、住所並びに訴訟当事者等の生年月日、学年、所属する団体の名称など個人を特定し得る情報が非公開とされていることが認められた。</p> <p>(イ) 一般に、訴訟当事者又は関係者であることは公にされる情報とは言えず、とりわけ個人の事故等に係る詳細な情報は通常他人に知られたくない度合いの高いものとする。</p> <p>したがって、これらの情報については、個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ通常他人に知られたくないと認められるものであることから、当審査会としては、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。</p> <p>エ 次に、事件番号について検討する。 答申情第132号参照。</p>
--	--

答申情第136号の概要

請求内容	平成29年7月～令和2年7月判決文
所管課	交通局企画総務部総務課
所管課の決定	公文書一部公開決定（条例第7条第1号に該当） 原告及び関係者の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報並びに事件番号については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。
審査会の結論	処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。
公開した公文書	平成29年7月1日から令和2年7月31日までに、市が訴訟当事者となった裁判の判決文7件
審査会の判断	(1) 本件処分について

	<p>処分庁は、本件公文書のうち、原告及び関係者の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報並びに事件番号について、条例第7条第1号に該当するとして、本件処分を行ったものである。</p> <p>(2) 本件審査請求の争点について</p> <p>ア 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について</p> <p>イ 条例第7条第1号該当性について</p> <p>(3) 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について 答申情第132号参照。</p> <p>(4) 条例第7条第1号該当性について</p> <p>(3)のとおり、本件公文書については、個別に条例第7条第1号該当性を検討すべきものであるため、以下、検討する。</p> <p>ア 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。</p> <p>イ 本件公文書のうち、処分庁は、原告及び関係者の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報並びに事件番号について条例第7条第1号に該当すると主張する。</p> <p>ウ まず、原告及び関係者の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報について検討する。</p> <p>(ア) 当審査会において本件公文書を見分したところ、処分庁の不法行為を理由とする損害賠償請求事件4件及び減給処分取消請求事件1件に係る判決文においては、訴訟当事者（ただし、処分庁の職員及び訴訟代理人を除く）及び関係者の氏名及び住所、原告の所有車に関する情報並びに関係者の肩書が非公開とされていることが認められた。</p> <p>また、懲戒免職処分取消請求事件2件に係る判決文においては、原告（以下「被処分者」という。）の氏名は公開され、被処分者の住所、関係者の発言、関係者の職歴など個人を特定し得る情報及び被処分者の行為が表示された部分が非公開とされていることが認められた。</p> <p>(イ) 当審査会において、諮問庁に対し、2件の懲戒免職処分取消請求事件に係る判決文において被処分者の氏名を公開した理由について確認したところ、職員に対する処分のうち、懲戒免職又は停職処分については被処分者の氏名や処分事由となった事案の概要を市会などにおいて公にしていることから、被処分者の氏名を公開したとのことであった。</p> <p>(ウ) 一般に、訴訟当事者又は関係者であることは公にされる情報とは言えず、また被処分者に対する懲戒免職処分の対象となった非違行為の詳細な内容や被害者の発言など、処分時には公にされていない情報は通常他人に知られたくない度合いの高いものと考ええる。</p> <p>したがって、当審査会としては、これらの情報は条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。</p> <p>エ 次に、事件番号について検討する。 答申情第132号参照。</p>
--	--

答申情第137号の概要

請求内容	平成29年7月～令和2年7月判決文
所管課	上下水道局総務部総務課
所管課の決定	<p>公文書一部公開決定</p> <p>(1) 判決文（平成29年8月4日）</p> <p>ア 事件番号、原告の住所、法人名及び代表取締役の氏名については、公開することにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。（条例第7条第2号に該当）</p> <p>イ 本件土地についての当時の土地所有者の氏名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められるため。（条例第7条第1号に該当）</p> <p>ウ 原告に土地を売却した当時の土地所有者の法人名及び破産管財人弁護士の氏名については、公開することにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。（条例第7条第2号に該当）</p> <p>エ 別紙物件目録の所在及び地番については、公開することにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。（条例第7条第2号に該当）</p> <p>オ 別紙図面1及び別紙図面2については、公開することにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。（条例第7条第2号に該当）</p> <p>(2) 判決文（令和2年7月28日）</p> <p>ア 事件番号、原告の住所及び氏名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められるため。（条例第7条第1号に該当）</p> <p>イ 調査会社及び施工会社の情報については、公開することにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。（条例第7条第2号に該当）</p> <p>ウ 調査会社の法人担当者の氏名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められるため。（条例第7条第1号に該当）</p> <p>エ 物件目録の所在及び家屋番号については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められるため。（条例第7条第1号に該当）</p> <p>オ 別紙近隣家屋事後調査確認書の原告の印影については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると、同時に、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあると認められるため。（条例第7条第1号及び4号に該当）</p>

審査会の結論	処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。
公開した公文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判決文（平成29年8月4日）（本件公文書1） ・ 判決文（令和2年7月28日）（本件公文書2）
審査会の判断	<p>(1) 本件公文書について</p> <p>ア 当審査会において、本件公文書を見分したところ、以下の内容が認められた。</p> <p>(イ) 本件公文書1について 本件公文書1は、処分庁が地下に設置した導水トンネル、集水管2本により土地の所有権を侵害されたとする損害賠償請求事件に係る判決文であり、非公開とされている情報及び非公開理由は別表のとおりである。</p> <p>(ロ) 本件公文書2について 本件公文書2は、処分庁が行った水道管工事により住宅に被害が生じたとする損害賠償請求事件に係る判決文であり、非公開とされている情報及び非公開理由は別表のとおりである。</p> <p>(2) 本件審査請求の争点について</p> <p>ア 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について</p> <p>イ 本件処分における各非公開部分の条例第7条該当性について</p> <p>(3) 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について 答申情第132号参照。</p> <p>(4) 本件処分における各非公開部分の条例第7条該当性について (3)のとおり、本件公文書については、個別に条例第7条該当性を検討すべきものであるため、以下、検討する。</p> <p>ア 条例第7条第1号該当性について</p> <p>(イ) 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。</p> <p>(ロ) 本件公文書のうち、処分庁が条例第7条第1号に該当するとして非公開とした情報（別表の1及び2）は、以下のaからcまでの3つに区分することができるので、それぞれについて検討を行った。</p> <p>a 土地所有者の氏名、原告の住所及び氏名、物件目録に記載されている原告所有家屋の所在及び家屋番号並びに調査会社の法人担当者氏名について これらの情報は、いずれも事件の訴訟当事者又は関係者を識別する情報であり、一般に、訴訟当事者又は関係者であることは公にされる情報とは言えず、通常他人に知られたくないものと認められることから、当審査会としては条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。</p> <p>b 事件番号について 答申情第132号参照。</p> <p>c 原告の印鑑の印影について</p> <p>(a) 印影は、当該個人が押捺した文書の作成が、自らの意思に基づくものであることを証するものであり、一般に、自己の印影が不正使用されることのないよう、厳重に管理するとともに、不要な場所への押捺を避けるなど、その意に反して流通することのないよう、細心の注意を払うものである。</p>

	<p>(b) したがって、個人の印鑑の印影については、広く一般に公にされることが予定されている文書に押捺された場合や記名の代わりに簡易的に押捺されていることが明らかな場合など特段の事情がない限り、通常他人に知られたいと認められる情報であると解するべきである。</p> <p>(c) 当審査会において、原告の印鑑が押捺されている「近隣家屋事後調査確認書」を見分したところ、当該確認書は、工事完了後に原告が記名、押捺のうえ、申出内容欄に所有家屋への工事による被害状況を記載し、施工会社及び調査会社宛てに提出したものであることが認められた。</p> <p>(d) 当該確認書が施工会社等と家屋所有者との間で交わされるものであることから、当該確認書は広く一般に公にされることを予定する文書とは認められず、当審査会としては、当該確認書に押捺された原告の印鑑の印影は、条例第7条第1号に規定する非公開情報に当たると判断する。</p> <p>なお、処分庁は、当該非公開部分について、同条第4号該当性も主張するが、第1号に該当するものであるから、同条第4号該当性の検討までは要しない。</p> <p>イ 条例第7条第2号該当性について</p> <p>(ア) 条例第7条第2号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報が記録された公文書について、非公開とすることを定めたものである。</p> <p>(イ) 本件公文書のうち、処分庁が条例第7条第2号に該当するとして非公開とした情報（別表3）は、以下のa及びbに区分することができるので、それぞれについて検討を行った。</p> <p>a 原告である法人の名称、住所及び代表取締役の氏名、原告に土地を売却した法人名及び当該法人の破産管財人弁護士名並びに物件目録に記載されている土地の所在及び地番、当該土地を示す地図並びに調査会社及び施工会社の名称について</p> <p>これらの情報は、いずれも事件の訴訟当事者又は関係者を識別する情報であり、一般に、訴訟当事者又は関係者であることは公にされる情報とは言えず、また本件公文書1に係る事件は法人の所有資産に係る紛争であること、本件公文書2に係る事件は処分庁の委託事業者が行った業務の適否にも及んでいることから、これらの事件の訴訟当事者又は関係者であることが公にされると、当該法人等の事業活動上の地位を明らかに害すると認められるため、当審査会としては条例第7条第2号に規定する非公開情報に当たると判断する。</p> <p>b 事件番号について</p> <p>事件番号については、上記(4)ア(イ)bに述べたとおりであり、事件番号は、上記aに該当する非公開情報が明らかとなることから、当審査会としては、条例第7条第2号に規定する非公開情報に当たると判断する。</p>
--	--

答申情第138号の概要

請求内容	(1) 令和2年度中に行ったコンプライアンス推進室で決定したけん責処分に係る決定書及び検討文
------	--

	<p>(2) 平成27年12月に児童福祉センター職員に対して行われた停職3日の懲戒処分取消しに係る以下の文書・新たに処分を行うことについての検討資料</p> <p>(3) 令和3年1月28日付けの最高裁判所の上告不受理決定（京都市の敗訴確定）に伴う以下の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市会議員への説明資料（想定問答等） ・市会議員への説明を行う職員の分担表及び市会議員への説明の結果が書かれた文書
所管課	行財政局人事部人事課
所管課の決定	<p>公文書一部公開決定（条例第7条第1号、第2号、第5号及び第6号に該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被処分者、関係者等の氏名、生年月日、前歴、採用日、住所に関する情報、過去の賞罰歴、個人の財産の状況、心身の状況及び私的活動や個人の内心等に関する具体的な記載等については、個人の特定に繋がるとともに、通常他人に知られたくない情報であることから、公開することによりプライバシーが侵害されるおそれがあり、また、今後の監察業務に当たり、関係者の率直な意見を得ることを困難にする可能性があり、監察業務に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条第1号及び第6号）。 ・法人等の事業活動情報に関する記載については、公開することにより、当該法人等の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため（第7条第2号）。 ・新たに処分を行うことについての検討資料は、公開することにより個人のプライバシーが侵害されるおそれがあるとともに、本市内部における検討及び協議等に関する情報であって、公開することにより意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。また、当該検討資料は、職員の人事管理に係る事務に関する検討段階の資料であり、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条第1号、第5号及び第6号）。 ・外部からの情報提供等に係る記載は、公開することにより、今後の監察業務に当たり、関係者の率直な意見を得ることが困難になる可能性があり、監察業務に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条第6号）。 ・本市職員による市会議員への対応結果に記載された訴訟結果に対する見解については、公開することにより、今後の監察業務に当たり、関係者の率直な意見を得ることが困難になる可能性があり、業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条第6号）。
審査会の結論	<p>処分庁が非公開とした部分のうち、別表に示した部分については公開すべきであり、その余の部分について非公開としたことは妥当である。</p>
公開した公文書	<p>(1) 令和2年度中にコンプライアンス推進室で決定した市長部局の一般職員に対して行われた全てのけん責処分に係る決定書及び検討文</p> <p>(2) 平成27年12月に児童福祉センター職員に対して行われた停職3日の懲戒処分取消しに係る以下の文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに処分を行うことについての検討資料

	<p>(3) 令和3年1月28日付の最高裁判所の上告不受理決定（京都市の敗訴確定）に伴う以下の資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市議員への説明資料（想定問答等） ・ 市議員への説明を行う職員の分担表及び市議員への説明の結果が書かれた文書
<p>審査会の判断</p>	<p>(1) 本件公文書1及び本件公文書2について</p> <p>ア 本件公文書1について</p> <p>本件公文書1は、処分庁が職員に対し処分を検討する際に、対象となる職員に係る情報、対象となる事実やそれに対する評価、考慮すべき事由や処分の量定等をまとめたものであり、そのうち表題の一部を除くすべての部分が条例第7条第1号、第5号及び第6号に該当するものとして非公開とされている。</p> <p>イ 本件公文書2について</p> <p>本件公文書2は、停職処分取消請求事件の結果（上告不受理決定）について、処分庁が行った議員対応の結果を取りまとめたもので、「所属党派」、「議員名」、「対応日」、「対応者」、「対応結果」及び「メール希望の有無」が記載されており、そのうち「対応結果」欄が条例第7条第6号に該当するものとして非公開とされている。</p> <p>(2) 本件公文書1について</p> <p>ア 当審査会において本件公文書1を見分したところ、処分庁が職員に対し処分を行うことを検討している段階の文書であり、処分を検討されている職員の氏名、生年月日等や具体的な検討内容に係る情報が非公開とされていることが認められた。</p> <p>イ 一般に、このような処分の検討段階における情報は、処分を検討されている職員にとって、通常他人に知られたいくないものと認められる。また、処分の検討段階における情報を公にすると、処分の適否等を判断する際の内部的な判断基準が推測される情報が明らかになることから、検討等に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び公正な人事管理の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>ウ ところで、当審査会が本件処分において特定した公文書のうち2(2)ウ「市議員への説明資料（想定問答等）」（以下「想定問答等」という。）を見分したところ、本件公文書1において非公開とされている「処分を検討されている職員（以下「本件職員」という。）の個人が識別される情報」や「上告不受理決定に係る訴訟の経過に関する情報」が公開されていることが認められた。</p> <p>エ そこで、当審査会から諮問庁に対し、本件公文書1及び想定問答等における公開・非公開の判断について確認したところ、以下の説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対して行う処分のうち、懲戒免職処分及び停職処分のみ、処分の発令時に、被処分者の氏名、所属及び職位・職種並びに処分事案の概要を公表している。 ・ 想定問答等は、上告不受理決定があったことについて、処分庁職員が市議員に説明を行う際に用いた公文書である。処分庁は当初、本件職員に対し停職処分を発令し、処分時にその氏名、所属及び職位・職種を公表していることから、想定問答等に記載されているこれらの情報は、公開情報に該当すると判断した。

・ 一方で、本件公文書1は、上告不受理決定があった後に、本件職員に対し改めて処分の検討を行っている過程の公文書である。再処分を検討している事実は公になっていたことから本件公文書1を特定し、そのうえで、停職処分の取消しが確定したことを考慮し、本件職員の氏名等個人が識別される情報を含めたすべてが非公開情報に該当すると判断した。

オ 当審査会としては、本件公文書1が処分の検討過程という性質を有しているとしても、本件請求があった時点において本件職員に対し再処分を検討している事実が公になっていること、また本件職員が識別される情報や訴訟経過に係る情報が想定問答等において公になっていることに鑑みると、本件公文書1に記載されている情報のうち、想定問答等において公開されている本件職員が識別される情報及び訴訟経過に係る情報については、通常他人に知られたくないと認められるものとまでは言えないと判断する。

カ また、これらの情報を公にしても、処分庁が主張するような意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、本件公文書1に記載されている情報のうち、想定問答等において公開されている本件職員が識別される情報及び訴訟経過に係る情報については、条例第7条第1号、第5号及び第6号に規定する非公開情報のいずれにも該当せず、公開すべきであると判断する。

また、処分庁が非公開としている部分には、本件公文書1を作成した時点日が分かる情報が含まれているが、当該情報は個人が識別され、又は識別され得る情報とは言えず、また請求があった時点において再処分を検討している事実が公になっていたことに鑑みると、当該情報が公になったとしても、処分庁が主張する条例第7条第5号及び第6号に規定するいずれのおそれも認められないことから、当該情報についても公開すべきであると判断する。

(3) 本件公文書2について

ア 当審査会が本件公文書2を見分したところ、「対応結果」欄には、処分庁職員からの説明に対し、各市会議員が述べた意見等が記載されていることが認められた。

イ 処分庁の主張によると、議員対応は、本会議等に先立ち事前に市会議員に対し市の事務事業に係る情報を提供することで、当該事務に対する理解を深め、本会議等における審議の充実に資することを目的としており、慣例上、対外的に公にならないとの認識の下、市会議員が率直な意見を述べたり、問題提起等を行うものとのことである。

また、処分庁が行う監察業務においては、議員対応で得た議員の率直な意見等は職員の非行により市政に対する市民の信用失墜の程度を量る一つの材料として、また市民の信頼を回復するための再発防止策等の検討材料として非常に有益なものであるとのことである。

ウ 当審査会としても、市会の運営においては、市会議員が議案となる事務事業への正確な認識の下に質疑が行われることが重要であると考え。また、市会以外の様々な場面においても、市民を代表する立場にある市会議員と処分庁が率直な意見交換を行うことは、市政の適正な遂行において重要な位置付けとなるものと考え。そのような中で、処分庁における議員対応が(イ)のような慣例に基づき行われていることに鑑みると、当審査会としても、議員対応におけ

	<p>る市会議員の意見等を公開することは、処分庁と市会議員の信頼関係が損なわれ、今後の意見交換が消極化する可能性は否定できず、またその結果、市会の運営など処分庁の多くの事務事業において、その適正な遂行に支障が生じるおそれがあると考え。</p> <p>エ したがって、当審査会としては、当該情報は条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当すると判断する。</p>
--	--

答申情第139号の概要

請求内容	<p>(1) 貴市が令和3年2月4日に〇〇ほか1者に対し、廃棄物処理法違反通報に基づき実施した調査の内容、結果等が記された報告書、またはそれに類する文書。</p> <p>(2) (1)に基づき貴市が「違反なし」と意思決定した文書。ただし、(1)の文書に含まれる場合は不要。</p> <p>(3) 貴市が令和3年3月1日に△△及び□□に対し実施した、廃棄物処理法違反通報に基づく調査の内容、結果等が記された報告書またはそれに類する文書。</p> <p>(4) (3)に基づき貴市が「違反なし」と意思決定した文書。ただし、(3)の文書に含まれる場合は不要。</p> <p>※ いずれも、京都市公文書取扱規程が定める決裁書類（第7号様式など）を含む。</p>
所管課	環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課
所管課の決定	<p>公文書公開請求拒否決定処分（条例第7条第6号に該当）</p> <p>当該文書の存否を答えること自体が、本市における調査の有無が明らかになり、条例第7条第6号に規定する、廃棄物に関する違反指導業務における正確な事実の把握を困難にするおそれがある非公開情報を公開することになるため、条例第9条第1項の規定により、当該公開請求を拒否する。</p> <p>また、当該請求対象文書の存否を答えることはできないが、仮に当該文書があるとしても、条例第7条第6号に規定する、公にすることによって、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、その他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある非公開情報に該当する。</p>
審査会の結論	処分庁が行った公文書公開請求拒否決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>(1) 本件請求に係る公文書について</p> <p>審査請求人は、特定の事業者について、法違反通報があったこと及び当該通報に基づき処分庁が調査等を行ったことを前提に、当該調査等の内容やその結果等が記載された文書及び当該調査等に基づき、処分庁が違反なしと意思決定した文書の公開を求めている。</p> <p>(2) 公文書公開請求拒否決定処分について</p> <p>公文書公開請求に対しては、当該公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等を行うことが原則であるが、条例第9条第1項は、当該公文書の存否を明らかにしただけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合に限り、例外として公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請</p>

求を拒否することができる旨を定めている。

当該規定は、公開請求の対象となる公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を条例第7条各号の規定の趣旨に照らして、具体的かつ客観的に判断しなければならない、通常の公開決定等により対応できる場合にまで拡大解釈されることのないよう、特に慎重な判断が求められる。

条例第9条第1項が適用されるためには、公開請求が①特定の個人又は事業者を名指しして、又は特定の場所や分野等に限定してなされているため、非公開決定（当該公文書が存在しないことを理由とする場合を含む。）を行ってもなお何らかの情報が明らかになること（以下「要件1」という。）及び②当該情報が条例第7条各号のいずれかに該当すること（以下「要件2」という。）の2つの要件を満たしていることが必要であると解される。

(3) 本件処分について

ア 要件1 該当性について

本件請求は、特定の事業者等の名称を明記したうえで、当該事業者等が法に違反しているとの通報を受けて処分庁が調査を実施したことを前提に、当該調査に係る公文書を請求している。

したがって、本件請求の対象となる公文書の存否を答えることにより、当該事業者等について通報があった事実の有無や、当該通報を受け調査指導等を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

イ 要件2 該当性について

処分庁は、本件存否情報が条例第7条第6号に該当すると主張するので、この点について以下検討する。

(ア) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、京都市等が行う事務又は事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによってその目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非公開とすることを定めたものである。「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」にある「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められる。

また、本号は、事項的基準（「監査事務等」など）と定性的基準（「正確な事実の把握を困難にするおそれ」など）を組み合わせているので、事項的基準に該当し、かつ、定性的基準も満たしているかを慎重に判断する必要がある。

(イ) 事項的基準該当性について

a 条例第7条第6号アでは、事項的基準の一例として「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」を挙げている。「監査」、「検査」、「取締り」及び「試験」とは、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務であり、具体的には、

以下の内容をいうとされている。

- (a) 監査 主として監査的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。
- (b) 検査 法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。
- (c) 取締り 行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について、適法又は適正な状態を確保すること。
- (d) 試験 人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。

b 処分庁によると、法違反又はその疑いに関する通報があった場合、必要な調査を行ったうえで、不適切な廃棄物の処理が認められるときは、適切に処理するよう行政指導を行うことがあるとのことである。

c これは、上記(3)イ(イ)a(c)のとおり、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法、適正な状態を確保するためのものといえることができるから、少なくとも条例第7条第6号アに規定する「取締り」に該当するものである。

(ウ) 定性的基準該当性について

a 条例第7条第6号アにおいて、監査事務等に関し「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と規定している趣旨は、例えば監査事務等に関する情報の中には、監査や取締り等の対象、実施時期、調査事項等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、対象者による法令違反等の妥当性を欠く行為を助長したり、対象者が巧妙な隠蔽を図ったりするおそれがあるものがあり、このような情報を非公開とする趣旨である。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることが他の者に法規制を免れる方法を示唆するようなものは、これに該当すると考えられる。

さらに、行政指導のように強制力を行使しない取締り等を行うに当たり、当該指導に係る情報が公になることで、相手方や関係者の協力を得にくくなるような場合も、これに該当し得る。

b 処分庁は、特定の事業者に対する調査等の有無が、一般に公開されると、当該通報に係る事業者等においては、違法行為の発覚を逃れるために、当該調査の対象行為の違法性を示す証拠について、隠蔽、改ざんを行う可能性が高まり、正確な事実や違反状態の実態の把握に支障を生じる蓋然性が高く、当該調査及びその後の行政指導の事務に看過し難い支障を生じると主張する。また、このような情報を公にすることは、事業者にとって不利益と捉えられることから、処分庁に対する信頼や相手方の協力の確保に支障を生じることとなり、正確な事実の把握や、法違反状態の迅速な解消に支障が生じるおそれがあるとも主張する。

c 当審査会としても、行政指導において法令違反の状態の解消を実現させるためには、その手法や手段の有効性の確保が重要であること、また相手方の任意の協力がなければ指導の目的を達成することが困難であることから、処分庁と相手方との信頼関係の構築も重要であることは疑いのな

	<p>いものとする。</p> <p>d したがって、本件請求において対象とされている事業者等に対し、処分庁が調査等を行ったか否かの事実が公になっていない中においては、本件存否情報が公になると、違反行為の発覚の回避や行政指導の拒否などにより、行政として行うべき適正な指導が叶わなくなる可能性は否定できないものである。</p> <p>ウ 判断</p> <p>以上から、当審査会は、本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第6号に規定する非公開情報を公開することになる場合に該当するから、処分庁が本件処分を行ったことは妥当であると判断する。</p> <p>(4) その他</p> <p>審査請求人は、本件請求及び別件請求において、それぞれ特定の事業者に対する調査等に係る文書を請求したところ、一方では公文書公開請求拒否決定処分を行い、もう一方ではそれと異なる処分を行ったことは、ダブルスタンダードのような対応であり整合性がないとも主張する。</p> <p>この点、諮問庁の説明によると、本件請求における対象事業者に対し調査等を行っているか否かの事実は公になっていない一方で、別件請求における対象事業者に対し調査等を行った事実は、既に公になっているとのことである。</p> <p>条例第9条第1項が適用されるためには、(2)のとおり、要件1及び要件2のいずれをも満たす必要があるところ、別件請求は本件請求と同様に、特定の事業者を名指しし、当該事業者への調査等の文書を請求されていることから、当該文書の存否を答えるだけで「特定の事業者に調査等を行った事実の有無」という情報が明らかになるため、要件1に該当するものであるが、本件請求の対象事業者とは異なり、別件請求の対象事業者については、本市の調査等を受けたことが既に公になっているとのことであるから、当該情報は条例第7条各号のいずれにも該当せず、要件2には該当しないものとする。</p> <p>したがって、当審査会としては、処分庁が別件請求に対し条例第9条第1項を適用しなかったことは妥当であると判断する。</p> <p>また、審査請求人のその余の主張も当審査会の結論を左右するものではない。</p>
--	--

答申情第140号の概要

請求内容	特定職員が作成した職業評価の全数を示した上で「当該評価に書かれている診断名と主治医意見書に書かれている診断名が一致していない当該評価」
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	<p>不存在による非公開決定</p> <p>公文書公開請求時点において、●●●・京都障害者職業センター元職員（以下「元職員」という。）が作成した職業評価の全数は18件であり、「当該評価に書かれている診断名と主治医意見書に書かれている診断名が一致していない当該評価」は存在しない。</p>
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

審査会の判断	<p>処分庁は、かがやきが保有する職業評価のうち作成者が元職員であるもの（以下「本件職業評価」という。）を18件保有していることを示したうえで、請求内容を満たす公文書は存在しないと主張する。</p> <p>一方、審査請求人は、本件請求以前に、市職員から本件職業評価は36件保有しているとの説明を受けたことを理由に処分庁が本件処分において18件としていることに異議を述べていることから、本件請求における文書特定に不足があると主張するものと認められる。</p> <p>審査請求人の主張に対する処分庁の説明によると、令和元年12月2日時点の調査において本件職業評価は36件保有していると確認したが、当該調査を行った以降、本件請求までの間に保存年限が到来したものについて廃棄をしたため、本件請求があった時点では18件であったとのことである。</p> <p>行政機関においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を定め、公文書の適正な管理を行うものであり、処分庁においては、京都市公文書管理規則がこれに当たるものである。</p> <p>当審査会としては、処分庁において当該規則に基づき保存年限を5年と定め適正に管理している結果、本件請求があった時点において処分庁が保有する本件職業評価が約2年前の時点と比較して減少していたことについて、特段不合理な点はないと考える。</p> <p>したがって、本件請求があった時点において保有する公文書のうち、本件請求内容を満たす公文書が存在しなかったとする本件処分は妥当であると判断する。</p>
--------	--

答申情第141号の概要

請求内容	京都市会計規則27条1項本文の「歳入金を収入しようとする場合」以外の手続を説明した文書
所管課	会計室
所管課の決定	<p>不存在による非公開決定</p> <p>請求内容を満たす事案が存在せず、会計室では請求に係る公文書を作成又は取得していないため。</p>
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>法第149条及び第170条の規定によると、市長は地方税の賦課徴収、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科す事務を担当する者であり、会計管理者は普通地方公共団体の会計事務をつかさどる者であることから、市長が行うとされている収入の可否等の判断に会計管理者が関与しないことは明白である。</p> <p>したがって、当審査会は、本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。</p>

答申情第142号の概要

請求内容	特定職員が作成した個別支援計画書の全数を示した上で、京都障害者職業センター職員が作成した職業評価に「取り組む」或いは「参考にする」と書かれている個別
------	--

	支援計画書
所 管 課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	公文書一部公開決定（条例第7条第1号に該当） 相談者に関する個人の氏名、相談の日時及び相談内容等については、公開することにより個人が識別される可能性があり、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。
審査会の結論	処分庁が行った公文書一部公開決定処分において、審査請求人が公開すべきとする部分を非公開としたことは妥当であるが、別に審査会が示す6件の個別支援計画書を特定し、本答申の趣旨を踏まえて改めて公開決定等をすべきである。
公開した公文書	個別支援計画書
審査会の判断	<p>文書の特定の妥当性について</p> <p>処分庁は、37件の対象文書を精査した結果、本件公文書以外の36件については請求内容を満たすものではなかったと主張する。</p> <p>一方、審査請求人は、当該36件が請求内容を満たさないことに疑義があると主張する。</p> <p>当審査会において、36件の対象文書を見分したところ、職業評価に「取り組む」又は「参考にする」との趣旨の記載であると評価できる文書が6件認められた。</p> <p>この点について、当審査会が事務局をして、処分庁に対し、本件請求における文書の特定方法について確認させたところ、本件請求を受け文書の特定をするに当たっては、元職員が作成した個別支援計画書のうち、職業評価に「取り組む」又は「参考にする」との趣旨の記載がされているものの中から、相談者に関する職業評価がかがやきに存在するものについて、本件請求に対し特定すべき公文書と判断したとのことであった。</p> <p>しかし、本件請求は、元職員が作成した個別支援計画書に職業評価に「取り組む」又は「参考にする」との趣旨の記載がされているものを対象にしている。したがって、当審査会としては、処分庁が行ったように、それら記載のあるものうちかがやきに職業評価が存在するもののみを対象文書として特定することは、文書の特定の範囲を狭めすぎていると言わざるを得ない。</p> <p>したがって、当審査会としては、本件公文書に加えて当審査会が確認した6件の個別支援計画書を特定すべきであると判断する。</p> <p>なお、当審査会が特定すべきと判断した6件については、本答申とは別に事務局をして諮問庁に示すものとする。</p> <p>条例第7条第1号該当性について</p> <p>審査請求人は、審査請求書以外においては、本件処分が条例第7条第1号の解釈を誤っているとの主張も行っていると思われるので、以下この点についても検討する。</p> <p>条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られた</p>

	<p>くないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。</p> <p>処分庁は、本件公文書のうち、公文書の名称、記入者名欄及び組織名称以外の部分には相談者の氏名、相談内容などが記載されており、それらはすべて条例第7条第1号に該当すると主張する。</p> <p>一方、審査請求人は、本件公文書のうち職業評価に「取り組む」又は「参考にする」旨が記載された部分は公開すべきであると主張する。</p> <p>当審査会が本件公文書を見分したところ、非公開とされている部分には、相談者の心身や日常生活の状況、家族との関係、本人や家族の要望、関連機関の利用状況や今後の支援の方針など多岐にわたる情報が記載されていることが認められた。また、職業評価に「取り組む」又は「参考にする」との趣旨の記載は、本件公文書及び先に述べた6件の個別支援計画書のいずれにおいても、異なる項目に記載されていることが認められた。</p> <p>個別支援計画書は、このように個人の機微情報が多く含まれていること及び相談者の状況によって職業評価に係る記載がされる項目が異なることから、仮に審査請求人が公開を求める職業評価に「取り組む」又は「参考にする」という旨の記載がされている部分のみに限定したとしても、なおプライバシー性が高く、またその内容から個人が識別され得る可能性も否定できないと言わざるを得ない。</p> <p>したがって、当審査会は、本件公文書のうち公文書の名称、記入者名欄及び組織名称以外の部分について条例第7条第1号に該当するものとした処分庁の判断は妥当であると判断する。</p>
--	--

答申情第143号の概要

請求内容	京都市市政情報総合案内コールセンター事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第1条の規定を解説した文書
所管課	総合企画局市長公室広報担当
所管課の決定	不存在による非公開決定 事務取扱要綱の策定に当たり、当庁では、審査請求人が主張する「規定を解説した文書」を作成していない。
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>(1) 処分庁は、事務取扱要綱を策定するに当たり、当該要綱の規定を解説した文書を作成していないと主張する。</p> <p>(2) 一方、審査請求人は、事務取扱要綱第7条第3項において、コールセンターで回答できない問合せ等を受け付けた場合の事務手続が詳細に規定されているにもかかわらず、事務取扱要綱第1条に基づいてその手続を省略したとしても適法とするならば、当該規定を解説した文書が存在するはずである、と主張する。</p> <p>(3) 当審査会において、事務取扱要綱を確認したところ、当該要綱には、コールセンターについて、「設置場所」「運営時間」「コールセンターにおける業務」「コールセンターで回答できなかった問合せ等に係る対応」「回答支援データベース」及び「よくある質問 Q&A」の更新」など、コールセンターの運営に必要な</p>

	<p>事項を13条にわたって規定していること、また各事項は詳細かつ明確に規定されていることが認められた。</p> <p>(4) 当審査会としては、事務取扱要綱がコールセンターの運営に必要な事項ごとにその詳細を定めていることから、このような要綱の各規定を解説する文書を作成していないとしても不自然ではなく、本件請求に係る文書を作成していないとする処分庁の主張に特段不合理な点はないと考える。</p> <p>また、審査請求人の主張を踏まえても、処分庁の主張を覆す程の事実は見いだせなかった。</p>
--	---

答申情第144号の概要

請求内容	京都市上下水道局において、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第6条第1項ただし書の規定を解説した文書
所管課	上下水道局総務部総務課
所管課の決定	<p>不存在による非公開決定</p> <p>(1) 規則第6条第1項は、次のように規定されている。</p> <p>（公文書の作成）</p> <p>第6条 意思決定に当たっては、公文書を作成するものとする。ただし、処理に係る事案が特に軽易なものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 処分庁においては、規則第6条第1項ただし書に規定されている「処理に係る事案が特に軽易なもの」を直接解説している文書の作成又は取得を行っていない。</p>
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>(1) 処分庁は、規則第6条第1項ただし書に規定される「処理に係る事案が特に軽易なもの」を直接解説している文書を作成又は取得していないと主張する。</p> <p>一方で、審査請求人は、別件審査請求事案の弁明書における「（参考）当該質問状における「接続ます」について」の内容は京都簡易裁判所において事件化されていることから、当該事案は規則第6条第1項ただし書にいう「特に軽易なもの」に該当しないことは明白であるにも関わらず、処分庁が当該規定に該当するという取扱いをしたのであれば、その取扱いが妥当であると判断できる公文書を作成しているはずだと主張する。</p> <p>(2) 当審査会が諮問庁に対し、改めて規則第6条第1項ただし書の規定を解説する文書の存否について確認したところ、以下の説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則第6条第1項ただし書の解釈については、通知を参照することはあるが、当該通知は処分庁において作成したものではないため、本件請求に係る公文書として特定しなかった。 ・ 処分庁においては、公文書の取扱いについて京都市上下水道局公文書取扱規程を定めているが、当該規程は規則第6条第1項ただし書を解説する文書ではないため、本件請求に係る公文書に該当しない。 <p>また、他に作成又は取得した文書もない。</p> <p>(3) 審査請求人は、処分庁において作成された規則第6条第1項ただし書を解説する文書を求めていると認められることから、当審査会としては、通知は処分庁に</p>

	<p>において作成した文書ではないため本件請求に係る公文書として特定しなかったという処分庁の主張に、特段不合理な点はないと考える。</p> <p>また、処分庁は規則第6条第1項ただし書の解釈に当たって通知を参照することであるから、処分庁において改めて規則第6条第1項ただし書を解説する文書を作成していないとしても、不自然ではない。</p> <p>その他、審査請求人の主張を踏まえても、本件請求に係る文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。</p> <p>(4) なお、審査請求人は、別件審査請求事案の弁明書における「(参考)当該質問状における「接続ます」について」の内容が規則第6条第1項ただし書「処理に係る事案が特に軽易なもの」に該当しないことは明らかである旨主張するが、この点について当審査会は、令和3年5月26日付け答申個第105号のとおり、処分庁が規則第6条第1項ただし書に該当すると判断したことに特段不合理な点はないと考える。</p>
--	---

答申情第145号の概要

請求内容	京都障害者職業センターにおける障害者雇用支援連絡協議会に関連する文書
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	<p>不存在による非公開決定</p> <p>協議会に関する会議資料については、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第9条別表のうち、7「会議等において受領した資料で軽易なもの」に該当し、その保存年限を1年未満保存としている。また、京都市公文書取扱規程第50条第2項において「文書管理責任者は、前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の公文書について、当該公文書が完結した後保存の必要がないと認めるときは、随時廃棄することができる。」とされており、廃棄することを決定する文書を作成することや、廃棄した日時を記録することを必要とされていない。</p> <p>したがって、仮に、令和2年度に開催された協議会において資料を取得していたとしても、当該資料は廃棄したものと認められるが、1年未満保存文書の取扱い上、廃棄した日時などを確認することはできなかった。</p> <p>また、念のため、かがやき内を探索したが協議会に関する文書は見当たらなかった。</p> <p>以上のことから、本件請求に係る公文書については、取得した事実を確認できなかったことを理由とした不存在による非公開決定としたものである。</p> <p>なお、令和3年度においては、請求日時時点で協議会が開催されていないため、会議資料等は取得していない。</p>
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>(1) 処分庁は、協議会に関する会議資料を1年未満保存文書として取り扱っているため、仮に会議資料を取得していたとしても保存年限の経過により既に廃棄しており、取得の有無を確認することができず、また令和3年度については本件請求時点で会議が開催されていないと主張する。</p> <p>(2) 一方、審査請求人は、かがやきが法第20条第4項に基づき設置された協議会の構成員であること、また少なくとも令和2年度においては協議会が2回開催さ</p>

	<p>れていることを理由に、本件請求に係る文書が存在しないことは不自然であると主張する。</p> <p>(3) 処分庁においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を規則で定めており、規則第9条別表において公文書の区分に応じた保存期間の基準が定められている。</p> <p>本件請求に係る公文書は、処分庁が協議会に出席した際に受領する資料であり、規則第9条別表において保存期間が1年未満とされている「会議等において受領した資料」に相当する文書であると認められる。</p> <p>したがって、当審査会としては、処分庁が当該規定に基づき本件請求に係る公文書を1年未満保存として取り扱ったため、本件請求時点において文書が存在しないとの主張に特段不自然な点はないと判断する。</p> <p>(4) また、審査請求人は、本件公開請求文書が存在しない理由について十分に判明しておらず、行政手続法8条1項の趣旨に反しているとも主張するので、この点について以下検討する。</p> <p>一般に、法令に行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和36年（オ）第84号同38年5月31日第二小法廷判決）。</p> <p>条例第10条第3項においては、実施機関が非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない旨を規定している。当該規定は、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解される。このような趣旨に鑑みれば、不存在による非公開決定通知書に付記すべき理由としては、請求者において請求に係る公文書が存在しない要因をその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に公文書が存在しない旨のみを示すだけでは、条例第10条第3項の要求する理由付記としては十分ではない。</p> <p>この見地に立って判断すると、本件処分の通知書には公開請求に係る公文書を保有していない理由として「本件請求に関する書類を探索したが、本件請求に関する文書の取得を確認できなかった。」と処分の基礎となった事実関係が記載されており、本件請求に係る公文書が存在しない要因が一定程度具体的に記載されていると認められる。</p> <p>したがって、本件処分の理由は、処分を取り消さなければならない程度に具体性を欠いているとまでは言えないため、審査請求人の主張は採用できない。</p>
--	---

答申情第146号の概要

<p>請求内容</p>	<p>○ 職業評価の全数を示した上で下記の各条件をそれぞれ満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者支援として構造化が行われていると読み取れる ・ 障害者支援として社会的障壁の除去が行われていると読み取れる ・ 「折り合いをつける」旨が書かれている ・ 書かれている診断名と主治医意見書等に書かれている診断名が一致していない
-------------	---

	<p>(但し請求者に係る当該評価を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別支援計画書の全数を示した上で下記の各条件をそれぞれ満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者支援として構造化が行われていると読み取れる ・ 障害者支援として社会的障壁の除去が行われていると読み取れる ・ 「折り合いをつける」旨が書かれている ・ 障害年金を受給していると読み取れる ○ 個別評価・支援プランニングシートの全数を示した上で下記の各条件をそれぞれ満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者支援として構造化が行われていると読み取れる ・ 障害者支援として社会的障壁の除去が行われていると読み取れる ・ 「折り合いをつける」旨が書かれている ・ 障害年金を受給していると読み取れる ○ プロフィール票の全数を示した上で障害年金を受給していると読み取れるもの
所 管 課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	公文書公開請求却下
審査会の結論	処分庁が行った公文書公開請求却下処分は妥当である。
審査会の判断	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公文書公開請求却下について <p>京都市情報公開事務取扱要綱第3の4は、公開請求が条例に規定する要件を満たさないため、補正を求めたにも関わらず、請求者が補正に応じない、請求された公文書が請求の対象とならない文書である等の理由により、当該請求が適法でない場合は、当該請求を却下することと規定している。</p> <p>本件処分は、本件請求が、公文書の公開を請求しようとする者は、実施機関に対し「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を記載した請求書を提出しなければならないとする条例第6条第1項第2号の要件を満たさず、請求者が補正にも応じなかったとして、当該取扱要綱の規定に基づきなされた公文書公開請求却下処分である。</p> ○ 本件審査請求の争点について <p>処分庁は、本件請求に対応するためには、6万枚を超えるかがやきの相談者に係る文書の全てを探索する必要がある、本件請求に係る公文書が実質的に特定できず、審査請求人に文書を特定する情報を示した補正依頼を行ったが応じてもらえなかったため本件処分を行ったと主張するが、審査請求人は、それらの文書は膨大な量ではないから、文書を特定することができるはずである旨を主張している。</p> <p>よって、本件審査請求は、本件請求の請求内容が公文書を特定するに足るものと認められるかが争点であると考えられるので、当審査会は、以下この点について検討する。</p> ○ 本件処分の妥当性について <p>条例第6条第1項第2号が請求書に「公文書を特定するに足りる事項」の記載を求めるのは、当該記載をもとに、処分庁において請求対象公文書を他の公文書と識別したうえで、請求対象公文書の存否の判断や、非公開情報の有無の調査・判断な</p>

どの必要な判断を適切に実行できるようにするものである。

本件請求は、かがやきが保有する4種類の公文書のうち、特定の条件を満たす公文書と記載されており、文書の範囲は、形式的・外形的には一応確定できる。

しかしながら、上記した条例の趣旨からして、請求対象公文書は、処分庁において非公開情報の有無の調査・判断などが実質的に可能である程度に特定されている必要があると解される。その調査・判断などのための事務があまりに膨大であり、処分庁に極めて過度の負担を課すことになることが確実である場合には、このような意味で請求対象公文書が特定されているとはいえない。

本件請求については、これに応じると処分庁は6万枚を超える文書から4種類の公文書を特定しなければならないこと、それらの公文書の記載内容が特定の条件を満たす文書であるか否かを調査・判断しなければならないこと、非公開情報の有無を調査・判断しなければならないこと、さらに非公開情報のある部分の全部についてマスキング等の措置を講じなければならないことなどの事情が認められる。

これらのことから、当審査会としては、条例が「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を必要的記載事項とした上記の趣旨に鑑み、このような本件請求においては当該記載が十分になされていないと判断する。

また、条例第6条第3項の規定に基づき補正依頼を行うに当たっては、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされているが、処分庁は当該規定に基づき、かがやきにおける文書の保有状況や文書の特定に必要な情報を示した補正依頼を書面で行っており、本件処分に手続的瑕疵は認められない。

本件請求は、かがやきが保有する4種類の公文書のうち、特定の条件を満たす公文書と記載されており、文書の範囲は、形式的・外形的には一応確定できる。

しかしながら、上記した条例の趣旨からして、請求対象公文書は、処分庁において非公開情報の有無の調査・判断などが実質的に可能である程度に特定されている必要があると解される。その調査・判断などのための事務があまりに膨大であり、処分庁に極めて過度の負担を課すことになることが確実である場合には、このような意味で請求対象公文書が特定されているとはいえない。

本件請求については、これに応じると処分庁は6万枚を超える文書から4種類の公文書を特定しなければならないこと、それらの公文書の記載内容が特定の条件を満たす文書であるか否かを調査・判断しなければならないこと、非公開情報の有無を調査・判断しなければならないこと、さらに非公開情報のある部分の全部についてマスキング等の措置を講じなければならないことなどの事情が認められる。

これらのことから、当審査会としては、条例が「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を必要的記載事項とした上記の趣旨に鑑み、このような本件請求においては当該記載が十分になされていないと判断する。

また、条例第6条第3項の規定に基づき補正依頼を行うに当たっては、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされているが、処分庁は当該規定に基づき、かがやきにおける文書の保有状況や文書の特定に必要な情報を示した補正依頼を書面で行っており、本件処分に手続的瑕疵は認めら

	<p>れない。</p> <p>以上から、当審査会としては、本件請求は「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項」の記載を欠くものであるから、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。</p> <p>なお、審査請求人は、その他種々主張するが、上記判断を左右するものではない。</p>
--	---

答申情第147号の概要

請求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・かがやき元職員が作成した個別支援計画書の全数を示した上で「折り合いをつける」旨が書かれている当該計画書（請求内容1） ・精神状態が不安定な人に就労を進めると状態悪化を招く場合があることを裏付けられる根拠（請求内容2） ・菓子類を用意することで場を和ませられることを裏付ける根拠（請求内容3） ・職業評価が適切なものと前提にしていることを裏付ける根拠（請求内容4）
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	<p>不存在による非公開決定</p> <p>請求内容1について</p> <p>かがやき元職員が作成した個別支援計画書の全数は37件であり、「折り合いをつける」と書かれている当該文書は作成していない。</p> <p>請求内容2から4までについて</p> <p>公文書を基に発言したのではなく、請求内容に係る公文書は取得、作成していない。</p>
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>請求内容1について</p> <p>処分庁は、対象文書を精査した結果、請求内容1を満たす文書は存在しないと主張する。</p> <p>一方、審査請求人は、対象文書が請求内容1を満たさないことに疑義があると主張する。</p> <p>当審査会において、対象文書を見分したところ、「折り合いをつける」という記載のある文書は認められなかった。</p> <p>請求内容2～4について</p> <p>処分庁は、処分庁がメールや別の審査請求事案に係る口頭意見陳述の場において、審査請求人に対し説明した内容については、事実や事象等について説明したに過ぎず、その根拠が公文書として存在するものではないと主張する。</p> <p>一方、審査請求人は、根拠となるものがあるはずだとの趣旨の主張をする。</p> <p>令和4年6月24日付け答申個第118号において判断したように、一般に、市民等からの業務に関する質問等に対する回答に当たっては、自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき判断する場合もあり、特定の公文書にその根拠を求めることができない場合が多いと考えられる。本件では、処分庁が、メールや口</p>

	頭で業務等に対する職員の認識等を審査請求人に説明した内容について、根拠となる公文書の特定が求められているが、このような場合に、該当する公文書が存在しないことは不自然ではない。
--	---

答申情第148号の概要

請求内容	●●・京都障害者職業センター元職員（以下「元職員」という。）が作成した職業評価の全数を示した上で「折り合いをつける」旨が書かれている当該評価
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	公文書一部公開決定（条例第7条第1号に該当） 相談者に関する個人の氏名、相談の日時及び相談内容等については、公開することにより個人が識別される可能性があり、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。
審査会の結論	処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。
公開した公文書	職業評価（1件）
審査会の判断	<p>(1) 本件請求に係る公文書について 審査請求人が求めている文書は、元職員が作成した職業評価のうち、「折り合いをつける」旨が記載されている当該評価である。</p> <p>(2) 本件処分について</p> <p>ア 文書特定の妥当性について 審査請求人は、元職員が作成し、かがやきが保有する職業評価19件のうち、本件公文書を除く18件は本件請求の対象となる公文書に該当しないのかが本件審査請求の主たる争点であると主張するため、以下この点について検討する。</p> <p>(イ) 処分庁は、19件すべてについて「折り合いをつける」旨の記載の有無を確認した結果、本件公文書にのみ記載があったと主張する。</p> <p>(ロ) 当審査会が事務局をして処分庁に対し、本件公文書を除く18件を提出させ、それらを見分したところ、「折り合いをつける」旨が記載されている文書は認められなかった。</p> <p>(ハ) したがって、当審査会としては、処分庁が本件公文書のみを本件請求の対象公文書として特定したことは妥当であると判断する。</p> <p>イ 条例第7条第1号該当性について 審査請求人は、本件公文書のうち「折り合いをつける」旨が書かれた箇所は公開すべきであると主張するため、以下この点についても検討する。</p> <p>(イ) 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。</p>

	<p>(イ) 処分庁は、本件公文書のうち、表紙の資料名称以外の部分には、相談者の氏名、相談の日時及び相談内容等が記載されており、それらすべての情報は条例第7条第1号に該当すると主張する。</p> <p>(ロ) 当審査会が本件公文書を見分したところ、非公開とされた部分には、相談者の氏名や生年月日、相談者に対して行った各種検査の結果、各検査結果に対する元職員の所見及び当該結果を踏まえた支援計画など相談者に関する多様な情報が記載されていることが認められた。</p> <p>(エ) このように本件公文書は個人の機微情報が多く含まれていることから、仮に「折り合いをつける」旨が記載されている部分のみに限定したとしても、なおプライバシー性が高く、また当該部分を公開することにより個人が識別される可能性も否定できないと言わざるを得ない。</p> <p>したがって、当審査会は、本件公文書のうち表紙の資料名称以外の部分について条例第7条第1号に該当するものとした処分庁の判断は妥当であると判断する。</p>
--	---

答 申 情 第 1 4 9 号 の 概 要

請 求 内 容	生活福祉課保有の厚生労働省交付している「外国人の生活保護について」通知類全部
所 管 課	保健福祉局生活福祉部生活福祉課
所管課の決定	不存在による非公開決定 京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第9条別表に基づき保存年限を1年としており、これを経過し廃棄したため。
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>(1) 本件請求に係る文書について 審査請求人の求める文書は、厚生労働省の公印が押印された、外国人に対する生活保護に関する厚生労働省通知である。</p> <p>(2) 本件処分について ア 処分庁は、本件請求に係る公文書については、規則第9条別表に基づき保存年限を1年としており、当該期間を経過した後、規則第10条に基づき適切に廃棄しているため存在しないと主張する。 一方、審査請求人は、本件対象公文書アについては、外国籍住民の生活保護の申請の結果や廃止の通知書上にその名称が記載されていること、本件対象公文書ウについては、現在も効力を有する通知であることなどから当該文書は存在するはずだとの趣旨の主張であると認められる。</p> <p>イ 処分庁においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を規則で定めており、規則第9条別表において公文書の区分に応じた保存期間の基準が定められている。 当審査会としては、処分庁が当該規定に基づき本件請求に係る公文書の保存年限を1年と定め適正に管理している結果、本件請求時点において文書が存在しないと主張に特段不合理な点はないと判断する。</p>

答申情第150号の概要

請求内容	<p>① 令和3年11月市会の議第157号への付帯決議に関する、市会議員への説明を行う職員の分担表と説明の結果が書かれた文書</p> <p>※ 和解が不成立になった後のものも含む</p> <p>② いわゆる迦陵園懲戒処分に係る令和3年4月のけん責処分に関する、市会議員に対する議員対応メモとそれに類する文書</p> <p>※ 全ての会派の市会議員が対象</p>
所管課	行財政局人事部人事課コンプライアンス推進室
所管課の決定	<p>公文書一部公開決定（条例第7条第6号に該当）</p> <p>本市職員による市会議員への対応結果については、公開することにより、今後の監察業務に当たり、関係者の率直な意見を得ることが困難になる可能性があり、業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
審査会の結論	処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。
公開した公文書	<p>(1) 損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応表</p> <p>(2) 損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応表（弁護士協議後）</p> <p>(3) 損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応表（弁論準備手続結果）</p> <p>(4) 損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応表 （次回弁論準備手続（1月28日への対応））</p> <p>(5) 損害賠償請求訴訟の和解に係る議員対応表（1月28日（金）～1月31日（月））</p> <p>(6) 【議員対応表】懲戒処分取消請求訴訟の判決結果を踏まえた職員の再処分について</p>
審査会の判断	<p>(1) 本件公文書について</p> <p>本件公文書は、損害賠償請求訴訟及び懲戒処分取消請求訴訟に関して処分庁が行った議員対応の結果を取りまとめたもので、「所属会派」、「議員名」、「対応日」、「対応者」、「対応結果」及び「メール希望の有無」が記載されている。また、本件公文書には、それらに加えて「児童記録の返還請求経過についての報告」が記載されている。</p> <p>(2) 本件処分について</p> <p>本件公文書のうち「対応結果」欄及び「児童記録の返還請求経過についての報告」欄が非公開とされている。</p> <p>処分庁は、「対応結果」欄には市会議員が公にされることを前提とせずに述べた率直な意見等が記載されており、これを公にすると、本市と市会議員との信頼関係が損なわれることや、双方の意見交換が消極化することが懸念され、その結果、処分庁が行う監察業務を含む多くの事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものであることなどから、発言の内容如何に関わらず、条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当すると主張する。</p> <p>また、「児童記録の返還請求経過についての報告」欄についても、市会議員に対して当該報告を行ったか否かに係る情報が記載されているものであり、そのような情報は「対応結果」欄と一体的なものであることから、同様に非公開情報であると主張する。</p> <p>一方、審査請求人は、「対応結果」欄等の箇所が非公開とされていることは不当と考える、と主張する。</p> <p>(3) 条例第7条第6号該当性について</p>

	<p>ア 条例第7条第6号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査、人事管理に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることを定めたものである。</p> <p>イ 本件公文書について</p> <p>(ア) 当審査会が本件公文書を見分したところ、「対応結果」欄には、処分庁職員が行った議員対応に対し、各市会議員が述べた意見等が記載されていることが認められた。また、「児童記録の返還請求経過についての報告」欄には、各市会議員に対する当該報告の有無が記載されていることが認められた。</p> <p>(イ) 処分庁の主張によると、議員対応は、本会議等に先立ち事前に市会議員に対し市の事務事業に係る情報を提供することで、当該事務に対する理解を深め、本会議等における審議の充実に資することを目的としており、慣例上、対外的に公にならないとの認識の下、市会議員が率直な意見を述べたり、問題提起等を行うものとのことである。</p> <p>また、議員対応において得られる市会議員の率直な意見や問題提起等が、事務事業の円滑かつ適切な執行のために欠かせないものとなっているとのことである。</p> <p>(ロ) 当審査会としても、市会の運営においては、市会議員が議案となる事務事業への正確な認識の下に質疑が行われることが重要であると考え。また、市会以外の様々な場面においても、市民を代表する立場にある市会議員と処分庁が率直な意見交換を行うことは、市政の適正な遂行において重要な位置付けとなるものと考え。そのような中で、処分庁における議員対応が(イ)のような慣例に基づき行われていることに鑑みると、当審査会としても、議員対応における市会議員の意見等を公開することについては、処分庁と市会議員の信頼関係が損なわれ、今後の意見交換が消極化する可能性は否定できず、またその結果、市会の運営など処分庁の多くの事務事業において、その適正な遂行に支障が生じるおそれがあると考え。</p> <p>(ハ) また、「児童記録の返還請求経過についての報告」欄については、各市会議員に対する当該報告の有無が記載されているところ、これは「対応結果」欄と一体を成すものであると認められることから、(イ)と同様の理由から公開することにより、今後処分庁が行う事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと考え。</p> <p>(ニ) したがって、当審査会としては、「対応結果」欄及び「児童記録の返還請求経過についての報告」欄については、条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当すると判断する。</p>
--	---

答申情第151号の概要

<p>請求内容</p>	<p>行財政部総務課が保有する令和4年4月20日付け京都市指令行総総第1号による公文書一部公開決定に先立つ、第三者の情報の公開・非公開についての意見照会に係る文書及び第三者の意見</p>
-------------	---

所 管 課	行財政局総務部総務課
所管課の決定	公文書一部公開決定（条例第7条第2号、第5号及び第6号に該当） <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付額は、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。（条例第7条第2号に該当）。 ・ 照会文書及び意見書の一部は、公開することにより、本市と国との率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、今後の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第5号及び第6号に該当）
審査会の結論	処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。
公開した公文書	令和4年3月22日付け公文書の公開に関する照会書 令和4年4月6日付け公文書の公開に関する意見書（本件公文書）
審査会の判断	<p>(1) 本件審査請求について 審査請求人は、本件処分のうち、本件公文書において条例第7条第5号及び第6号に該当するとして非公開とされた部分の公開を求めていることから、当審査会においては当該非公開部分の妥当性についてのみ、以下検討する。</p> <p>(2) 本件公文書について ア 本件公文書は、処分庁が別件請求において特定した上局報告資料に記載されている厚生労働省の見解部分に係る公開の可否について、条例第13条第1項の規定に基づき同省に行った意見照会に対し、同省から提出された文書であり、「公文書の公開に関する意見書（以下「意見書」という。）」、「別紙1」及び「別紙2」で構成されている。 イ このうち、「意見書」には担当者氏名、連絡先、公文書の件名、公文書を公開することに支障がある部分とその理由が記載されており、「別紙1」及び「別紙2」には、厚生労働省が公開することに支障があると判断した部分にマーカーを用いて明示されている。</p> <p>(3) 本件処分について ア 処分庁は、厚生労働省から同省の見解として記載された部分には処分庁職員との間で誤認・誤解の可能性がある内容が含まれており、かつ、同省の見解と異なる内容が記載されている旨の意見を受けたことを踏まえ、非公開とした部分を公開すると、市民に不当な混乱を生じさせるおそれ、また同省との信頼関係が損なわれ、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第5号及び第6号に該当すると主張する。 イ 一方、審査請求人は、誤認・誤解の可能性がある内容の範囲及びその理由が具体的かつ詳細に記載されており、誤認・誤解を招く可能性は十分に排除されているため、非公開とする理由はなく、非公開部分を公開したとしても処分庁と厚生労働省との信頼関係を損ねることにつながるおそれがあるとは言えないと主張する。</p> <p>(4) 条例第7条第5号及び第6号該当性について ア 条例第7条第6号は、処分庁が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とすることを定めたものである。ここでいう「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが求められ、「おそれ」の程度も抽象的な可能性では足りず、法的</p>

保護に値する蓋然性が求められる。

イ 当審査会において本件公文書を見分したところ、「意見書」においては、厚生労働省が公開することに支障があると判断した具体的な理由を記載した部分が、「別紙1」及び「別紙2」においては、処分庁の職員が同省の職員から電話で聞き取った内容を記載した部分が非公開とされていることが認められた。

ウ 一般に、関係機関等からの電話による問合せにおいては、双方とも当該やり取りが対外的に公にならないとの認識のもと、率直な意見を述べたり、意見交換が行われるものと考えられる。

そうすると、本件公文書のうち「別紙1」及び「別紙2」において非公開とされている部分を公開することで、今後、架電等による問合せや意見交換等において率直な見解を示すことに躊躇することが危惧され、その結果、処分庁が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

また、「意見書」において非公開とした部分については、「別紙1」において非公開とした部分を公開することに支障がある具体的な理由が記載されているところ、これは「別紙1」において非公開とした部分と一体を成すものであると認められるため、同様の理由から、公開することにより、今後処分庁が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとする。

エ 以上から、当審査会としては、本件公文書において非公開とした部分は条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

なお、処分庁は、当該情報について同条第5号該当性も主張するが、第6号に該当することが明らかであることから、第5号該当性については検討することを要しない。

(5) 理由の付記について

審査請求人は、本件処分の通知書に記載された公文書の一部の公開をしない理由が、条文から抜き書きする程度にしか書かれておらず、この点瑕疵がある、とも主張するので、この点について以下検討する。

ア 一般に、法令に行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和36年（オ）第84号同38年5月31日第二小法廷判決）。

条例第10条第3項においては、実施機関が非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない旨を規定している。当該規定は、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解される。

このような趣旨に鑑みれば、決定通知書に付記すべき理由としては、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者において条例第7条各号所定の非公開情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。

イ 処分庁は、本件処分に係る通知書に非公開とした根拠条文を「京都市情報公開条例第7条第5号及び第6号に該当」と記載し、非公開とする情報及び非公

	<p>開とする理由を「照会文書及び意見書の一部は、公開することにより、本市と国との率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、今後の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」と記載している。当該記載によって、非公開とした根拠条文及びその該当性について一定程度了知し得るものと認められ、また本件処分における非公開情報の場合、非公開とする理由が根拠条文そのものにならざるを得ないことから、当審査会としては、本件処分に係る通知書の理由付記に不備があるとは認められないと判断する。</p>
--	---

答申情第152号の概要

請求内容	くらし安全推進課の路上喫煙担当が保有する苦情等受付一覧
所管課	文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課
所管課の決定	<p>公文書一部公開決定（条例第7条第1号及び第2号に該当）</p> <p>法人の担当者名は、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるととも、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第7条第1号及び第2号に該当）。</p> <p>非公開にした法人情報は、公開することにより、当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第7条第2号に該当）。</p>
審査会の結論	処分庁が非公開とした部分のうち、その一部については公開すべきであり、その余の部分について非公開としたことは妥当である。
公開した公文書	苦情等受付一覧（当課受け・コールセンター受け・市長への手紙）
審査会の判断	<p>(1) 本件審査請求1について</p> <p>ア 路上喫煙者が喫煙を行う場所に関する情報として示された法人等の名称について</p> <p>処分庁は、路上喫煙が行われていると苦情等がなされた場所の近接の店舗や建物名は、当該店舗等が路上喫煙を発生させた原因であるかのような印象を与え、当該法人の社会的評価の低下につながることから条例第7条第2号に該当すると主張している。</p> <p>条例第7条第2号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報が記録された公文書について、非公開とすることを定めたものである。ここでいう法人には、京都市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体を除くとされている。</p> <p>一般に、建物や店舗の所有者や管理者（以下「建物所有者等」という。）は、当該建物等の敷地内の管理に責任を負うものであり、建物等が接する公道の管理については、道路法に基づく道路管理者がその責任を負うものとされる。</p> <p>したがって、当審査会としては、本件公文書の「内容」欄に記載されている建物等の情報が、路上喫煙者がいる場所を指し示す性質のみをもつ場合には、</p>

当該情報を公開したとしても、当該建物所有者等の管理責任を問われることや、路上喫煙を誘発したかのような社会的評価を受けることがあるとは認め難く、当該建物所有者等の事業活動上の利益を明らかに害するとは認められないため、条例第7条第2号に該当しないと判断する。

なお、処分庁が非公開としている情報の中に、通報者が路上喫煙を指摘している場所の周辺建物に関する情報や、路上喫煙マナーに関する掲示物の掲示場所を示す情報なども含まれていた。当審査会としては、このような客観的事実を示す性質のみをもつ情報についても、公開することによって、建物所有者等の事業活動上の地位を明らかに害するとは認められないと判断する。

イ 通報の対象となった個人又は法人等の名称について

処分庁は、通し番号643（ただし、一つ目の非公開情報）、675、730（ただし、二つ目の非公開情報）、740の非公開情報について、路上喫煙をした者が特定され得る情報であり、条例第7条第1号に該当すると主張する。また、通報対象が法人である場合は、違反者と推測される情報であり、公開することによって、法人の社会的評価の低下につながることから条例第7条第2号に該当すると主張する。

条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

条例第7条第2号は、上記のとおりである。

当審査会において本件公文書を見分したところ、通し番号675及び730（ただし、二つ目の非公開情報）の「内容」欄の非公開情報については、路上喫煙者がいたとされる特定の日時や具体的な場所を含む詳細な記載がされており、これらは習慣的に特定の時間に特定の場所を利用する者を示す情報であると認められる。

したがって、処分庁が公開と判断している部分を考慮すると、当該情報を公開することで個人が特定され得る可能性は否定できないことから、条例第7条第1号に該当すると判断する。

一方で、通し番号643（ただし、一つ目の非公開情報）及び740の「内容」欄の非公開情報については、処分庁が公開と判断している部分を考慮しても、個人が特定され得る可能性があるとは認められないため、条例第7条第1号に該当しないと判断する。

次に、本件公文書の「内容」欄に記載されている情報は、通報者の申出内容を書き留めたものであることから、事実関係が不明な情報が記録されていることも十分に予想されるところであり、公開することによって、通報対象となった法人等に関する当該情報が事実であると受け止められること、又は未確認情報に基づき当該法人等の評価が行われることによって不当に低い評価を受けおそれがあることは否定できない。

したがって、当審査会としては、通報対象とされた法人等の名称については、条例第7条第2号に該当すると判断する。

なお、通し番号740の「内容」欄の非公開部分に含まれる特定の施設の名称については、通報対象となった法人等の情報と認められるため、条例第7条第2号に該当し非公開とすべきものと判断する。

ウ 通報・相談者としての法人等の名称について

処分庁は、通報者に関する情報について、公開することによって、不当な批判等の不利益を受け社会的活動の自由が損なわれるおそれがあること、また通報が躊躇われることによって今後の路上喫煙防止対策業務に支障が生じるおそれがあると主張する。

条例第7条第6号において、本市等が行う監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられる情報については非公開とすることを定めている。

一般に、本件事案のような法令等の違反を発見した者が通報を行う制度においては、通報者は自らの通報内容等が公にされることを予定していないため、通報者に関する情報を公開することで、通報者が不当な批判等を受けるおそれや通報を躊躇う者が生じるおそれは否定できず、その結果、路上喫煙者の情報が収集できなくなり、当該通報制度が形骸化するなど、業務に支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、本件事案の通報制度における通報者に関する情報は、条例第7条第6号に該当するとともに、通報者が個人の場合は同条第1号に、通報者が法人等である場合は同条第2号に該当するものと言え、本件公文書のうち通報者に関する情報を記載している「相手方」欄は、非公開情報に該当する。

これを踏まえ、当審査会において本件公文書を見分したところ、「内容」欄において非公開とされている情報の中には、当該情報自体が通報者を示すもののほか、「相手方」欄に記載されている通報者との関係性が見出され得る情報が認められた。

このうち、当該情報自体が通報者を示す情報は、前述のとおり条例第7条第1号、第2号又は第6号に該当するものと判断する。

しかしながら、「相手方」欄に記載されている通報者との関係性が見出され得る情報については、「相手方」欄を非公開とすることで、当該情報のみでは通報者の特定に至ることができないことから、条例第7条第1号、第2号又は第6号のいずれにも該当しないと判断する。

エ 通報・相談を行った法人の担当者名について

処分庁は、通報を行った法人の担当者の氏名について、個人のプライバシーが侵害されるおそれがある情報、かつ当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報であると主張する。

通報者に関する情報は、前述のとおり、非公開として保護すべき情報である。

また、一般に、個人が特定の企業でどのような地位にあり、どのような活動を行ったかについての情報は、通常他人に知られたくないと認められ、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当し、また従業員に関する情報は、法人

等の事業活動情報として条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するものと考えられる。

したがって、処分庁が条例第7条第1号及び第2号に該当するとして非公開とした判断は妥当であると認める。

オ 以上から、処分庁が本件審査請求1において非公開とした部分のうち、別記の1に示す部分は、公開すべきであると判断する。

(2) 本件審査請求2について

ア 通報者及び通報対象となった者に関する情報の非公開該当性について

当審査会において本件公文書を見分したところ、「内容」欄、「回答」欄及び「対応」欄の記載内容には、通報者及び通報対象者に関する情報が含まれていることが認められた。

通報者に関する情報については、前述のとおり条例第7条第1号、第2号又は第6号に規定する非公開情報に該当し、通報対象者に関する情報については、前述のとおり条例第7条第1号又は第2号に規定する非公開情報に該当すると考える。

また、路上喫煙対策防止業務においては、法令等の違反を解消することを目的とし、通報の対象となった者に対し指導等を行っていることから、通報対象者に関する情報は、行政指導の対象となった者としての性質を有する情報であると認められる。

一般に、行政指導において法令違反の状態の解消を実現させるためには、その手法や手段の有効性の確保が重要であること、また相手方の任意の協力がなければ指導の目的を達成することが困難であることから、処分庁と相手方の信頼関係の構築も重要なものであるといえる。

そうすると、行政指導の対象となった者に関する情報を公開すると、相手方の協力が得られなくなり、これにより指導が停滞することは否定できないから、通報対象者に関する情報は、条例第7条第6号に規定する非公開情報にも該当するものと認められる。

したがって、当審査会としては、仮に、審査請求人の指摘する地方独立行政法人に関する情報が本件公文書の「内容」欄、「回答」欄及び「対応」欄に記載されていたとしても、当該情報が、通報者に関する情報又は通報対象者に関する情報としての性質をもつ場合には、条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。

なお、当審査会において、本件公文書のうち、本件審査請求2において争点とされている特定の施設の名称及び当該施設に関する情報が記載されている部分を見分したところ、「内容」欄において処分庁が非公開とした部分には、路上喫煙者がいる場所を指し示す性質のみをもつと認められる情報が認められたため、これについては前述と同様の理由から公開すべきであると判断する。

答申情第153号の概要

請求内容	喫煙設備の移設を希望する旨の法人への書面通知
所管課	文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課
所管課の決定	不存在による非公開決定 請求に係る文書を作成及び取得していないため。
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>当審査会としては、処分庁が、覚書第5条にいう「希望する場合」は路上喫煙対策事業の効果的な遂行のための移設等を想定したものであると解釈して運用している以上、本件請求に係る文書が存在しないとする処分庁の主張に不自然な点はないと判断する。</p> <p>また、審査請求人の主張を踏まえても、公文書が存在するとの確信に足る事実は特に見いだせなかった。</p> <p>したがって、当審査会は本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。</p>

答申情第154号の概要

請求内容	府知事に贈呈する花束を購入するに至った経緯、購入の目的、購入の意思決定過程が分かる文書
所管課	総合企画局市長公室秘書担当
所管課の決定	不存在による非公開決定 請求に係る文書を作成及び取得していないため。
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。
公開した公文書	府知事に贈呈する花束を購入するに至った経緯、購入の目的、購入の意思決定過程が分かる文書
審査会の判断	<p>当審査会において「資金前渡出納簿」と当該ホームページの内容を見分したところ、当該ホームページの掲載情報は資金前途出納簿の記載内容と異なるものではないことから、請求日時点において審査請求人が主張するような文書を作成していないとの処分庁の主張に、特段不自然な点はないと考える。</p> <p>また、市長交際費は急遽の支出が必要になることが予定される性質を持つものとのことであるから、本件事案のような花束の購入に当たり、口頭での指示に基づき購入の手続きを行い、資金前渡出納簿及び支出証明書以外の公文書は作成していないとの処分庁の主張にも特段不自然な点はないと考える。</p> <p>その他、審査請求人の主張を踏まえても、他に公文書が存在すると確信に足る事実は特に見いだせなかった。</p> <p>したがって、当審査会は本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。</p>

答申情第155号の概要

請求内容	路上喫煙等監視指導員巡回報告書
所管課	文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課
所管課の決定	<p>公文書一部公開決定（条例第7条第1号、第2号及び第6号に該当）</p> <p>個人が分かる情報は、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため（条例第7条第1号に該当）。</p> <p>立ち寄り場所、指導先等の法人名は、公開することにより、当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第7条第2号に該当）。</p> <p>巡回場所、巡回時間、指導場所、指導時間、過料処分場所、過料処分時刻等が分かる情報は、公開することにより、巡回の傾向を把握されて指導等を免れるための対策を講じられたりするなど、路上喫煙対策に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。</p>
審査会の結論	<p>処分庁が非公開とした部分のうち、路上喫煙等監視指導員巡回報告書（令和3年12月9日）の「4指導報告」の「場所」欄のチェックボックスは、公開すべきである。</p>
公開した公文書	路上喫煙等監視指導員業務日報
審査会の判断	<p>(1) 諮問庁に対し、巡回の場所や時間などの設定方法について確認したところ、適宜、変更することはあるものの、あらかじめ基本的な巡回スケジュールを設定しているとのことであった。</p> <p>そうすると、ある程度の期間の当該情報を取得することで、巡回場所等のおおよその傾向が明らかになることは否定できず、その結果、路上喫煙対策に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>(2) 一方、令和3年12月9日付け日報（以下「本件日報」という。）及び本件報告書を見分したところ、本件日報は、過料徴収区域内における指導件数に限定し、過料処分や指導等の件数を集計して記載されていること、また本件報告書は、過料徴収区域内に限定することなく、当該日に巡回したすべての場所について、場所ごとに過料処分や指導内容等が詳細に記載されていることが認められた。</p> <p>また、審査請求人の主張のとおり、本件日報で公開されている情報から、本件報告書において非公開とされている「4指導報告」の「場所」欄にある4つのチェックボックスのうち、どの項目にチェックされているかが明らかとなることが認められた。したがって、当該情報は、条例第7条第6号に該当する情報ではあるものの、本件日報の公開情報から当然に導き出される情報であり、公開したとしても、処分庁の路上喫煙対策に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないと考える。</p> <p>(3) 以上のことから、当審査会としては、本件公文書のうち巡回場所や時間等が分かる情報について処分庁が条例第7条第6号に該当するとした判断は妥当であると考えますが、本件報告書のうち、「4指導報告」の「場所」欄にあるチェックボックスについては条例第7条第6号に該当するとは認められないため、公開すべきであると判断する。</p>

4 審査会の答申の骨子と概要

(答申個第116号～第127号)

答申 番号	対象公文書名 ＜処分の種類＞	担当部局	答申の骨子	
			決定・裁決	
個 116	医療機関からの回答文書 ＜非開示＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当	
				棄却
個 117	医療機関への紹介状 ＜非訂正＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当	
				棄却
個 118	処分庁の発言における判断の根拠 ＜不存在による非開示＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当	
				棄却
個 119	相談受付票 ＜非訂正＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当	
				棄却
個 120	個別支援計画書 ＜非訂正＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当	
				棄却
個 121	相談聞き取り表及び個別支援計画書記載内容の 根拠 ＜不存在による非開示＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当	
				棄却
個 122	再作成した個別支援計画書 ＜不存在による非開示＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当	
				棄却
個 123	いじめ重大事態に関する文書 ＜一部開示決定等＞	教育委員会指導部 生徒指導課	原処分妥当	
				棄却
個 124	審査請求事案に係る公文書のうち電磁的記録 ＜不存在による非開示＞	行財政局税務部税制課	原処分妥当	
				棄却
個 125	問い合わせに対する回答の経緯等 ＜不存在による非開示＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当	
				棄却
個 126	個人情報漏えいしている根拠等 ＜不存在による非開示＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当	
				棄却
個 127	職業評価 ＜開示＞	保健福祉局 障害保健福祉推進室	原処分妥当	
				棄却

答申個第116号の概要

請求内容	開示請求者が●●を受診後に●●からかがやきへ送付された回答文書
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	<p>個人情報非開示決定（条例第16条第3号、第4号及び第7号に該当）</p> <p>当該文書は、医師同士の情報共有を行うために作成されるものであって、通常患者又は第三者に提供すべきではない情報を含む場合があるため、患者又は第三者への開示を行うことにより医療機関の診療行為に支障を来す可能性があるとの理由から、開示しないことを前提としてかがやきに情報提供をされたものである。（第3号及び第4号に該当）</p> <p>医療機関から、当該文書を患者又は第三者に開示するとした場合には、かがやきに対し情報提供を行うことができない旨確認しており、かがやきとしては必要な情報が得られなくなることから、事業執行に支障を来すものである。（第7号に該当）</p>
審査会の結論	処分庁が行った個人情報非開示決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>(1) 本件公文書について</p> <p>本件公文書は、かがやきが審査請求人に対し本件医療機関を紹介した際、当該紹介を通じて診断が出た場合にはかがやきで必要な支援を行う旨を本件医療機関に伝えたことを受け、本件医療機関が、かがやきに対し、審査請求人の診察内容について情報提供したものである。</p> <p>(2) 条例第16条第4号該当性について</p> <p>ア 実施機関が行う事務・事業においては、法人等又は個人から開示しないとの条件の下に任意に情報の提供を受けることがある。条例第16条第4号は、法人等又は個人が実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを非開示情報としている。</p> <p>イ 本件公文書は、かがやきが本件医療機関における診断を踏まえた支援を審査請求人に行うため、本件医療機関から、審査請求人に開示しないことを前提に任意で提供を受けたものである。したがって、この不開示条件を付することが合理的であると認められる場合には条例第16条第4号に該当することとなるため、この点について以下、検討する。</p> <p>ウ 本件公文書について、本件医療機関は、仮に患者本人がその内容を知り得た場合、医師と患者との信頼関係が損なわれ、診療行為に支障をきたすおそれがあることを理由として、審査請求人に開示しないことを条件に、かがやきに任意で情報提供したものであると認められる。</p> <p>一方で、かがやきにおいては、個々のかがやき利用者に適した支援を行う上で、医療機関からの診察内容に関する情報提供が重要であること、またこの情報提供があくまでも医療機関の任意の協力であるため、かがやきと医療機関との信頼関係が損なわれ医療機関から情報提供を受けられなくなると、かがやき利用者への支援に関する事務・事業の遂行に支障を及ぼすことが認められる。</p> <p>エ これらを考え合わせると、当審査会は、本件公文書の提供を受けるに当た</p>

	<p>り、審査請求人に開示しないとの条件を付したことには、合理性が認められると判断する。</p> <p>(3) 条例第16条第3号及び第7号該当性について</p> <p>本件公文書はその全体が(2)のとおり条例第16条第4号に該当するものであるから、同条第3号及び第7号該当性の検討までは要しない。</p>
--	---

答申個第117号の概要

請求内容	開示請求者が●●に提出する為にかがやきが作成した紹介状作成2012年8月
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	<p>個人情報非訂正決定</p> <p>審査請求人が訂正を求める部分は、判断、評価等の主観的事項に関するものや、審査請求に係る添付資料を確認しても、請求されている訂正の内容が事実と合致することを証するとは認められないものであった。</p> <p>なお、別表中の項目番号1及び2に関しては、本件公文書作成時点において医療機関名を聞き取ることができなかつたものであるから、訂正すべきものと認めることができない。また、項目番号5に関して、審査請求人は、「生育」は植物に用いると主張しているが、人が生まれ育つことに「生育」を用いる場合もあり、明らかな用字誤りとは認められない。</p>
審査会の結論	処分庁が行った個人情報非訂正決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>処分庁は、非訂正とした11の項目について、各項目を以下の4つの理由のいずれかに区分し、本件処分に違法性又は不当な点はないと主張するので、以下、区分ごとに検討する。</p> <p>① 本件公文書作成時点において、「事実」と異なる記載とは認められない</p> <p>② 記載内容に「事実」と異なる点が認められない</p> <p>③ 請求書の添付書類から事実であることが確認できない</p> <p>④ 明らかな用字誤りとは認められない</p> <p>(1) ①に係る2項目（項目番号1及び2）について</p> <p>ア 当審査会において本件公文書を見分したところ、これらの項目は、本件公文書作成当時、審査請求人が受診していた医療機関に関する記載部分であり、具体的な医療機関名は記載されておらず、その理由として「聴き取り不可」と記載されていることが認められる。</p> <p>イ これらの項目について、処分庁は、本件公文書を作成する時点において医療機関名を聞き取ることができなかつたものであり、訂正すべきものではないと主張する。一方、審査請求人は、当時、実際に受診していた医療機関名を示し、当該医療機関名を具体的に記載するよう訂正を求めている。</p> <p>ウ これらの項目は、かがやきの担当者が審査請求人から聞き取った内容を踏まえ、当時自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載したものと認められる。</p>

	<p>当審査会としては、そのような公文書の記載については、基本的にはこれを作成した者の判断によるべきであり、たとえ、審査請求人自身の持つ記憶等に照らして正確性、厳密性等において不足があったとしても、それを理由に処分庁に訂正義務が生じることにはならないと判断する。</p> <p>エ よって、①に係る2項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。</p> <p>(2) ②に係る1項目（項目番号3）について</p> <p>ア 当審査会において本件公文書を見分したところ、当該項目は、かがやきが本件医療機関を紹介するに至った経緯について記載されていることが認められる。</p> <p>イ 当該項目について、処分庁は本件公文書に記載されている内容について事実と異なる点が認められないと主張する。</p> <p>ウ そこで、当審査会において当該項目に記載されている内容に対する審査請求人の主張を確認したところ、審査請求人の主張は当該記載内容と矛盾しない内容であることが認められる。</p> <p>なお、審査請求人の主張が当該記載内容に不足があるため訂正すべきという趣旨であるならば、当審査会の判断は、上記(1)ウと同様である。</p> <p>エ よって、②に係る項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。</p> <p>(3) ③に係る7項目（項目番号4及び6～11）について</p> <p>ア 当審査会が本件公文書を見分したところ、これらの項目は、審査請求人の主訴及び生育歴などの特記事項として、担当者が本件医療機関に伝える必要があると判断した情報が記載されていることが認められる。</p> <p>イ これらの項目について、処分庁は、訂正請求書に添付された資料から記載内容が事実と異なることが認められない内容であると主張する。一方、審査請求人は、これらについて自身の発言内容と一致していないことを理由に訂正を求めている。</p> <p>ウ 当審査会は、これらの項目についても上記(1)の項目と同様に、担当者が自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載したものと考える。したがって、これらの項目に関する当審査会の判断は、上記(1)ウと同様である。</p> <p>エ よって、③に係る項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。</p> <p>(4) ④に係る1項目（項目番号5）について</p> <p>ア 当審査会において本件公文書を見分したところ、当該項目は、本件医療機関に伝える内容を項目立てしたもの（見出し）のうち「3.生育歴など特記事項」であることが認められた。</p> <p>イ 仮にこのような部分に多少の用字誤りがあったとしても、審査請求人の個人情報に関して誤りがあったとは言えないから、そもそも訂正請求の対象になるものではない。</p> <p>ウ よって、④に係る項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。</p>
--	--

答申個第118号の概要

請求内容	<p>(1) かがやきが公用文書を毀棄した件についてこれが毀棄に当たらないと判断した根拠</p> <p>(2) かがやきが開示手続きに於いて開示請求対象文書である公用文書を隠蔽した件についてこれが隠蔽に当たらないと判断した根拠</p> <p>(3) 京都障害者職業センター元所長が虚偽有印公文書（27京障職発第53号平成28年2月10日）を作成した件についてこれを刑事告発しない根拠、またこれを犯罪であると思料しないのであればそれを裏付ける根拠</p>
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	<p>不存在による非開示決定</p> <p>(1)及び(2)について「毀棄に当たらない」「隠蔽に当たらない」とは、請求者による審査請求に係る口頭意見陳述において処分庁が回答した内容である。「毀棄に当たらない」については、欄外余白のメモ書きを不要なものと判断し、修正することは一般的にあり得るものと考え回答したものである。また、「隠蔽に当たらない」については、文書特定の段階では、当該文書の存在は明らかになっていなかったという理由から回答したものであり、いずれもその根拠を公文書として保有しているものではない。</p> <p>(3)について請求者は、京都障害者職業センター元所長が虚偽有印公文書を作成したことを前提に、刑事告発しない根拠等を求めているが、請求者が主張する虚偽有印公文書を作成したとする根拠はないため、刑事告発していないものである。よって、本件請求に係る文書は作成も取得もしていない。</p>
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>(1) 審査請求人は、審査請求人の指摘する事案に対し処分庁が「毀棄に当たらない」、「隠蔽に当たらない」、「刑事告発しない」、「犯罪でない」と判断する根拠となる公文書があるはずだと主張する。</p> <p>(2) 一方、処分庁は、当該判断は既存の公文書の記載内容に基づくものではないことから、請求に係る公文書は存在しないと主張する。</p> <p>(3) 一般に、市民等から業務に関する質問等を受け、それに対する回答を検討する際には、手続や基準等の定型的なものについては手引や問答集のような公文書が利用される場合が多いと考えられるが、一方で、業務等に対する職員の考え方や認識に関するものについては、自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき判断する場合もあり、特定の公文書にその根拠を求めることができない場合が多いと考えられる。本件では、職員が違法な行為をしたという前提に立つ質問に対し、そのような事実を否定する回答について根拠となる公文書の特定が求められているが、とりわけこのような場合には、該当する公文書が存在しないことは不自然ではない。</p> <p>(4) 以上から、当審査会は、請求に係る公文書は存在しないとする処分庁の主張について、特に不自然な点はないと判断する。</p>

答申個第119号の概要

対象文書	「個人情報開示決定通知書 京都市指令保障第402号 令和2年7月31日 開示請求者に係る「相談受付票」」
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	<p>個人情報非訂正決定</p> <p>個人情報の訂正の請求については、請求者が、公文書に記録されている自己の個人情報の内容に「事実」についての誤りがあると確認した場合に、訂正を求める内容が事実に合致することを証する資料を提出したうえで行うものであり、「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいう。本件で訂正請求の対象とされている箇所は、相談受付票の記入欄外の余白に記載されたメモ部分であって、かがやき職員の認知、判断等の下に書き込まれたものである。よってこれら記載部分は、客観的に判断できる「事実」には当たらない。このことは請求者から提出された資料をもっても変わらなかった。</p>
審査会の結論	処分庁が行った個人情報非訂正決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>(1) 処分庁は、訂正請求された15箇所すべてについて、審査請求人の面談を行った元職員の認知、判断等の下に書き込まれたものであるから、客観的に判断できる事実には当たらないと主張する。</p> <p>(2) これに対し、審査請求人は、日付、通院先、症状や副作用の有無等は明らかに事実に当たるほか、審査請求人が話したことを元職員がそのまま書いていなければ事実ではないなどと主張する。</p> <p>(3) 当審査会において、本件公文書を見分したところ、様式に予め記載されている「医療機関」、「利用しているサービスの内容」、「主訴」や「生育歴」などの項目に係る記載は、審査請求人が自ら記載したものであること、また余白の記載は、面談を行った元職員が審査請求人から聞き取った情報を補足的に記載したものであることが認められた。</p> <p>(4) 一般に、相談業務に従事する職員が面談時に相談者から聞き取った情報を記録する場合、当該記録の作成目的に応じて、自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載するものである。</p> <p>(5) したがって、当審査会としては、本件公文書の性質に鑑みると、事実としての性質をもつ情報が含まれているとしても、基本的には当時これを作成した元職員の判断による記載が残されるべきであり、たとえ、審査請求人自身の持つ記憶等に照らして正確性、厳密性等において不足があったとしても、それを理由に処分庁に訂正義務が生じることにはならないと判断する。</p> <p>よって、訂正請求された15箇所を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。</p>

答申個第120号の概要

訂正請求対象	個別支援計画書
所 管 課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	個人情報一部非訂正決定 請求書の添付書類から事実であることが確認できないため。 当該公文書の作成時点において、「事実」と異なる記載とは認められないため。
審査会の結論	処分庁が行った個人情報一部非訂正決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>当審査会において、本件公文書を見分したところ、訂正請求対象箇所23箇所のうち処分庁が訂正しないと判断した18箇所は、審査請求人から聞き取った内容を踏まえて記載したと認められる部分(計11箇所)と支援の今後の計画について記載されている部分(計7箇所)で構成されていることが認められることから、以下、区分ごとに検討する。</p> <p>聞き取り内容を踏まえた部分について</p> <p>これらの項目は、審査請求人から聞き取った学生時代の出来事、診断を受けた医療機関に受診するきっかけとなった出来事、関連機関の利用状況、年金受給状況や手帳の等級が記載されている。</p> <p>当審査会としては、このような、担当者が自らの理解した範囲内で自らの判断により必要と認められる情報を記載した部分については、基本的には当時これを作成した者の判断によるべきであり、たとえ審査請求人自身の持つ記憶等に照らして正確性、厳密性等において不足があったとしても、処分庁に訂正義務が生じることにはならないと判断する。</p> <p>また、審査請求人は、年金の受給や手帳の等級について、現在の事実と異なっていることを理由に訂正することを求めている。しかしながら、当該公文書は、2013年1月段階において審査請求人に対し支援を計画するために作成されたものであり、たとえ公文書作成以降に生じた個人の事情の変化により、当該公文書に記載されている個人情報の内容に変化が生じたとしても、当該公文書作成時点において、当該個人情報の内容に事実についての誤りがあったと認められない場合には、処分庁に訂正の義務が生じるものではない。</p> <p>よって、これらの項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。</p> <p>今後の支援の計画について</p> <p>これらの項目は、審査請求人に今後行っていく支援について、支援の目標の根拠や具体的な取り組みが記載されている。</p> <p>このような、担当者が相談者から聞き取った内容を踏まえ支援目標を定めるに当たって、その目標を必要と判断した根拠や具体的な取り組み内容を記載した部分は、評価や判断等の主観的事項に関するものであり、訂正請求をすることはできないと解される。</p> <p>よって、これらの項目を非訂正とした処分庁の判断は妥当であると認める。</p>

答申個第121号の概要

請求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談聞き取り表（請求内容1） ・個別支援計画書に係る根拠（請求内容2）
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	<p>不存在による非開示決定</p> <p>請求者に関する記録書類を探索した結果、請求内容1に関する文書は確認できなかった。</p> <p>請求内容2で請求人が開示を求めているのは、元職員が個別支援計画書に記録した内容に対する根拠や基準であるが、あくまで請求人の発言から元職員の認知により記録されたものであり、元職員の認知を形成した要素となる記録は認められなかった。</p>
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>○ 請求内容1について</p> <p>審査請求人は、公文書公開請求において、元職員が作成した「相談聞き取り表」が存在することを確認しているため、自身が電話等をした際の当該文書があるはずだと主張する。</p> <p>一方、処分庁は、請求内容1を満たす文書を探索したが存在しなかったと主張する。</p> <p>当審査会が諮問庁に、相談聞き取り表の作成について確認したところ、電話対応等の際に必ず作成しなければならない文書ではないとのことであった。</p> <p>一般に、電話や面談で相談に応じる場合には、相談者から聞き取った内容について何らかの記録をすることが多いと考えられるが、かがやきにおいて行われる面談等では、必ずしも相談聞き取り表に記載しなければならないものではないこと、また相談受付票のように、相談者から聞き取った内容を余白にメモすることがある（令和4年6月24日付け答申個第119号参照）ことなどからも、請求内容1に係る3件の場面における記録が相談聞き取り表として存在していないとしても不自然な点はないと考える。</p> <p>また、相談者と電話等でやり取りした内容を一時的に書き留めたものがあつたとしても、その内容に必要な事務処理が行われた後に廃棄されることも、業務上、不自然な点はない（令和3年9月24日付け答申個第109号参照）。</p> <p>よって、当審査会は、請求内容1に係る文書が存在しないとする処分庁の主張には、特段不合理な点はないと判断する。</p> <p>○ 請求内容2について</p> <p>審査請求人は、公文書等の管理に関する法律第4条において、公文書は合理的に跡付け、又は検証することができるように作成しなければならないと定められていることなどから、18箇所の記載内容の根拠となる文書があるはずだと主張する。</p>

	<p>一方、処分庁は、個別支援計画書は請求人の発言等に基づいて職員の認知により記録されたものであり、その認知を形成した要素となる記録も認められないため、請求に係る公文書は作成も取得もしていないと主張する。</p> <p>個別支援計画書は令和4年8月4日付け答申個第120号事案における対象公文書であり、当該事案において当審査会が見分したところによると、かがやきにおいて審査請求人に対し支援を計画するために必要となる情報を記したものであり、審査請求人から聞き取った診断名や診断機関名、生活状況、関連機関の利用状況などのほか、今後の支援の方針、計画の詳細等が記載されているものである。</p> <p>このような、担当者が相談者から聞き取った内容を踏まえ、当時自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載した内容や、相談者の状況を踏まえた支援の目標設定などの記載内容については、当該担当者が自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき判断し、記載するものといえる。</p> <p>そのようなものにおいて、個々の記載内容の根拠を特定の公文書に求めることができないとする主張に不自然な点はない。よって、当審査会は、請求内容2に係る公文書が存在しないとする処分庁の主張は、特段不合理な点はないと判断する。</p>
--	--

答申個第122号の概要

請求内容	再作成した個別支援計画書
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	不存在による非開示決定 保管する文書を探索したが、件名の公文書は保有していないため。
審査会の結論	処分庁が行った個人情報一部非訂正決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>審査請求人は、2013年1月に作成された個別支援計画書に、「次回見直し：2013年7月」と記載されていることから、再作成した個別支援計画書があるはずだと主張する。</p> <p>一方、処分庁は、請求内容を満たす文書を探索したが、存在しなかったと主張する。</p> <p>当審査会が、個別支援計画書の再作成について、その詳細を諮問庁に確認したところ、通常は、支援計画を進める中で当該相談者と面談を行い、その結果、支援計画を見直す必要があると判断した場合に個別支援計画書を再作成するとのことであった。また、審査請求人に関しては、2013年1月作成の個別支援計画書によると同年7月に見直し予定とあるものの、当該計画作成後に面談は行われておらず、また支援も継続していなかったため、当該計画の見直しは行われなかったとのことであった。</p>

	<p>そうすると、面談などが行われていない以上、個別支援計画書が再作成されていなかったとしても何ら不自然な点はなく、また、本件請求の対象となる公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。</p> <p>したがって、当審査会は、本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。</p>
--	---

答申個第 1 2 3 号の概要

請 求 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○○年○○月○○日に実施されたアンケート調査後に、教育委員会及び△△小学校が、当時□年生児童の保護者との面談を実施するとの判断（意思決定）をした経緯、理由が明らかになる記録、メモ、ノートなど文字に起こしたもの等、全ての情報。（請求内容 1） ○ 当時の□年生児童の保護者との面談（架電による聞き取りを含む）の記録（日時、場所、出席者、内容など）メモ、ノートなど文字に起こしたもの等、全ての情報。（請求内容 2） ○ 本面談における説明について、△△小学校（**教師、**教務主任）が、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを遵守して実施されたアンケート調査にも関わらず、アンケート調査は**の保護者が強く要望したためと説明するよう、教育委員会及び△△小学校において意思決定された経緯及び理由が明らかになる記録、メモ、ノートなど文字に起こしたもの等、全ての情報。（請求内容 3） ○ 面談に呼び出された保護者と呼び出されていない保護者が存在するが、教育委員会及び△△小学校は、何故、保護者全員に面談しなかったのか、どの様に面談する保護者と面談しない保護者を選別したのか、その経緯及び理由が明らかとなる記録（リストを含む）、メモ、ノートなど文字に起こしたもの等、全ての情報。（請求内容 4） ○ アンケート調査の対象となった当時の□年生児童保護者に対して不信感を抱かせることになった△△小学校と**氏の関係について、△△小学校が**氏と打ち合わせをして面談に呼び出された保護者と呼び出されていない保護者の線引きを行っていないことを証明する記録（面談、電話等の記録など）、メモ、ノートなど文字に起こした全ての情報。（請求内容 5）
所 管 課	教育委員会指導部生徒指導課
所管課の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報一部開示決定（本件処分 1） 開示請求者以外の個人の発言内容等は、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため（京都市個人情報保護条例第 16 条第 2 号に該当）。 ・ 不存在による非開示決定（本件処分 2） 請求に係る事実がないため。
審査会の結論	処分庁が行った本件処分 1 及び本件処分 2 は妥当である。
審査会の判断	○ 本件各審査請求について

本件各審査請求は、請求内容 1 から 5 に対し行われた 2 件の処分について行われていることから、以下、処分ごとに検討する。

1 本件処分 1 について

本件各審査請求における本件処分 1 の争点は、請求内容 1、4 及び 5 に対して処分庁が本件公文書を特定したことの妥当性であることから、当審査会はこの点について以下検討する。

○ 請求内容 1 に対する本件公文書該当性について

- ・ 処分庁は、本件公文書の冒頭に全家庭に説明するに至った経緯と理由を記載していることから請求内容 1 に対する公文書として特定したと主張する。
一方、本件各審査請求人は、保護者との面談を実施するとの判断（意思決定）をした経緯、理由が明らかになる記録を請求しており、本件公文書の冒頭に記載された内容はこれに該当しないと主張する。
- ・ 当審査会において、本件公文書を見分したところ、本件公文書の冒頭に全家庭へ説明するに至ったきっかけとなる事情が記載されていることが認められた。
- ・ たしかに、本件各審査請求人が主張するように、本件公文書には全家庭に対して面談等により説明を行うと意思決定した経緯や理由に係る記載は認められなかったが、請求内容 1 は、「面談を実施するとの判断（意思決定）をした経緯、理由が明らかとなる」ものを請求していることから、全家庭へ説明するきっかけが記載された本件公文書を特定したこと自体は妥当であると考えられる。
- ・ なお、処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したが、請求内容 1 の対象とすべき公文書が他に存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

○ 請求内容 4 及び 5 に対する本件公文書該当性について

- ・ 処分庁は、説明を全家庭に行っていること、説明の実施方法は各保護者の意向に沿って実施したものであることを理由に、面談するか否かの線引きを実施していないことや**氏による保護者の線引きを行っていないことを示すものとして本件公文書を特定したと主張する。
- ・ 一方、本件各審査請求人は、本件公文書は説明を行った保護者の延べ人数が分かるだけであり、全家庭分であるとは確認できないこと、また面談する保護者と面談しない保護者を選別していないことや、**氏による保護者の線引きが行われていないことが確認できないことから、請求内容 4 及び 5 に対する公文書に当たらないと主張する。
- ・ 当審査会が、説明を行う対象となった家庭数について諮問庁に確認したところ、本件各審査請求人の家庭を除き、51 の家庭が対象であったとのことであった。

そこで、当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には説明を行った家庭ごとに、説明を行った日付、学年、クラス、保護者名、実施方法及び発言内容が記録されており、記載されている総家庭数は確かに 5

1 家庭であることが認められた。

- また、一般に、教員が担任する全児童の家庭に対し個別に何らかの説明を行う場合、その実施方法について各保護者の意向を踏まえて進めることは十分あり得るものと考えられることから、本件請求に係る事案においても、各保護者の意向に沿う方法で説明を行ったとの処分庁の主張に、特段、不自然な点はないと言える。
- 以上のことを踏まえると、当審査会としては、処分庁が請求内容4及び5に対する公文書として本件公文書を特定したこと自体は、誤りとはいえないと判断する。

なお、処分庁及び本件各審査請求人の主張を精査したが、請求内容4及び5の対象とすべき公文書が他に存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

○ その他

本件各審査請求人は、本件公文書は教員が職務として行った面談や架電による説明時の記録であることから、少なくとも説明を行った教職員の氏名や、本件公文書を作成した者の氏名は開示されるべきであると主張する。

当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には、説明を行った教職員の氏名や、本件公文書を作成した者の氏名は記載されていないことが認められた。面談等の対応記録である公文書にそのような情報が記載されていないことの是非はともかく、それらが非開示部分に含まれていないことを申し添える。

2 本件処分2について

本件各審査請求人は、請求内容3において、アンケート調査の実施が、父及び母が強く要望したために実施するものであると□年生の保護者に説明することを意思決定した経緯や理由が明らかになる記録等があるはずだと主張する。

一方、処分庁は、当該アンケートはガイドラインに沿って行われたものであるから、本件各審査請求人の求める公文書は存在しないと主張する。

当審査会は、処分庁がアンケート調査を実施するに当たって保護者へどのような説明をしたのかを調査・審議する立場にはなく、請求内容3を満たす公文書が存在するか否かを判断するものであるところ、請求内容3を満たす公文書が存在しないとする処分庁の主張に不自然な点はないと判断する。

また、本件各審査請求人の主張を踏まえても、処分庁の主張を覆す程の事実は特に見いだせなかった。

したがって、請求内容3に対して、処分庁が本件処分2を行ったことは妥当であると判断する。

答申個第124号の概要

請求内容	市民税及び府民税の課税処分に係る異議申立てについて、京都市長（担当・行財政局税務部税制課）が取得、若しくは、作成した文書
所管課	行財政局税務部税制課
所管課の決定	不存在による非開示決定 請求に係る公文書のうち電子文書については、保存年限（10年）の経過により廃棄したため。
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>審査請求人は、本件公文書は保存期間が経過していないことを理由に本件処分は不当だと主張する。</p> <p>一方、処分庁は、本件公文書を廃棄した経過について、以下のとおり説明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税処分に係る審査請求に関し作成及び取得した公文書の保存期間は、規則第9条第1項、同条第2項及び同条別表3に基づき、「不服申立ての処理に関するもの」に該当し、公文書の完結した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して10年とされている。 本件公文書は、保存期間満了時において、当該審査請求に対する決定が行われていなかったことから、取扱規程第54条第1項第3号に基づき、保存期間を延長するものに該当するにもかかわらず、誤って廃棄の決定を行った。 <p>当審査会としては、公文書を誤って廃棄したとする処分庁の主張に、特段、不自然な点はなく、また処分庁の主張を覆す事情も認められないため、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。</p>

答申個第125号の概要

請求内容	<ul style="list-style-type: none"> 問い合わせに回答したメールに係る判断経緯を記す公文書（請求内容1） 障害者台帳において、特定職員が記載した内容を裏付ける公文書（請求内容2） 職員の特定の発言についてこれを裏付ける根拠（請求内容3）
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	<p>不存在による非開示決定</p> <p>請求に係る文書を作成又は取得していないため（請求内容1）。</p> <p>障害者台帳は、京都障害者職業センターにおいて作成されたものであり、本市が作成したものではないことから、請求に係る文書を作成又は取得していないため（請求内容2）。</p> <p>発言を裏付ける文書を作成又は取得していないため（請求内容3）。</p>
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>(1) 請求内容1について</p> <p>処分庁は、回答について、その判断に至る経緯をまとめた文書はないと主張する。</p>

一方、審査請求人は、処分庁とかがやきは委託契約に基づき、緊密に連携しており、業務報告も適宜なされることから、当該判断を行うに当たり、かがやきから処分庁に報告し、処分庁は当該報告を受け指示を行ったはずであり、それらを示す文書が存在するはずだという趣旨の主張をする。

一般に、委託業務において、定期又は契約満了時などに受託業務に係る報告書などが提出されることはあり得ることと認められるが、受託業務の遂行における個別事案について委託元に相談をすることがあったとしても、当該相談やそれに対する委託元からの指示が必ずしも書面で行われるものとまではいえない。

したがって、請求内容1に係る事案について、公文書が存在しないとする処分庁の説明に、特段不合理な点はないと判断する。

(2) 請求内容2について

処分庁は、職業センター元職員が何を裏付けに障害者台帳を記載したか確認できる文書は保有しておらず、またかがやきでの今後の予定について記載された箇所についても、その当時の予定を記した文書は存在しないと主張する。

一方、審査請求人は、職業センターが作成した障害者台帳に記載されている事項のうち、かがやきに係る記載についてはその裏付けとなる文書を保有しているはずであると主張する。

当審査会が諮問庁に対し、職業センターとかがやきの連携について確認したところ、一般的に支援を行うに当たって会議等で情報交換することはあるが、職業センターにおいて障害者台帳を作成するに当たっては、かがやきが保有する何らかの公文書を参照するなど、かがやきと連携して作成することはないとのことであった。

そうすると、職業センターが作成した障害者台帳に記載されている内容が、かがやきにおける支援の取組内容などであったとしても、職業センターが当該記載の根拠としたものを処分庁が保有していないことについて、特段、不自然な点はないと考える。

したがって、請求内容2を満たす公文書が存在しないとする処分庁の主張に不合理な点はないと判断する。

(3) 請求内容3について

処分庁は、職員の発言は既存の公文書の記載内容に基づくものではないことから、請求に係る公文書は存在しないと主張する。

市民等に対する職員の発言に係る根拠となる公文書の有無については、令和4年6月24日付け答申個第118号において判断したように、請求内容3にあるような職員の発言について、その根拠となる公文書が存在しないと処分庁の主張に、特段不合理な点はないと判断する。

(4) 以上から、当審査会は、本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。それゆえ、処分庁が公文書不存在の理由説明を行っていないという審査請求人の主張も認められない。

答申個第126号の概要

請求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・かがやき元職員が個人情報を職業センター元職員に漏えいしている根拠（請求内容1） ・個別支援計画書が発達障害者支援法に整合していない根拠（請求内容2） ・プロフィール票及び個別支援計画書が虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない根拠（請求内容3） ・個別支援計画書を再作成する件についてのやり取りを記す公文書（請求内容4）
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	<p>請求内容1及び2について 処分庁において、請求内容の前提を認識していないため、文書を作成、取得していない。</p> <p>請求内容3及び4について 公文書を取得、作成していない。</p>
審査会の結論	処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>○ 請求内容1～3について</p> <p>処分庁は、かがやきは発達障害者支援法に基づき支援を行っており、障害者支援に当たっては職業センターと支援に必要な情報を共有し連携を図っていること、また支援において適切に文書を作成していると認識していることから、請求内容にあるような違法性等を示す文書は存在しないと主張する。</p> <p>一方、審査請求人は、自身に係る支援業務の中でかがやき元職員が「個人情報を漏えいしている」こと、かがやき元職員が作成した文書が「発達障害者支援法に整合していない」ことや「虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらないと判断する」ことについて、その根拠となる公文書があるはずだという趣旨の主張をする。</p> <p>請求内容1～3は、かがやき元職員が違法な行為をしていることを前提とし、違法性を裏付ける公文書又は処分庁において違法性がないと判断できる根拠となる公文書を求めるものである。</p> <p>この点、処分庁はそもそもそのような前提に立っておらず、かがやき元職員をはじめとするかがやき職員が実施する障害者支援は適切に行われていると認識しているとのことであるから、そうである以上、当審査会としては、違法性等を示す公文書を作成や取得することがないとする処分庁の主張に特段不自然な点はないと判断する。</p> <p>○ 請求内容4について</p> <p>処分庁は、やり取りについて取得又は作成した公文書はないと主張する。</p> <p>一方、審査請求人は、やり取りを重ねていたことは事実であるから文書は存在するはずであり、また対面や電話でやり取りをしていたのであれば、その際に作成したメモが存在するはずだと主張する。</p> <p>当審査会としては、当該やり取りを対面又は電話で行っており、その内容を記録した公文書は作成していないという処分庁の主張に特段、不自然な点はないと判断</p>

	<p>する。</p> <p>たしかに、対面や電話でのやり取りの際にメモを作成することはあり得るが、必ずしもそれが条例第2条第7号にいう公文書として利用、保存されるわけではなく、本件において処分庁の主張の合理性を疑わせる事情があるとは言えない。</p> <p>また、審査請求人の主張を踏まえても、本件請求に係る公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。</p> <p>したがって、請求内容4に係る公文書が存在しないとする処分庁の主張に、特段不合理な点はないと判断する。</p>
--	--

答申個第127号の概要

請求内容	独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構京都障害者職業センター（以下「職業センター」という。）が開示請求者に対して専門的な職業リハビリテーションを提供していた事を裏付ける根拠文書
所管課	保健福祉局障害保健福祉推進室
所管課の決定	個人情報開示決定処分
審査会の結論	処分庁が行った個人情報開示決定処分は妥当である。
審査会の判断	<p>(1) 本件公文書について</p> <p>本件請求に係る公文書について、個人情報開示請求書によると、審査請求人は、職業センターが審査請求人に対して専門的な職業リハビリテーションを提供していたことを裏付ける根拠となる文書を求めている。</p> <p>(2) 本件処分について</p> <p>ア 処分庁は、当初審査請求に対し審査庁が令和3年11月22日付けで行った裁決を受けて、専門的な職業リハビリテーションの提供を担う職業センターが当該業務遂行の中で作成した本件公文書を、本件請求内容を満たす公文書として特定したと主張する。</p> <p>一方、審査請求人は、職業評価の内容を検証することなく、「職業センターが専門的なリハビリテーションの提供を担うべき施設であることは明らか」であることのみをもって本件公文書が該当すると判断することは出来ず、また「「職業評価」に審査請求人に対して職業リハビリテーションを提供したことが記載されているのであれば、少なくとも当該「職業評価」は本件請求内容を満たす公文書に該当する」とする裁決を踏まえたのであれば、どの記載をもって「記載されている」と判断したのかを示すべきであると主張する。</p> <p>よって、本件処分に対する審査請求の争点は、処分庁が本件公文書を特定したことの妥当性についてであると認められることから、この点について以下検討する。</p> <p>イ 当審査会は、令和3年11月9日付けで答申個第112号において、公文書の記載内容や作成に至った事実などを実質的に評価できるか否かを踏ま</p>

	<p>え対象公文書を特定することは、請求対象とすべき公文書の範囲を狭めることとなり適切ではなく、本件請求では、職業センターが専門的な職業リハビリテーションの提供を担うべき施設であることは明らかであることから、職業センターが業務遂行の中で作成した「職業評価」に審査請求人に対して職業リハビリテーションを提供したことが記載されているのであれば、少なくとも当該「職業評価」は本件請求内容を満たす公文書に該当すると判断した。</p> <p>ウ 当審査会において本件公文書を見分したところ、当該文書には審査請求人に対して行った各種検査の結果並びに当該結果を踏まえた支援計画、具体的目標及び支援内容といった職業リハビリテーション計画が記載されていることが認められた。</p> <p>したがって、本件公文書は、職業センターが審査請求人に対して職業リハビリテーションを提供していることを示す文書であると認められることから、当審査会としては、処分庁が本件請求に対して本件公文書を特定したことは妥当であると判断する。</p> <p>エ なお、当審査会は個人情報開示請求に対して処分庁が行った個人情報開示決定処分の妥当性について調査、審議する機関であり、本件公文書に記載されている内容について実質的に評価する立場にないことを申し添える。</p>
--	---